

第 6 回 定例会

令和 7 年12月 1 日開会

令和 7 年12月15日閉会

第 7 回 臨時会

令和 7 年12月25日開会

令和 7 年12月25日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第6回定例会

○12月1日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	議案第71号から議案第86号までの16議案及び報告2件一括上程	4
日程第3	会期決定の件について	8

○12月3日（第2号）

日程第1	議案第87号から議案第93号までの7議案一括上程	12
------	--------------------------	----

○12月4日（第3号）

日程第1	一般質問	16
4番	西村 尚彦君	16
6番	堀内 和義君	29
5番	田中 光子君	42
3番	上西 雅子君	54
4番	西村 尚彦君（続）	65
5番	田中 光子君（続）	70

○12月5日（第4号）

日程第1	一般質問	76
7番	新坂 哲雄君	76
1番	岩津 良君	87
10番	内村 立吉君	101
8番	楠原 更三君	115
1番	岩津 良君（続）	128
8番	楠原 更三君（続）	134

○12月8日（第5号）

日程第1	一般質問	140
------	------	-----

	2番 中原 美穂君	140
日程第2	総括質疑	153
日程第3	常任委員会付託	153
○12月12日 (第6号)		
日程第1	議案第94号上程	156
日程第2	総括質疑	157
日程第3	議案第94号の取り扱いについて	161
○12月15日 (第7号)		
日程第1	常任委員長報告	164
日程第2	質疑(議案第71号から議案第82号まで及び議案第87号から議案第93号までの19議案)	172
日程第3	討論・採決(議案第71号から議案第82号までの12議案)	172
日程第4	質疑・討論・採決(議案第83号から議案第86号までの4議案)	176
日程第5	討論・採決(議案第87号から議案第93号までの7議案)	177
日程第6	質疑・討論・採決(議案第94号)	179
日程第7	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	180
日程第8	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	180
日程第9	閉会中における議会運営委員会の活動について	181
日程第10	議員派遣の件について	181

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和7年第6回定例会(12月)	議案第71号	三股町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	原案決	12月15日
〃	議案第72号	三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案決	12月15日
〃	議案第73号	三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案決	12月15日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和7年第6回定例会 (12月)	議案第74号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（証明書交付手数料について）	原案 可決	12月15日
〃	議案第75号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（体育館空調使用料について）	原案 可決	12月15日
〃	議案第76号	三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月15日
〃	議案第77号	令和7年度三股町一般会計補正予算（第5号）	原案 可決	12月15日
〃	議案第78号	令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案 可決	12月15日
〃	議案第79号	令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案 可決	12月15日
〃	議案第80号	令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）	原案 可決	12月15日
〃	議案第81号	工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）	原案 可決	12月15日
〃	議案第82号	第6次三股町総合計画（後期基本計画）の策定について	原案 可決	12月15日
〃	議案第83号	教育委員会委員の任命について	原案 同意	12月15日
〃	議案第84号	公平委員会委員の任命について	原案 同意	12月15日
〃	議案第85号	公平委員会委員の任命について	原案 同意	12月15日
〃	議案第86号	公平委員会委員の任命について	原案 同意	12月15日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和7年第6回定例会 (12月)	議案第87号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月15日
〃	議案第88号	町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月15日
〃	議案第89号	令和7年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第90号	令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第91号	令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第92号	令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第93号	令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第94号	令和7年度三股町一般会計補正予算(第7号)	原案 可決	12月15日
〃	報告第8号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		
〃	報告第9号	教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	西村 尚彦	1 公共下水道事業の現状と課題について	① 現在の進捗状況と今後の計画はどうなっていますか。 ② 現在の財政状況と今後の事業費について (ア) これまでの事業費の総額と財源構成及びその割合はどうなっていますか。 (イ) 公営企業は独立採算が基本であると思いますが、使用料で運営費はまかなえていますか。 (ウ) 事業完了までに予測される事業費をどれくらい見込んでいますか。またその財源内訳をどのように予測しますか。 (エ) 現在の起債残高及び今後の起債予定額をどのように考えていますか。 (オ) これらを踏まえ、今後の整備・運営にあたっての課題とその対策をどのように考えていますか。 ③ 接続率向上のため、切り替え費用の一部助成や切り替え費用の無利子融資などは考えられないか。	町 長

1	西村 尚彦	2 蓼池地区の汚水処理整備について	<p>① 下水道事業を実施した場合、計画面積、事業期間、管渠延長距離、利用可能人口など、どう予測していますか。</p> <p>② 下水道事業を実施した場合、総事業費はどのくらいになりますか。また、その財源及び内訳をどう考えていますか。</p> <p>③ 蓼池都市下水路及び野々木川近辺の水質汚濁は改善されましたか。また、水質汚濁の原因は何ですか。</p> <p>④ これらの水質改善には公共下水道が有効であると考えますが、町の見解は、また他の方法も考えられますか。</p> <p>⑤ 人口減少が進む中、水質改善はもとより、経済発展、町内での経済循環のためにも、下水道事業を実施することは、町の発展にとっても一つの選択肢であると思うが、町はどのような見解をもっていますか。（当然、健全な財政状況を保つことが大前提だが）</p>	町 長
2	堀内 和義	1 保育園等における保育士確保対策について	<p>① 都城市は保育士確保のため市内保育園等に就職すると就職支援金を給付している。町内においても保育士不足が出ており深刻な状況であると聞いているが、保育士確保対策として支援金の給付はできないか。</p> <p>② 町内の保育所、認定こども園等の保育士不足の実態はどうか。</p> <p>③ 町内在住者で保育士を目指す学生に一部学費補助として、奨学金を給付してはどうか。</p> <p>④ 保育士を退職したOB等の復職支援はできないか。</p>	町 長

2	堀内 和義	2 主食用米生産について	<p>① 町内における令和7年産の主食用米・WCS用稲・飼料用米・加工用米の作付面積、割合はどうであったか。</p> <p>② 政府はコメの出来具合を示す作況指数を廃止し、作況単収指数を導入したが、管内においての令和7年産の主食用米の作柄はどうであったか。</p> <p>③ 猛暑による高温障害の影響で品質低下が出ているが、市場の評価が高い1等米比率はどうであったか。</p> <p>④ 全国で猛暑による高温障害が発生しているが、高温に強い高温耐性品種への転換は進んでいるのか。</p> <p>⑤ 新政権はコメ増産から需要量に応じた生産への方針に変換したが、生産調整を実施するのか。</p> <p>⑥ 令和8年産主食用米の作付予定計画はどうなっているのか。</p>	町 長
3	田中 光子	1 災害時の対策について	<p>① 民生委員や自主防災組織など、地域の支援者が要配慮者名簿や個別避難計画にどの程度関与し、連携しているのでしょうか。</p> <p>② 総合福祉センター元気の杜のような福祉避難所の役割を担う施設との連携体制はどうなっているか、災害時の受け入れ能力や運営体制はどうなっているのでしょうか。</p> <p>③ 医療的ケアが必要な要配慮者への対応について、地域の医療機関との連携協定や、災害時の医療支援体制はどうなっているのでしょうか。</p> <p>④ 地域住民に対して、要配慮者支援の重要性や、具体的な支援方法に関する啓発活動をどのように行っているか。</p>	町 長

3	田中 光子	2 さくら猫活動について	<p>① さくらねこ無料不妊手術事業の実施状況や、より多くの人に活用してもらうための事業の流れ、周知方法の見直しについて、町の考えをお聞かせください。</p> <p>② 地域猫活動における費用負担の軽減策や、どうぶつ基金の不妊去勢チケット活用支援、猫捕獲器の貸し出し等の検討されたことがありますか。</p> <p>③ 飼い主のいない猫への対応状況、地域猫の概数や分布、苦情件数の把握状況、分析はどのようになっているのでしょうか。また、地域猫活動における資金面、住民間の認識差、ボランティア不足といった課題に対する町の認識をお聞かせください。</p> <p>④ ボランティア活動への補助を考えてもらえないか。</p>	町 長
		3 デマンド交通の進捗状況について	<p>① デマンドバス実証実験について、その評価結果と、利用者の皆様からの意見はどのように集約され、今後の計画に反映されるのでしょうか。</p> <p>② 今後のデマンド交通システムの具体的な導入時期や、対象エリア、運行形態について現在の検討状況をお聞かせください。</p> <p>③ 公共交通ネットワークの中でどのように町民の利便性向上に繋がるのか、町のビジョンをお聞かせください。また、停留所にベンチを設置できないのでしょうか。</p>	町 長

4	上西 雅子	1 町内のゴミステーション設置について	<p>① 6月の8地区座談会の際に、参加住民より「公民館支部加入員以外のゴミステーションを設置して欲しい」との意見が出た。その事について検討はされているのか質問する。</p> <p>② 各地区で、公民館支部が管理しているゴミステーションをめぐる、支部加入者と非加入者との間で分断が生じている事例が聞かれる。不法投棄があった場合等の廃棄物処理・ゴミステーション管理に関して、町と公民館支部の役割について質問する。</p> <p>③ 公民館支部非加入者から、「公民館支部に加入しなくても、納税者として町内にゴミを捨てる権利はあるのではないか」との声が上がっている。 月1～2度の期日を決める等して、非加入者も廃棄できるゴミステーションを設置する必要があるのではないか。</p>	町 長
		2 高齢者支援課職員の専門職配置について	<p>① 高齢者支援課の職員のうち、今年度も専門職の正規職員は保健師1名、社会福祉士1名は福祉課との兼務のみ、主任ケアマネージャーは会計年度任用職員となっている。 正規職員での三職種の配置をすることが出来なかった理由について質問する。</p> <p>② 専門職が配置されていない事で、現場での不具合は生じていないか、質問する。</p> <p>③ 継続的に相談が必要なケース対応等は、そのケースに応じた専門的かつきめ細やかな対応が、切れ目なく行われる必要がある。その場合、継続的に専門的な対応が出来る人材が必要だと思われるが、現在の専門職配置が十分になされていない状況をどう考えているか、意見を問う。</p>	町 長

4	上西 雅子	3 「原子力災害」対策について	<p>① 鹿児島県川内原発は、町境から直線距離で約90キロ離れた地点にある。大地震等で事故が起こった場合の災害対策は整備しているのか、質問する。</p> <p>② 町はUPZ（原子力防災重点区域）から外れてはいるが、福島第一原発事故の例を見ると、区域外でも放射能の影響を受けると考えられている。万が一の際の指針やマニュアルを整える必要があるのではないか、質問する。</p>	町 長
5	新坂 哲雄	1 農業対策について	<p>① 数年ぶりに出された稲作新品種南海189号はどのような特徴を持っているのか。</p> <p>② 生産調整のため農家への注文苗の制限があるのか。</p> <p>③ 農業委員より地域に2名は必要ないと聞くが、調整は出来ないか。</p>	町 長
		2 火葬費用について	<p>① 亡くなられた方の火葬費用が、本町と都城市で格差があるが軽減策は考えられないか。</p> <p>② 負担軽減のための助成はできないか。</p>	町 長
		3 県道33号線について	<p>① 三股橋から梶山方面への道路白線（センターライン）が消えているが、その対応は出来ないか。</p>	町 長

6	岩津 良	1 部活動の地域移行に際する三股町の進捗と体制構築について	① 【部活動地域移行による影響について】 ・部活動地域移行による影響から地域移行に伴う今後の部活動の在り方について問う。 ・部活動地域移行による影響から指導者確保や処遇について問う。	町 長 教育長
			② 【部活運営や負担について】 ・指導者不足や部員不足により、将来的に活動が成り立たない場合の対策は。 ・地域移行に伴い、指導料、施設利用料、保険料等の新たな「会費」が発生し、保護者の経済的負担（保護者負担）が増加はされないのか。	教育長
			③ 【地域クラブ等との連携、管理体制について】 ・現況で将来的に外部団体移行見込みがある部活種を問う。 ・地域クラブや民間スポーツ団体に対して、施設や活動場所の提供や連携の方針について問う。	
		2 子育て政策の抜本的強化について	① 【小学校給食費無償化について】 ・中学校に続き「小学校給食費の完全無償化」の実現の為の、具体的な財源確保の見通しについて問う。また、ふるさと納税は有意な活用であるが、今年度の納税寄附見込み額は。	町 長 教育長
			② 【保育料第2子無償化について】 ・実現についての見解は。また、第1子も含めた恒久的な財源確保の計画について問う。	町 長
			③ 【私教育並びに学習機会保障の見解について】 ・現行の「就学援助制度」に加え、「学習等の機会の格差」を埋めるために、塾や習い事の費用を直接補助する「バウチャー（クーポン）制度」や「習い事費用助成」等の導入は検討できないか。	町 長 教育長

6	岩津 良	3 今市14号線の交通安全対策と住民の合意形成について	<p>① 【一部住民から計画への懸念について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路交通安全プログラムによる、要望に至った詳細のプロセスを教示ください。 ・住民間との齟齬がありながら、今後どのように図り事業を進めていくお考えか、町の見解を問う。 	町 長 教育長
7	内村 立吉	1 パークゴルフ場について	<p>① パークゴルフ場の新規コースの整備についての状況は。</p> <p>② パークゴルフ場新規コースについて、周辺の施設配置等（キャンプ場、炊事等）の移設についてはどう考えているのか。</p> <p>③ 今後の計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規コースの工事は、いつ頃から始めるのか。 (2) 新規コースは、いつ頃オープンするのか。 	町 長
		2 農業について	<p>① 農地中間管理機構（農地バンク）に土地を預ければ、固定資産税が半額になる優遇制度について、本町の農業委員会として問題はないか。</p> <p>② 主食用米、WCS、飼料作物、加工用米、飼料用米の水田作付状況は。</p> <p>③ WCS（稲発酵粗飼料）の検査期間、検査結果（合格面積、不合格面積）は。</p> <p>④ 検査方法が変わったことで、結果に変化があったか。また、不合格面積についての内容は。</p> <p>⑤ WCSの再調査についての内容は。</p>	町 長
		3 上水道事業について	<p>① 上水道事業の管路更新計画について予算計上されているが、その内容は。</p> <p>② 上水道事業の施設更新計画について予算計上されているが、その内容は。</p>	町 長

8	楠原 更三	1 郷土愛育成について	<ul style="list-style-type: none"> ① 郷土愛を養うための環境整備について、今後の予定はあるのか。 ② 講演会等で、三股の特徴等を知る機会を定期的に設けられないか。 例) 三股を取り上げた人気時代小説家を招いた講演会 ③ 教育課・企画商工課など、課を横断した取り組みで、地域活性化の一つとして、興味を持って町内を隈なく歩き回れる文化財マップを作成できないか。 ④ 地域活性化と絡めて、町内文化財ボランティアガイド養成講座を開設できないか。 ⑤ 冊子『三股町の歴史と文化財』の発行部数及び在庫数。 ⑥ 『三股町の歴史と文化財』の活用実態。 	町長 教育長
		2 町立図書館について	<ul style="list-style-type: none"> ① これまでの利用者の推移と変化の要因。 ② 町の図書館の魅力度アップのために取り組んできた代表的な事柄。(含、購入図書選定状況) ③ リニューアルを控えて、利用者をより増やすための取り組みを考えているか。 ④ 郷土史コーナーの書籍は十分と考えているか。(含、郷土史コーナーから各小学校への貸し出し状況) ⑤ 移動図書館の利用条件と利用状況 	教育長

9	中原 美穂	1 おくやみワンストップ窓口の設置と、行政手続きの一元化に向けた体制整備について	<p>① ご遺族を亡くされた方々の現状の手続きと町民の負担について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三股町役場にて、どのような手順で、どのような手続きを行わなければならないのか。現在どのような流れ・案内体制を取っているのかを問う。ご遺族から「何度も同じ説明をしなければならない」「どの課を回るのか分かりにくい」といった声は届いていないかを問う。 <p>② 現行案内体制の課題認識について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課ごとに手続きが分散している現状は、町民や職員にとっても効率的とは言えません。死亡に関する届け出や保険、年金、介護、税、口座など、複数の課を横断する事務の現状課題をどのように認識されているのか見解を問う。 <p>③ 他県で実施されている「おくやみ窓口」、「おくやみコーナー」導入自治体の把握と評価について町の考えを問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国では、大分県別府市をはじめ、松阪市、岐阜市、千葉市、そして隣接する都城市などでも「おくやみ窓口」が設置され、遺族の手続きを一括で支援する体制が整っている。 <p>こうした先進事例を町としてどのように把握し、どのように評価されているのか町の考えを問う。</p> <p>④ 三股町での導入可能性と段階的整備について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の手続き負担軽減・職員事務業務の効率化の観点から、申請書の事前準備、チェックリスト配布、予約制、相談窓口など、死亡時の手続きを支援する仕組みを段階的に整備していく考えはないかを問う。 	町 長
---	-------	--	--	-----

9	中原 美穂		<p>⑤ デジタル化・官民連携による効率化への展望について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市などでは、マイナンバーカードや官民連携システムを活用し、死亡後の手続きをオンライン連携する取り組みも開始されている。 <p>本町においても、デジタル化や情報共有システムを活用した手続き簡素化について、今後の展望を問う。</p> <p>⑥ 町長の方針と今後の検討方向について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民にとって最もつらい時期に、安心して寄り添える行政であることが求められている。 <p>「町民が迷わない・困らない・たらい回しに合わない」仕組みづくりは、行政の信頼にも直結する。</p> <p>今後、町として「おくやみワンストップ窓口」設置に向けた検討をどのように進めていく考えか、町長の所見を問う。</p>	町 長
		2 三股町の治安維持、安全面における取組について	<p>① 防犯意識の醸成と地域・行政・学校の連携体制について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先月、全国ニュースで少年の薬物乱用事件が報じられ、町内全域に衝撃が走った。犯罪や薬物のリスクから子供たちを守るためには、施設整備だけではなく、地域全体での見守りと教育の両論が不可欠である。町として、地域防犯組織やPTA、学校、警察との連携をどの様に強化する必要があるのか意見を問う。また、「子供を守る防犯ネットワーク」や「安心パトロール」のような町主導の取組を拡充していく必要性はないのかを問う。 	町 長 教育長

9	中原 美穂		<p>② 中学生を中心とした薬物乱用防止教育の現状と強化対策について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国（アメリカ）等では、中学生の段階から薬物の危険性を徹底的に教育するプログラム（例：DARE）が導入されている。三股町における薬物乱用防止教育の現状と、今後の課題について問う。また、実践的な啓発活動（講和・リーフレット・体験型教育等）の導入予定があるのかを問う。 <p>③ 旭ヶ丘運動公園付近における不審者情報、動物虐待者発生における安全対策、治安維持について問う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭ヶ丘運動公園付近では近年、不審者情報が相次ぎ町民やスポーツをされる児童に不安が広がっている。スポーツ施設や宿泊施設も多く、WBCチェコ代表のキャンプ地としても注目された地域であり、町内外からの来訪者も増えている。このような地域特性を踏まえ、防犯カメラ、LED街灯の増設等の防犯対策をどのように計画されているのか、現状と今後の整備方針を問う。 	町 長 教育長
---	-------	--	---	------------

◎第7回臨時会

○12月25日（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名 187

日程第2 議案第95号の上程 187

日程第3 会期決定の件について 189

日程第4 質疑・討論・採決 189

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和7年 第7回臨時会 (12月)	議案第95号	令和7年度三股町一般会計補正予算 (第8号)	原案 可決	12月25日

三股町告示第106号

令和7年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月25日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年12月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○12月3日に応招した議員

○12月4日に応招した議員

○12月5日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和7年12月1日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第71号から議案第86号までの16議案及び報告2件一括上程
日程第3 会期決定の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第71号から議案第86号までの16議案及び報告2件一括上程
日程第3 会期決定の件について

出席議員(10名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君

欠席議員(2名)

4番 西村 尚彦君	12番 山中 則夫君
-----------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

- 議長（指宿 秋廣君） それでは、ただいまから令和7年第6回三股町議会定例会を開会します。
 ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。
 本会期中の会議録署名議員に、1番、岩津議員、6番、堀内和義議員の2人を指名します。

日程第2. 議案第71号から議案第86号までの16議案及び報告2件一括上程

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第71号から議案第86号までの16議案及び報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

- 町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和7年第6回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第71号「三股町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与するため提案するものでございます。

次に、議案第72号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和8年4月1日から事業開始となる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する事業者の認可手続、子ども・子育て会議での意見聴取、設置許可を今年度中に進めるため、その設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案するものであります。

次に、議案第73号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を国基準に合わせ、義務化されている安全計画の策定及び努力義務とされている業務継続計画の策定についての規定を新設するため一部改正するものです。

次に、議案第74号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（証明書交付手数料について）」、ご説明申し上げます。

本案は、土地家屋名寄帳（固定資産税台帳）の証明書交付の際、必要となる手数料について近隣市町村の状況を調査した結果や住民サービスの向上の観点から、県内市町村との均衡を図りつつ、1名義をもって1件とする手数料の単位の見直しを行うため一部改正するものでございます。

次に、議案第75号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（体育館空調使用料について）」、ご説明申し上げます。

本案は、三股町体育館の空調使用料を設定するとともに、学校体育館の使用料算定方法の変更及び空調使用時間の取扱いを変更するため一部改正するものです。

次に、議案第76号「三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業における企業職員の給与等について定めた本条例のうち、会計年度任用職員に関わる取扱いを規定した条につきまして、見出しの不足及び制定位置の不相応といった形式的な不備がありましたことから、これを改めるものであります。

次に、議案第77号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、災害復旧事業費及び各種事業の変更、決定、実績見込みなど、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額152億4,078万6,000円に歳入歳出それぞれ5,586万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,665万円とするも

のであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）950万1,000円、施設型給付費負担金3,194万7,000円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、施設型給付費負担金1,146万4,000円、過年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1,857万4,000円などを増減額補正するものであります。

繰入金は、交流拠点施設整備基金繰入金400万円、森林環境譲与税基金繰入金600万円などを増減額補正するものであります。

町債は、交流拠点施設整備事業4,450万円、役場前通線歩道整備事業1,750万円などを増減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、交流拠点施設整備事業設計業務委託料6,285万7,000円を減額補正し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金884万7,000円などを増額補正するものであります。

民生費は、こども医療費752万7,000円、施設型給付費2,671万5,000円などを増額補正し、介護保険会計繰出金（給付費）1,128万5,000円などを減額補正するものであります。

農林水産業費は、委託型地域おこし協力隊事業委託料250万円、再造林率向上強化対策事業補助金600万円などを増減額補正するものであります。

商工費は、WBC合宿歓迎事業に係る町観光協会補助金300万円を増額補正するものであります。

土木費は、役場前通線歩道整備事業3,750万円などを増額補正するものであります。

教育費は、GIGAスクール環境整備事業電子教材使用料387万円などを減額補正し、小学校光熱水費426万7,000円、学校給食弁当代替者補助金16万6,000円などを増額補正するものであります。

災害復旧費は、福留水路余水吐新設工事2,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表継続費補正については、交流拠点施設整備事業の年割額を変更するものであります。

次に、第3表繰越明許費補正については、地域医療介護総合確保基金事業ほか7事業を追加するものであります。

次に、第4表地方債補正については、交流拠点施設整備事業ほか1事業の限度額を変更するも

のであります。

次に、議案第78号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億4,000万2,000円に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,122万2,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、一般管理費を増額補正するものであります。

次に、議案第79号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億7,060万5,000円から歳入歳出それぞれ5,920万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,139万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費の減額補正に伴う国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を減額補正するものであります。

次に、議案第80号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,316万7,000円から歳入歳出それぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,250万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入を減額補正するもので、歳出については、介護予防作成プラン委託料を減額補正するものであります。

次に、議案第81号「工事請負契約の変更契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事において、天井裏ライトゲージの取付が不要になったことから、工事請負契約の変更をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号「第6次三股町総合計画（後期基本計画）の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年度から令和12年度までの10年間における基本構想に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする後期基本計画を、重点目標として位置づけた第3期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含し策定するもので、三股町議会基本条例第9条により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。

現委員の長岡江利子氏が令和7年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き本町教育委員の最適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第84号から議案第86号までの「公平委員会委員の選任について」は、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

ご承知のように、公平委員会委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者を選任することとなっております。

現在の委員3名は、令和7年12月31日をもって任期4年の満了となるところでありますが、引き続き選任となります宮内浩二郎氏と黒木弘己氏、退任される岩元安子氏の後任としまして、新たに轟木紀美子氏を選任するものであります。

轟木紀美子氏は、これまでに、都城市立上長飯小学校、三股町立三股小学校等で勤務されており、地方自治の本旨、行政事務処理への理解及び人事行政に精通していることから、最適任者として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、16議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出しております。

まず、報告第8号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、去る6月27日に、都城市内の駐車場で発生した公用車による物損事故によるもので、関係法令の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第9号「教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について」は、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細につきましては、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時26分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会
.....

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和7年12月3日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和7年12月3日 午前10時00分開議

日程第1 議案第87号から議案第93号までの7議案一括上程

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第87号から議案第93号までの7議案一括上程

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第87号から議案第93号までの7議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、本日追加提案されます議案第87号から議案第93号までの7議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第88号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和7年11月11日に閣議決定のあった令和7年人事院勧告に関連するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第87号は、人事院勧告に基づいて、初任給の引上げ、また若年層の職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象とした月例給の引上げ、ボーナス引上げを実施するとともに、通勤手当の見直しを行うものであります。

まず、人事院勧告に基づく主な条例の一部改正についてご説明申し上げます。

月例給は、令和7年4月1日を基準日として、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定するものであります。

ボーナスは、令和7年12月1日を基準日として、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年以降の手当調整のために改正するものです。

通勤手当は、現行の距離区分において、200円から7,100円の幅で引き上げるものであります。

次に、議案第88号は、令和7年人事院勧告に関連して、一般職の国家公務員の給与改定及び

特別職の職員の給与に関する法律に準じて、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第89号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額152億9,665万円に歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,837万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金、県支出金及び特別会計繰入金は、人事院勧告による重層的支援体制整備事業に係る歳入を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費などを増額補正するものであります。

民生費の繰入金については、各特別会計の人事院勧告に伴う負担額を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第90号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億4,122万2,000円に歳入歳出それぞれ209万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,331万8,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第91号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億6,691万6,000円に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,720万2,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第92号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億1,139万6,000円に歳入歳出それぞれ278万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,418万円とするものであります。

歳入の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額に関わる保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第93号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,250万7,000円に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,321万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額に関わる一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

以上、7議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時10分休憩

〔全員協議会〕

午前10時11分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時11分散会

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和7年12月4日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和7年12月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせ50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） おはようございます。発言順位1番、西村でございます。今回通告をしてきました一般質問につきましては、公共下水道の現状と課題について。そして、蓼池地区の汚水処理整備について、この2点について質問したいと思います。

まず最初に、公共下水道の現状と課題についてを質問を行いたいと思いますが、実は今回、この公共下水道事業の質問をしようとしたきっかけが2つあります。

まず一つ目なんですけど、公共下水道事業は、実は令和6年4月から地方公営企業法を適用されて、会計処理が公営企業会計のほうに移行されました。

これまでも予算、決算含め、公共下水道報告があつたんですが、なかなか一般会計処理では見えない部分がある。これが公営企業会計に移行したことによって、貸借対照表なんか出ると、資産の状況とか負債の状況、または資本の状況がもう一目瞭然に分かるということで、今回の9月の決算を見たときに、本当にこう大きな費用がかかっているんだなと感じたのがまず一つ。

それともう一つが、ちょっと日付は忘れたんですけども、議会の全員協議会の中で、下水道事業の経営戦略というのが説明がありました。今後10年間にわたる公共下水道の経営について報

告があったんですが、当然10年間、歳入歳出、収入費用、均衡が取れるような計画になっているんですけど、果たしてこれがこのとおりに行くのかなというところも含めて、非常に大きな事業費が要るこの公共下水道について、今日はいろんな方面から質問をさせていただき、今後どのように取り組んでいくのが三股町の財政にとってもいいのかというのを聞いていきたいと思imasu。

ということで、まず最初に、質問事項の1番なんですが、まずは、今現状がどうなっているかというのを知ることが一番だと思imasuして、現在の進捗状況と今後の計画ということで聞いていきたいと思imasu。あとは、質問席のほうで聞いていきたいと思imasu。よろしくお願imasuします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。公共下水道事業の現状と課題について。①の公共下水道事業の現在の進捗状況と今後の計画はどうなっているかについてのご質問にお答えいたします。

公共下水道事業につきましては、令和4年度に見直しを行いました三股町公共下水道計画に基づきまして、現在管渠整備を進めているところであります。

配付してます資料1をご覧ください。現在整備を行っております中央地区を地図上に示しております。

内訳としましては、灰色に塗ってあるエリアが令和5年度までに整備を終えた地域、青色が6年度の施工区域、赤色が7年度、今年の予定地域、緑色が8年度以降の予定地域というふうな区分になります。

中央地区における計画面積は498.89ヘクタールで、令和6年度末現在の整備状況としまして、整備済面積389ヘクタール、管渠の延長として86.1キロメートルの整備を完了し、整備率は78.0%となっております。

ちょうどこの裏のほうに、その数字が書いてありますので、またご覧ください。

また、6年度末現在、利用可能人口は1万3,269人で、このうち利用人口は7,969人、接続率60.1%となっております。

人口密度の指標基準は、特に設けられていないところでありますけれども、計画面積1ヘクタール当たり、現在人口が33.0人となっております。

なお、公共下水道事業につきましては、平成10年度に事業に着手、同17年度に供用を開始しており、現在着手から27年、供用開始から20年を経過したところでございます。

次に、事業完了については、同計画では管渠整備については令和14年度までに終えることを目標予定としております。また、将来の人口推計を踏まえまして、同時期における利用可能人口

を1万6,906人と見込んでおり、接続率については62.3%と推計しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま町長のほうから、現在の進捗状況と今後の計画ということで答弁がありました。

整備率としては78%ということで、約8割がもう済んでいるということで、残り2割ということになっております。

また、供用開始は20年なんですけど、やっぱり着工から7年ぐらいかかっていますね。要するに、施設整備とかが管渠が整わないと事業が始まらないということで、この辺が、この間は多分当然使用料収入も入らないわけですし、非常に大きな経費がかかっているというように予想するところです。

あと、また後ほど聞いていきたいと思うんですけど、接続率のほうもちょっと低いのかなと。もっと増えたほうがいいんじゃないかなと思うところもあるんですけど、その辺の考えも含めて、また後段の質問のほうで聞いていきたいと思うんですけど、続きまして、施設の状況は分かったんですけども、今度は事業費ですね。財政状況事業費について、お尋ねしたいと思います。

②の（ア）になるんですけども、これまでの事業費の総額と財源の構成、割合についてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） これまでの事業費の総額と財源構成及びその割合はどうなっていますかとのご質問にお答えいたします。

事業着手いたしました平成10年度から令和6年度までの27か年における事業費は、109億9,289万1,000円となっております。

財源につきましては、同じく27か年で国庫補助金が47億1,589万円、率にして42.9%、企業債が46億9,320万円、42.7%、その他財源15億8,380万円、14.4%という構成となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 109億円という、非常に大きなお金が投じられているというのがこれで分かりますし、またこの事業に関しては、多分国のほうのいろんな補助金等、約42%ということで、また国からも大きな金額が入っています。

同じように企業債されるんですけど、あとその他というところでちょっと聞きたいんですけども、

多分一般会計等からの繰入れもあるんじゃないかと思うんですが、そこについて、このその他についてお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） その他財源の構成内訳としましては、受益者負担金、それから繰入金、今ご質問のとおり繰入金などで構成をされるということになります。

一般会計からの繰入状況について、ではお答えをいたします。

6年度決算で、公共下水道につきましては2億3,626万9,000円となっております。内訳としましては、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、両予算を合わせまして、基準内繰入れが1億7,867万1,000円、基準外が5,759万8,000円となっております。

なお、基準内、基準外につきましてですけれども、地方公営企業については地方公営企業法等による経営の基本原則を堅持しながら、経営健全化や基盤強化を図るために必要な繰出しを行うこととして、国によりまして項目ごとにその基準運用について示されております。

例で申し上げますと、雨水処理にかかる経費、また分流式下水道事業にかかる資本費など、公益性の高い部分を対象としているということになっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、その他の事業費の中には、負担金があり、繰入金があると。繰入金は町からの繰入れ、補助負担金ということで、今ちょっと出たんですが基準内、まあ公営企業法で規定された繰入れが許された金額等があるということで、それと基準外もあるということなんですが、この基準外の性格というのは、どのようなものかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えをいたします。

申し上げたことの繰返しになるところもありますけれども、基準内がまず定まっておりますので、基準内の算定をいたします。それに基づいて、下水道事業のほうで、どうしても、現在今使用料収入だけでは回せない部分が、まだ管渠整備続いていますので、そのあたりについて繰入れを必要とするときに基準外、基準内以外のものの繰入金を総称して基準外繰入れというようなことの区分になります。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 要するに、法律で定められた範囲内では、基準内で一般会計から繰入れますよ。それ以外で賄えないものについては基準外ということは、先ほどありましたように、事業開始から供用開始まで7年かかりますと、施設が当然ないと始まらないということで、その基準外というのは、主にこの施設とか管渠の整備に使うというふうに考えてよろしいでしょ

うか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 基準内は先ほど申し上げたとおりなんですけど、雨水処理であるとか、分流式の下水道事業ということで、国が定めた基準にはまるものであれば、施工費に限らないですけども、そういった経費は基準内ということで一般会計からの繰入れを行うものというふうに定めてあります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） これは、もう一つ聞きたいのは、国からの補助金もあります。企業債も借ります。起債を起こすときには、交付税措置なんかも当然あると思うんですが、この下水道事業の場合の交付税措置というのは、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 基準内、基準外というところがございますけれども、一般会計のほうからは、負担金、補助金というような形で出しているわけなんですけど、令和6年度の実績でいきますと、これは農業集落排水も含めたところでの金額になるんですけども、普通交付税の算入ということで、これは基準内の部分だけが一部交付税の措置の対象となるということで、金額としましては1億2,728万6,000円というふうになっているところがございます。

また、基準外につきましては、交付税措置はないというふうになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、続いての質問に入るんですが、公営企業法というのは、公営企業法に基づきまして、事業を伴う収入によってその経費を伴い、自立性をもって事業を継続する。要するに独立採算の原則が適用されるというふうになっております。

ということで、基本使用料で運営費は賄うというのが基本になっているというふうに思っております。また、先ほどありました水道事業等経営戦略のほうでいくと、この経費回収率というのがありまして、経費回収率が費用と収入、100%を目指すということになっているんですが、この辺についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 先ほど経営戦略についてお尋ねをいただいたので、少し補足をさせていただきますと、収益的収入及び支出、いわゆる3条予算における基準外収入ですね。こちらは経営戦略の中ではゼロ円というふうに資産を見込んで10年間見込んでいるところになっています。

それから、資本的収入及び支出、いわゆる4条予算のほうになりますけれども、こちらの基準外収入については、現在管渠とか施設の整備途中ですので、年度ごとに必要となる工事費に対して、財源計上しているところですが、整備事業が終了しますと、単年度での所要額を大きく減額するというところで見通しています。

基準内については、公共性、公益性の高い部分について、国から示された基準で計上しますので、公営企業側で可否を決められるような性質ではちょっとないものというふうになっていますので、制度の趣旨に基づいて、今後も適切な繰入れが図られていくというふうになっています。

それから、お尋ねをいただきました公営企業は独立採算が基本であると思うが、使用料で運営経費を賄っていますかとのことのご質問ですが、企業会計では、その収支を年度単位の事業経営に係る収益的収入及び支出と、期末の財政状況に係る資本的収入及び支出、この2つに明確に区分することとされておりますが、ご質問の使用料、また運営経費といったものにつきましては、事業経営に係る事項ということになりますので、収益的収入及び支出、いわゆる3条予算に計上される事項となります。

6年度決算で申し上げますと、3条収入に当たります営業収益、このうち下水道の使用料が1億4,273万4,467円ございました。他方、支出に当たります減価償却費を除いた営業費用合計、こちらが1億4,029万706円となっており、両者の単純比較で申し上げますと、支出を賄える収入額というふうになっているところではあります。

3条予算で計上いたします長期前受金、戻入益を充当した後の減価償却費、また企業債の利息といったものについては、営業収益が及んでいないところですので、また本町の下水道事業、こちら現在も管渠や施設の整備を行っておりますことから、資本的収支を対象とする4条予算も含めて、ご説明のとおり繰入れを行っているということになります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 要するに、今のをちょっと簡単にしますと、使用料収入でその維持経費とかは賄っていると。ただ、管渠とかいろんな施設整備にかかる費用はまだ途中であるから、先ほど言いましたように、町からの繰入れがないと、今のところは営業は立てないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

使用料自身でご説明させていただいたように、減価償却費の残分であったりとか、企業債利息といったものが今現状賄えてないので、そのあたりについては、繰入れの資金を必要としているという現状は、そのとおりでよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ということは、企業債の利子の償還含め、そのもろもろというのが、今は繰入れに頼っているということでした。

先ほど、一番最初に町長のほうからありましたように、現在の事業整備率は78%なんですけど、接続率が60.1%ということなものですから、ここが伸びると今言われたその企業債利子も賄える。その他の経費も賄えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 先ほど申し上げたんですけど、その経営戦略の中では、基準外繰入れを3条予算についてはゼロ円を見通した経営戦略にしていますので、当然基準内は繰り返になりますけど、公営企業側で受け取るか受け取らないか、可否を決めるとか、そういう性質のものではないです。計上したものについては、一般会計から繰り入れるということが定まっていますので、それは必要とするということになっています。

なので、繰入れ全体でいくと、基準外は限りなくゼロに近づいていくというのが理屈としてはあるので、その前提となるのは当然接続率の向上ということでの利用料収入、負担金の収入ということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。とにかく接続率を上げて、使用料収入が上がることによって、基準内のその繰入れというのは法律の定めであるから、これはもう当然のこととして、基準外繰入れについては、ここが増えれば減るというふうに理解いたしました。

それでは、次の質問になるんですが、次は（ウ）ですね。今進捗率が78%ということで、事業完了までに、事業完了が先ほどの資料によりますと、（ウ）の質問ですね。事業完了までに予想される事業費をどれぐらい見込んでいますか。また、その財源内訳をどのように予測しますかについてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 事業完了までに予測される事業費をどれぐらい見込んでいますか。また、その財源内訳をどのように予測しますかとのご質問にお答えいたします。

三股町公共下水道計画では、まず管渠整備について、先ほどのとおり令和14年度までを予定するほか、17年度から20年度にかけて利用者増加に対応するため、浄化センターにおいて処理池1池の増設を計画に搭載しております。

以上を含みます事業費といたしまして、16億7,720万円と推計をいたしております。

財源につきましては、国庫補助金が7億400万円、率にして42.0%、企業債が8億9,020万円、53.4%、その他財源7,700万円、4.6%という構成になっております。
以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 完成が令和14年度ということで、約あと7年間ぐらいですね。費用があと16億7,000万ですかということなんですけど、どうなんでしょうか。これは、今のところの計画なんですけど、順調にこの令和14年度で済むかどうかというのは、どうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 計画どおりに済むのかという点についてお答えをいたします。

計画区域内の管渠整備について、実際に着手ができるかどうかという判断は、国庫補助金の確保を現在前提としております。

ここを確保するための国との協議状況についてですけれども、新たな管渠整備などについては、前年度の一定範囲内での協議額となるなど、縮小傾向が見られております。

このことから、これが続きますと、令和14年度予定する期間の延伸についても、厳しい見通しも持たざるを得ないところになります。

また、下水道事業では、令和3年度から8年度までの予定で衛生センターの後継となりますし尿污泥処理棟の築造事業になっておりますけれども、未着手の工区もまだございますことから、早期に築造、整備が終えられるよう、注力する必要もあると考えております。

引き続き、県と調整なども通じまして、本町の実情や段階に即した財源確保を進めて、これに見合う整備を基本といたしまして、整備率残り22.0%の完成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今の答弁聞きますと、国の補助がちょっと減少ぎみだということで、事業の進捗に影響があるんじゃないかということでした。

ということは、厳しいということは、令和14年度がさらに延びるかもしれない。確かにこの財源構成見ても、国の補助が約4割以上ですから、これがないことには、本当に事業は進まないかなというふうに感じております。

あと、今後の予想される事業費の割合の中で、企業債がやっぱりちょっと高くなっているのかと、割合。金額は8億9,000万ぐらいなんですけども、53%ということで、これも当然国の補助金の関係で増えているのかなと感じるところなんですけど、次の質問に移りたいと思いますが、現在の起債残高及び今後の起債予定というのについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 現在の起債残高及び今後の起債予定額をどのように考えていますかとのご質問にお答えをいたします。

令和6年度決算における未償還残高は、33億6,437万6,400円となっております。今後の起債予定額については、先ほどご説明いたしました事業費財源のうち、企業債が当たりますので、同額の8億9,620万円と見込んでおります。

なお、企業債については、長期の下水道事業を継続することを担保いたしますことで、整備に要する費用についても、将来を含む利用者によって長期的にかつ広範な負担で賄える手段となりますので、必要な財源として取り込んでいくものとしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 起債残高が33億余り。今後まだ9億近くの起債を予定しているということなのですが、実は一番最初、冒頭に、この質問をしたきっかけというのが、公営企業会計になったということで申しましたが、貸借対照表を見たとき、この起債残高というのを目にして、ああ、かなり大きな額だなと感じたところです。

というのが、9月の決算の議会のときに、一般会計のほうの説明があったんですが、令和6年度の一般会計の地方債残高が60億ちょっとなんです。当然この中には、特例債なんかも含めてますから、純粋な起債残高って30億、40億弱ぐらいかなと思います。

それに匹敵するほどの起債残高があるということで、なかなか目に見えないんですけども、通常は、我々は一般会計の起債残高とか預金を見て、新しい状況はどうだこうだという話をするんですが、やっぱりこの公共下水道も30億以上があるということで、これを合わせるとトータルで100億近く借金があるということで、やっぱり非常にこの公共下水道も、大きな投資がありますけど、この財政運営については常に気をつけていかないといけないじゃないかと感じたのが、今回の質問になったきっかけになります。

分かりました。まだ当然残り22%の事業を完成するためには、施設整備、管渠整備要りますので、当然お金が要するというのは当然なんですけども、そこ辺の兼ね合いが、そうは言いながらも早く接続率を上げて、通常の3条予算に伴う経費は賄えるようになるというのが一番理想だと思います。

それでは、次の質問に行きますが、これらを踏まえて、今後の整備運営に当たっての課題。また、その対策についてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） これらを踏まえ、今後の整備運営に当たっての課題とその対策

をどのように考えていますかとのご質問にお答えをいたします。

初めに、整備についての課題ですけれども、管渠布設の際、水道と比べまして掘削の幅や深さともに大きく、施工費が高額となることから、結果として整備期間が長期間に及んでしまうという構造的な課題がございます。

現在、計画区域内で実際に着手できるかの判断は、国庫補助金の確保を前提としております。時々の経済情勢にも左右されてまいりますけれども、常に最大限の財源を確保していくという点を重視しまして、県との調整も通じながら、機会を逃さず求めていくなど、今後も継続した取組が対策として重要かと考えております。

また、運営につきましてですけれども、生活排水は処理方法問わず私費負担が原則とされております。公共下水道は整備途中ですので、年度の事業費は大きくなってまいりますけれども、こうした整備費も長期間にわたる安定的な事業継続の担保によって、将来の利用者からこちらの収入も踏まえ、回収をしていくということになります。

その上で、進捗に応じた利用者を適時に確保し、営業収入や負担金を積み上げていくことが重要ですので、課題としては接続率の確保ということになると考えております。

その対策といたしましては、対象の世帯、常に把握できておりますので、利用可能となってからの時間的な経過などの地域差や、現行の排水処理方法による違いなど、個別の状況に応じて適切な接続勧奨の方策がとれるよう、工夫を続けたいと考えております。

また、安定した事業継続、経営基盤の強化及び経常的経費の削減などに向けて、6年度に農業集落排水事業統合の上、地方公営企業法全適企業へ移行をいたしました。

メリットの事例といたしまして、企業経営に基づく的確な消費税計算に基づいて、還付について大幅な増額を図っております。また、時を同じくしまして、経営戦略の全面改定、ストックマネジメント計画の策定なども行いました。

これらによる成果が着実に得られるよう、常なる経営努力も重要な対策であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。担当課としては、いろんな方法を探って、健全な経営ということを目指しているのが分かりました。

先ほど言いましたように、今回貸借対照表が出たことによって、下水道事業の財産というか、資産があらわになっております。水道事業の貸借対照表をちょっと見たところ、大きな違いがあると感じたところです。というのが、水道事業はたしか昭和37、8年に供用開始したと思うんですが、資産の合計が、事業としては60年以上たっていると思うんですけども、資産合計が

33億なんですね。

先ほど課長からあったように、下水道事業は掘削も深い、いろんなお金がかかるということで、こんなに事業費が違うんだと。期間としてはもう公共下水道の2倍以上あるんですけど、金額は3分の1ぐらいですね。33億ぐらい。

下水道事業のほうの貸借対照表を見ると、資産総額が90億ぐらいあるんですね。やはりこれだけお金がかかって、非常に大きな事業だということを感じました。

しかも、先ほどありましたように、接続率を上げることが一番だということなんですけども、ちょっと担当課と話して聞いたところ、下水道事業区域に認定されると、下水道に接続しなければならぬという決まりがあるということで、ただ現在ご承知のように、合併浄化槽もありますし、単独浄化槽もありますし、下水道もあります。だから、どれをつなぐかというのは、当然個人の自由ですし、担当課に言うと下水道流域になったからといって、罰則がないということで、非常にそこが悩ましいところだというお話も聞きました。

確かに下水道事業、区域を広げて対象人口を広げて、接続率を上げることが大事なんですけど、やっぱりその選択がある。

たしか前の一般質問のときにも、ほかの議員から質問があったと思うんですが、接続に関する費用もかかるということで、何か二重に投資になっているような気もするし、なかなか厳しい経営だというふうに思っています。

もう一つ紹介したいのが、これは青森県の野辺地町というのが公共下水道というのがあったんですが、実はここが事業認可を受けて事業をやったんですが休止、10年目に休止して、そして20年目に廃止をやってるんですね。公共下水道も国の事業認可を受けて廃止ができるんだと思ってるいろいろ調べたところ、やはり町の財政状況が悪くなって、途中でやめたというような例が出ておりました。

確かに先ほど言いましたように、一般会計の処理していると、見えなかったところが、公営企業会計をすれば、見えてくるんですけども、やはり町にとっては、一般会計の借金も、公共下水道の借金も一緒ですから、そういう意味でいくと、この青森県の野辺地町みたいに財政状況によっては、この大きい公共下水道を中止するという選択肢もあるのかなというふうに思っています。

そういうところから見て、常に経営状況を我々議会としてもチェックをしていかないといけないんじゃないかなというふうに感じたところです。

それでは、最後の③になるんですけども、今のトータルで聞いたとき、取りあえず町からの繰入れ、特に基準外繰入れ等は、施設整備が終わればなくなるでしょうし、その前でも接続率向上することによって、経営は安定するんじゃないかということで、接続率向上のため、切替え費用の一部助成とか、切替え費用の無利子融資などというのでも検討してもいいんじゃないかと思って

おりますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 接続率向上のため、切替え費用の一部助成、切替え費用の無利子融資など考えられないかとのご質問にお答えをいたします。

利用開始するために要する施工費に対しての助成補助は現在行っておりません。生活排水処理にかかる施工費、こちらは処理方式の区別なく私費で負担する性質の費用であることが主な理由でございます。

なお、本町は整備着手時期が全国的には比較的后期であったため、下水道と同じく適切な排水処理効果を有する合併処理浄化槽を既に整備されている世帯が一定数あり、また平成13年には単独浄化槽の新設が認められなくなったことから、下水道整備が整う前に合併処理浄化槽への転換が増える背景にもありました。

そのため、独自の加入促進策ということで、利用可能となってから3年以内の切替え接続を対象に、加入金に相当します受益者負担金については、減免制度を設けているということでございます。

同様に、設備の設置資金、こちらの融資にかかる利子補給制度も既に設けております。工事費40万円、工事費の90%以内の範囲内で利率5%の元利均等償還で算出したしました利子額を上限とする補助金交付を行っております。

資金調達に係る後方支援に取り組んでいるということになります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。前、たしか空き家対策か何かだったと思うんですが、どこかよその町で、町が空き家を改修して、そこに人を入れると。家賃としてもらって、町が家賃でその改修費を回収するという制度があったと思うんですが、今の無利子の融資というのは、確かに制度としてあるということなんですが、町にお金を借りて、町のほうに使用料として払うみたいな制度もあってもいいのかなと思ったりするものですから、その辺については、また今後検討をしていただきたいと思います。

公営企業会計で、当初言いましたように、自らの収入によって自らの経費を賄わないといけないということです。公営企業会計で、私のちょっと経験なんですが、昔、町立病院が、国保病院が、あそこも公営企業会計を適用しておりまして、運営してたんですけど、なかなか自分らの経費というのが、収益で賄えなかった。

ご承知のように、平成18年に事業廃止して20年にはもう、平成18年に指定管理に移行して、20年にはもう廃止になったんですけど、やはり公営企業というのは、下り坂となると、そ

ういう状態になるというのを経験しておりますので、ぜひ経営に関しては、下水道経営審議会みたいのもあるみたいですので、その中で十分に検討していただいて、健全な経営を進めていきたいというふうに思っております。

それでは、次の項目について質問したいと思います。

同じく下水道事業に全く関連はないということはない、関係あるんですが、蓼池地区の汚水処理整備について質問していきたいと思えます。

平成3年9月に蓼池地区、三原地区、前目地区に下水道整備事業の予定区域の見直しに関するアンケートというのをされて、その結果が出たというのが町のホームページに出ておりました。

結果的には、下水道事業はやらない方向。合併処理浄化槽でいくという結果が出ているんですけども、これについてちょっと質問していきたいと思えます。

もし、蓼池地区、ほかにはアンケートで住民のほうから、合併処理浄化槽のほうがいいという結果が出て、いろんな経費とか経済的な面を考えて町が判断されたと思うんですが、下水道事業をもし実施した場合、実施した場合にどのような面積とか期間とか管渠とかいうようなのを予測していたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ご質問についてお答えをいたします。

まずもって、町の考え方について先ほど少し触れていただきましたけれども、改めてお答えをいたしておきます。町では令和3年10月に、公共下水道全体計画の見直しを三股町公共下水道運営審議会に諮問をいたしました。

諮問内容は、1、三股町公共下水道事業計画区域に関する事項。2、その他事業計画に関し必要と認められる事項の2点であります。

そして、ご紹介がありましたアンケート結果や経済性、国の動向等を踏まえまして、審議会は令和4年1月に、諮問に対して答申を行っております。

諮問1の公共下水道事業計画区域に関する事項では、現下水道全体計画において、下水道区域としている蓼池地区175ヘクタールについては、経済性、整備時期、水質保全効果、地域特性及び地域住民等の意向等を考慮し、総合的に評価した結果、合併処理浄化槽区域として整備をすることの答申であり、町ではこの答申を尊重し、下水道事業に現在取り組んでいるところです。

また、下水道事業の新設に対する国の方針でございますけれども、人口減少や少子高齢化の時代趨勢を踏まえると、慎重であり、地域の实情に即した汚水処理方法、つまり区域に応じて合併処理浄化槽も適切であるという基本スタンスであります。

今回の質問には、このような立場を踏まえて、方針とともにご回答させていただいております。

蓼池地区における計画面積は175.0ヘクタール、事業期間は18年間、管渠延長距離は概

算値で35.0キロメートル、利用可能人口は3,230人と想定したものとなっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、続きまして、今の。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員、2番に入った。これで終わらしましょう。

○議員（4番 西村 尚彦君） 終わりですね。じゃ、②に入ります。それでは下水道事業を今175ヘクタール、18年間ですね。管渠延長35キロなんですけど、実施した場合の総事業費はどのように考えているか。また、その財源内訳についてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 実施した場合、総事業費と財源についてお答えをいたします。

先ほどお答えした想定につきましては、対象全域を三股中央浄化センターへ汚水を流入させるというケースについて想定をしたものになります。

総事業費は、39億3,320万円となっております。財源についてですけれども、現計画外でありますことから、国庫補助金の見通しはお示しができないということになります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。それでは後半については、また後で。終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより、11時まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） こんにちは。発言順位2番、堀内和義です。温暖化の影響でしょうか。猛暑の夏が長く続き、いつの間にか秋になったかなと感じていたら、急に寒くなりまして冬到来。短い秋だったような気がいたします。今年も、人も鳥もインフルエンザの季節になってまいりました。体調管理、また鳥の飼育管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問してまいります。

まず、質問事項1、保育園等における保育士確保対策について質問をいたします。

町内には、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等があり、それぞれの施設において保育士が勤

務されております。児童数の増加や児童福祉の充実とともに、保育士不足が出ており、施設の運営にも支障を来していると聞いております。

そのような中で、県内自治体の4市2町においては、保育士確保対策事業等により就職支援金を給付をいたしております。都城市においては、常勤保育士として都城市内の保育園等に就職し、3年間働いたら、就職時に就職支援金として20万円、継続支援金として毎年10万円、3年間で30万円、最大で50万円を給付をいたしております。

町内においても、保育士確保対策は急務であり、都城市と同様な事業を実施してほしいとの要望が出ております。

そこで、三股独自の就職支援金の給付はできないか、お伺いいたします。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 保育園等における保育士の確保対策について。①都城市は、保育士確保のため市内保育園等に就職すると就職支援金を給付している。町内においても保育士不足が出ており、深刻な状況であると聞いているが、支援金の給付はできないかのご質問にお答えいたします。

ご質問のように、都城市は今年度から保育人材確保事業を拡充しまして、市内保育所で常勤保育士として就職した場合、就職支援金を20万円、その後、継続支援金を10万円ずつ3年間給付するようになりました。

このことについては、今年県内で開催されました保育士の就職説明会でも広報されているところでございます。

このような状況から、町保育会から、新卒者を対象とする保育士人材確保のため、都城市と同様の支援金ができないかとの要望を受けたところでございます。

子育てに優しい町を標榜する本町にとって、保育園等の新卒保育士の人材確保は重要な取組であることから、まずは担当課で検討するように指示したところでございます。

今後、財政面を含め、制度の在り方を前向きに検討することといたしております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今後検討するという事なんですが、当然来年度の予算にはちょっと厳しいのかなと思うんですけれども、やはり早急な対策ということで検討をいただきたい。今切実な思いであります。

そういうことで、県下でも先ほど言いましたように、5市2町が実施いたしておりますので、

そこあたりも十分各市町の内容を検討しながら、進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、都城市は月80時間以上勤務した非常勤保育士も適用されております。金額については、就職時10万円、継続支援金として毎年5万円、3年間で15万円の、最大で25万円を給付をいたしております。

非常勤保育士については、どのような考えをお持ちなのか、伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 現在のところ、先ほど町長のほうから答弁ありましたけれども、新卒で就職をされる方ということで考えております。条件のところは、令和8年度の予算を審議する中で、同じ条件でやった場合に可能かどうかというところを、今現在は検討しているところがございます。非常勤についてというのは、区別しての検討は今しておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 非常勤については、考えていないということなのですが、やはり隣接の都城市がそういう制度を取っているということであれば、やはり新卒の方が都城に流れていく。そしてまた、非常勤についても、都城のほうに流れていくという感じにはなりますよね。そこあたりを、もうちょっと真剣に考えていただきたいなということで、仮に都城はもうしているわけですから、今年の新卒者の中で、どれぐらい都城市のほうに流れていくのか。そこあたりは把握されていないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 新卒者のうち、例えば同じ圏域にある方が都城のこの制度、都城だけがこの制度があった場合に、都城にどれだけ流れていくとか、それについては、まだ推測、検討には至っていないところがございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり分析はする必要があると思いますので、当然新卒ですから、三股の出身者でも都城に行けますよね。そういうことを考えていくと、通勤距離も近いわけですから、向こうに流れていくんじゃないかなというふうに思っております。最高50万ですから。そういう可能性は高いですね。

やはり対策ですから、早急なものを考えていかないと、遅れていくのかなというふうに考えておりますので、この件については、非常勤も同様の制度の中で検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、②の質問に入りますけれども、町内の保育所、認定こども園等における保育士不足の実

態はどうかなのかということでお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町内の保育所、認定こども園等の保育士不足の実態はどうかのご質問にお答えいたします。

保育所及び認定こども園から、毎月提出される施設型給付費の請求書類を精査する中で、いずれの法人、事業所も保育士の配置基準が満たされており、現段階では充足されているものと判断をしております。

しかし、今後については、人材確保に不安があるものと考えております。町保育会から伺った話によると、現在は法人、事業所の努力により、何とか人材が確保されているが、今後は新卒者に対する就職条件の違いが影響し、人材確保に苦勞することが懸念されている状況となっておりますとお伺いしております。

以上が、把握している部分でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 私の聞いた話では、やはり不足がありますということなんですよ。あるからこうして質問してるんですけども、やはり現状としては不足があると。

ただ、言ったように全ての施設じゃないですよ。一部の施設かもしれませんが、そういう現状があるということですので、やはりもうそろそろ新年度の入園申込みも始まるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、現状において不足がある施設があるということであれば、やはり施設の出ているところについては、早急な対策が必要です。すぐに事業を、新事業を実施するにしても、すぐには人材確保はできないわけですから、これが1年後、2年後になると思うんですよ。

ですから、やはり当面の課題対策としては、施設任せでいいのかなのか。やはり行政として、何らかの対策をしていかないと、園のほうで任せっきりで当然、募集が来ても受入れができないという現状になるんじゃないでしょうか。そこあたりはどうお思いですか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町で課題として捉えていることは確かでございます。今年度に、都市が拡充をされたということをもって、要望もお受けしております。令和8年度の事業として、どのような形で実現できるのかを、今現在検討しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり、早急な対策等をお願いしたいというふうに思っております。将来的には、児童数が減少する傾向だと思いますので、出生数も考慮しながら、十分検討をしていただきたい。

また、そういう保険園等から依頼があれば、十分相談に乗れるような体制は作っていただきたい。後でどうしようもなかったということで、せっかく申込みがあっても断ったよと、そういうことじゃいけないわけですから、十分検討していただいて、8年度どうかなるような体制を作っていただきたいというふうに思っております。

次に、③の質問に入りますが、町内在住者で保育士を目指す学生を対象に、保育士資格を取得して、町内保育園等に一定期間就職することを条件として、一部学費補助としての奨学資金を給付してはどうかということで、これについても都城市においては、奨学金返還支援として、奨学金返還額の半額を支援をいたしております。

これについては、町としては検討できないか、されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町内出身者で保育士を目指す学生に、奨学金を給付してはどうかとのご質問にお答えいたします。

ご質問の、町独自で奨学金を給付する事業の実施については、財源面から見て、容易ではないと考えておりますが、県が実施する同種の事業を紹介をさせていただきます。

保育士と保育施設の間の就職あっせんを行う宮崎県保育士保育所支援センターでは、あっせん対象施設の拡充を図るため、指定保育士養成施設へのアプローチを行っております。

宮崎県社会福祉協議会では、指定保育士養成施設に在学する学生に、月5万円を上限とする学費、そして入学や就職に必要な準備金として、1回20万円を上限とする貸付事業を行っております。

保育士の確保を図る目的で、県支援センターと県社会福祉協議会が一体となって事業を展開しているところを、ご紹介をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県のほうですか。社会福祉協議会ですか。ここでも、そういう取組はしているということですよ。やはりそういうことは考えてみると、県全体としても保育士は不足しているということですよ。

そうだと、なおさら分捕り合いですよね。そういう可能性がありますよね。だから、やはり制度は制度なんですけども、少しでもやはり条件のいいところに皆さん行きたいですよね。

この中で、支援金の中で、小林市は事業所に出しているんですけども、あとの都城市、宮崎市、延岡市、えびの市、高原町、都農町は個人に出していますので、やはりどうしても向こうのほうに行ってしまうんじゃないかなということなんですよね。

当然、就職支援金、また奨学金支援にしても、保育士を目指す学生においては、非常に魅力的ですよ。お金がそれだけ個人に入ってくるわけですから。

やはり、そういう制度をどうにかやっぱり早く作っていかないと、制度があるところに行ってしまうので、当然また地元の学生、保育士を目指す人は、ぜひ地元定着にもつながってきます。やはり地元に残っていただきたい。そうすることによって、町の活性化にもなるわけですから。何回も言いますが、早急な対策をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、④の質問に入りますけれども、町内には保育士資格を持っている。また、以前に保育士をされて、家庭の事情等で退職されたOB等がいっぱいいるかなというふうに思います。新たに再就職する方の復職支援はできないか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 保育士を退職したOBの復職支援はできないかのご質問にお答えをいたします。

ご質問の、町独自で退職したOBの復職支援の実施は、やはり容易ではないと考えておりますが、同様に、県が実施する同種の事業を紹介させていただきます。

県保育士保育所支援センターでは、あっせん対象施設の拡充を図るため、保育士資格を有しながら、保育士施設に勤めていない潜在保育士の掘り起こしや、ハローワークとの連携を行っております。

宮崎県社会福祉協議会では、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を、1回限り20万円を上限とする貸付けを行っております。

先ほどと同様に、保育士の確保を図る目的で、県支援センターと県社会福祉協議会が一体となって事業を展開しておるといふところを、ご紹介をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県のほうでは把握しているけど、町内では把握はされていないということですね。それでいいんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今は、先ほど申しました別事業のほうで検討を重ねておまして、この復職に当たる潜在保育士の数というところまでは、まだ調査をしていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県のほうですとすれば、そこは県の情報をいただいて、そういう方がいらっしゃれば、どうしても現時点で不足が出ている施設については、何らかの対策をしていただきたいというふうに思っております。

当然、OBについては、経験者ですので即戦力がありませんかね。そういう方がいらっしゃれば、

担当ばかりじゃなくて、ほかにもいろいろ町内の中でそういう知り合いがいらっしゃれば、聞いて、そういう対策をしていただきたいと思います。

はっきり言って、もう8年度の募集も始まるわけですから、その中で非常に困っていらっしゃる園もあるわけですね。そこあたりを十分考慮いただいて、進めていただきたいと思いますというふうに思います。

今回、3つほど提案しましたが、十分検討をいただくようお願い申し上げまして、2番目の質問に入ります。

質問事項2の、主食用米生産について質問をいたします。

まず、町内における令和7年産の主食用米、WC S用稲、飼料用米、加工用米の作付面積の割合はどうであったか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 町内における令和7年産の主食用米、WC S用稲、飼料用米、加工用米の作付面積、割合はどうであったかのご質問にお答えいたします。

提出いたしました要求資料ナンバー1にあります主食用米、WC S用稲、飼料用米、加工用米の作付面積と割合、過去5か年分の資料に記載してありますとおり、令和7年産の主食用米の作付面積は329.7ヘクタールで、割合は34.4%、前年対比55.6ヘクタールの増加。WC S用稲の作付面積は87.7ヘクタールで、割合は9.1%、前年対比17.6ヘクタールの減少。飼料用米の作付面積は4.2ヘクタールで、割合は0.4%、前年対比0.1ヘクタールの増加。加工用米の作付面積は34.4ヘクタールで、割合は3.6%で、前年対比8.6%の減少となっております。

この表、一番右側の全体作付申請面積につきましては、そのほかの飼料作物、カンショなどの作付面積を含めた合計での申請面積の値となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） この資料1で見ると、全体作付申請面積は、そういったように飼料とかカンショとか入っているわけですから、実績には456が全体の数になるわけですね。

そうなってみると、この中で主食用米が72.3%ということで、ほとんどが主食用米になってますよね。

ここあたりを見ますと、7年産は令和の米騒動で米不足が懸念されたんですけども、やはり数字で見ると、主食用米は過去5年間で最も多く作付されたということで、6年産に比較しますと55.6ヘクタール増えているようです。

これも、全国の作付面積ですけども、全国では136万7,000ヘクタールで、前年産比

10万8,000ヘクタール増加しており、予想収量も大幅に上回っているようでございます。

後でまたいろいろ聞きますけれども、やはり7年産については大幅に、町内もですけども、全国でも増えたということであるんですけど、なかなか値段は下がっていないという状況でもございます。

次に、②の質問に入りますけれども、農水省は、約70年続いた米の単位面積当たりの出来具合を表す作況指数を廃止して、直近5年間で最も収量が多かった年と少なかった年を除く3年間の平均値を比較する作況単収指数を導入をいたしております。

過去30年間の傾向との比較をやめ、実態に近い収量見通しを示すことで、過度な集荷競争を抑え、価格安定につなげる狙いがあるようでございます。

今年度、作況単収指数の全国平均は102、県内平均でも102と、基準の100をやや上回っている水準のようです。

町内においての令和7年産主食用米の作柄はどうであったのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ②の、政府は米の出来具合を示す作況指数を廃止し、作況単収指数を導入したが、管内においての令和7年産の主食用米の作柄はどうであったかのご質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうからも作況単収指数、作況指数の意味合いについてご説明あったところだったんですけど、改めてちょっとその部分も含めて答弁をいたします。

農林水産省は、米の出来具合を表す作況指数の公表を、令和7年産より廃止し、新たな指標として作況単収指数を導入し、10月より公表を行っております。

令和6年産まで公表されてきました作況指数は、直近30年間の傾向から割り出した10アール当たりの平年収量を100として、その年の収量の比率を示したもので、農林水産省が1956年（昭和31年）から公表してきた指数になります。

新しく導入しました作況単収指数とは、生産者が使用しているふるい目の幅を基準として算出した10アール当たりの収量の前年産までの5か年中、3年平均、最高最低を除くその3年の平均に対する10アール当たりの予想収量の比率であります。

農林水産省が、10月25日現在の予想収穫量を11月18日に公表しております。その公表資料の中においては、宮崎県の10アール当たりの予想収穫量は483キログラムで、作況単収指数は102となっております。

この宮崎県内の地域区分として公表されている地域として、広域霧島という区分がございまして、この地域区分に三股町が含まれておりまして、この広域霧島の予想収穫量は10アール当たり508キログラム。対前年比103%でございまして、作況単収指数は、広域霧島は103と

なっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 作況単収指数については、全国、宮崎県の平均、高いということですね。これで見ると103という、霧島広域が103ですかね。ということは出来がよかったということですよ。収量についても、県平均が483ですから、ここが、広域霧島が508キロということで、増収ということになるわけですね。

次に、③の質問に入りますけれども、今年も全国的に猛暑が続きました。近年は猛暑による影響で、白未熟粒などの品質低下が続いております。米の等級は1等米から規格外米の4段階までありますけれども、市場の評価が高い1等米比率はどうであったのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ③猛暑による高温障害の影響で品質低下が出ているが、市場の評価が高い1等米比率はどうであったかのご質問についてお答えいたします。

J A宮崎都城地区本部の令和7年産の米の集荷実績といたしまして、11月末現在の数字がございます。その中で、三股支店の集荷実績といたしまして、ヒノヒカリは9,736袋の集荷のうち、1等米が64袋で0.7%、2等米が4,447袋で45.7%、3等米が5,225袋で53.7%となっております。規格外はありませんでした。

おてんとそだちが、618袋の集荷がありまして、全て1等米でございました。

また、コシヒカリの集荷が36袋あり、これは全て2等米となっております。

令和7年産の品種別の等級比率を含む最終実績につきましては、令和8年1月末頃に確定することと聞いております。

したがって、提出いたしました要求資料ナンバー2につきましては、令和6年産から令和2年産の過去5か年の品種ごとの等級別比率を提示したところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 管内の主食用米の品種は、食味のよいヒノヒカリがほとんどだと思いますけれども、おいしいことはおいしいんですけども、猛暑に対して非常に弱いという欠点があります。

6年産のこれについては、等級が非常に、1等米が少ない、2等米も少ない、3等米がほとんどですよ。この中で、1等米については形の整った整粒割合が70%以上で、水分含有量が15%以下、2等米が整粒割合が60%、3等米は40%以上となっておりますけれども、等級が上がるほど着色粒や未熟粒の割合が多くなります。

資料2で頂いたんですけども、3等米が85.6%ということで、非常に高いようでございます。

以前は、ヒノヒカリでも1等米がほとんどだったんですけど、近年の猛暑では、非常に3等米が多いということで、これについては栽培技術より自然環境によるものが多いということで、なかなか解決ができない現状でもございます。

参考に、私のほうも調べてみたんですけども、今年度JAに出荷する米価ですけども、玄米30キロの1等米価格が1万6,800円です。これを5キロに換算しますと、2,800円になります。これを玄米を精米して、店頭で並ぶ米の全国平均価格が、5キロ当たり4,300円ぐらいですかね。ですから、消費者が買うときには、かなり高くなります。

それと、1等米と3等米の1俵当たりの価格差が660円です。仮に専業農家が2ヘクタール作付し、平均的収量で全てが1等米だとしたら、約22万円程度の増益になるのではないかなというふうに思っております。

ですから、そういうことで、高温障害をなくす品種も今後は必要になるわけですけども、そこで④の質問に入ります。

③の中でも説明しましたが、猛暑による高温障害による影響で、品質低下の障害が出ているわけですが、他県産地においては、高温に強い高温耐性品種の転換が進んでおります。

本町においては検討されているのか、また転換は進んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ④全国で猛暑による高温障害が発生しているが、高温に強い高温耐性品種への転換は進んでいるのかのご質問についてお答えいたします。

提出いたしました要求資料ナンバー2の、品種別の等級別比較にもありますように、令和6年産のヒノヒカリは、1等米の比率は2.9%しかなく、2等米が10.8%、3等米が85.6%という実績となっており、最近の高温による品質低下が顕著となっております。

県内全体でも、品質の低下が問題となっており、このような状況から、宮崎県総合農業試験場が、普通期水稻の主食用米新品種として、南海189号を開発いたしております。

この南海189号は、ヒノヒカリより高温による品質の低下が起こりにくく、ヒノヒカリと同程度の食味を持つ品種となっております。県では、令和7年度から県内で栽培試験を行い、令和9年度にデビューする予定となっております。

そして、5年後には県内の作付面積の1割に相当する1,240ヘクタールまで栽培面積を広げる計画となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 南海185号ですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 南海189号です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） すみません。ちょっと聞き漏れしたんですけども、これはいつ頃から供給されるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今年度から、一応試験栽培を県内各地で行っておりまして、県の資料によりますと、令和9年度にデビューする予定となっています。

そして、実際再度の答弁となるんですけども、県においては5年後に県内の全体の作付面積の1割に相当する1,240ヘクタール、そこまでは広げていきたいというふうに県のほうの情報としてございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 最終的にデビューは9年度ということで、2年後になりますね。

やはり、先ほどから何回も言うんですけども、高温障害で、これだけ3等米が多いと、専業農家については、収益が上がらないわけですから、そこあたりを、9年度であれば、やはりブランド米として販売するためには、市場の評価が高い1等米ですよね。これを作らなければならないし、そうなってくると、品種の選択が非常に大事ですよね。

他県でも、品種改良がどんどん進んでいます。そういうことで、県のほうにも早くやはり改良して、種を供給していただきたいなというふうに思っております。

また、品種が変わりますと、栽培方法も若干違うんじゃないかと思えます。そういうことで、そういう品種が来たときは、JAと連携をしながら、指導のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続いて、⑤の質問に入りますけれども、農水省は、2025年産の主食用米の予想収穫量は、前年産比67万6,000トン増の746万8,000トンというふうに発表しておりますけれども、これも17年以来の最大となる見通しでございます。

米の価格水準は、前年産を上回る状況で、推移いたしておるんですけども、日米の関税問題もあり、輸入米がかなり増加しております。

価格高騰で米離れ、消費減退も指摘されております。新政権は、米増産から需要量に応じた生産への方針に政策転換をしましたがけれども、今後、国は生産調整を始めていくのかどうか、お伺

いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 新政権は、米の増産から需要量に応じた生産への方針に変換したが、生産調整を実施するののかのご質問についてお答えいたします。

農林水産省は、10月31日に令和8年産の主食用米の需給見通しを公表しております。生産量の見通しとして、711万トンとしておりますが、米の生産調整につきましては、平成30年から廃止をされておりますので、町といたしましても、米の生産調整を実施することはございません。

本町といたしましては、水の確保と水利用の問題、無作為な作物の作付による諸問題が考えられるために、各地域の農業者の代表や土地改良区の代表で構成される農業振興対策協議会の話合いの中で、ブロックローテーションの継続についてご協力はしていくというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 需要に応じた生産への方針転換ですよ。ということは、自由に作っていいよということなんですけども、そうなってくると、今年が非常に高かったから、来年も全て主食用に切り替えようということで、これは全国でそうになったら、必ずオーバーをしますよね。

今年は、販売価格が最高値で取引されておまして、新米バブルとも言われておりますけれども、農家は長年の赤字経営から抜け出しまして、やっともうけが出たなということなんですけども、今後増産が続けば生産過剰になって、販売価格の下落にも多分なると思うんですよ。そうなってくると、農家の生産意欲は一気にしぼむ可能性が出てきます。地域においては、現在もブロックローテーションも維持しているところもあります。町内においてはブロックローテーションもあって、生産調整はないんですけども、大体生産調整をしますよね。今後についてもどうなのか。言ったように、勝手に作っていいよという政策なのか、ある程度は生産調整をしていくのか。その考えをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 本町といたしましては、先ほども申し上げたとおりなんですけれども、町内、水の確保、水の利用と、あとは無作為な作付、救荒作物、水を使わない作物の集約化というところを含めて、無作為な作付による問題とかもありますので、基本的には地域の団体と協議会の中の話合いでブロックローテーションの継続をお願いをしてるというところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） お願いをしているということで、強制力はないですね。ですから、逆に言うと勝手に作ってもいいということですね。そういう解釈でいいですかね。そうなってくると、やはり価格安定をするためには、ある程度の減反による生産調整は必要じゃないかなというふうに思っておりますので、農家の理解もいただきたいなというふうに思っております。

最後の質問になるんですけども、毎年経営所得安定対策で水稻の作付予定計画書の提出がありますけども、今年は始まったんですかね、まだですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 令和8年産の主食用米の作付予定計画というか、申請受付の始まったかどうかにつきましては、例年、新年度の4月ですね、来年産につきましては令和8年4月に受付を行います。そのときに実際に申請があった情報を取りまとめることで作付計画が分かりますので、現時点ではまだ分からない状態です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ですから、今からなんですけども、そこで皆さんが、農家が俺も作ろうということで、価格がよければ当然作付したいですね。そういうことですから、計画書を作る段階で、ある程度の減反と、ローテーションもあるんですけども、してないところもあるわけですから、そういうことで十分理解をもらいながら進めていただきたいと思います。やはり作付面積の動向が気になります。

農家が生産に見合う適正価格、安心して働ける米政策を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位3番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位3番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

10月に福島県石川町、本宮市、川俣町で行政視察研修を行いました。見た目は復興されている様子でしたが、14年たってもまだ自宅に帰れない方もいらっしゃる状況をお聞きしました。

本町では、災害対策基本法に基づき地域防災計画を作成していると思います。この計画は、町、関係機関、住民が連携し、災害予防、対応対策、復旧復興対策を通じて、住民の生命や財産を保護し、被害を軽減することを目的としています。特に高齢者や障がい者など自力での避難が困難な災害時要支援者への配慮が盛り込まれていると思います。

緊急時の避難行動要支援者名簿情報提供に関して、本人の同意を必要としない条例の制定を進める必要性を認識し、避難行動支援者名簿の提供と個別避難計画の策定を進めていると考えます。これは、要配慮者が安全かつ円滑に避難できるようにするための重要な取組です。

そこで、質問要旨①民生委員や自主防災組織など地域の支援が、要配慮者名簿や個別避難計画にどの程度関与し、連携しているのでしょうか。

あとは、質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 災害時の対策について、①民生委員や自主防災組織など地域の支援者が、要配慮者名簿や個別避難計画にどの程度関与し、連携しているのでしょうかの質問についてお答えいたします。

民生委員や自主防災組織は、要配慮者名簿の作成・更新、個別避難計画の策定支援、また避難誘導、安否確認など、実際の災害対応でも重要な役割を担っているところでございます。

民生委員・児童委員につきましては、高齢者、障がい者、生活困窮者など日常的に相談対応を行う立場にあるため、要配慮者の把握、生活状況や健康状態、独居の有無などで重要な情報の提供をいただいております。毎年度6月に調査を依頼しており、今年度も名簿の更新を行いました。また、個別避難計画の策定支援にもご尽力をいただいているところでございます。

各地区の自主防災組織、自治公民館は、それぞれに自主防災組織規約を定めております。災害時においては、地域の災害対応の実動部隊といたしまして、名簿の管理、避難所運営や応急対応として初期消火、救護、物資配布などを行います。そして、要配慮者が避難所に来られない場合、在宅支援として訪問避難誘導や物資配布などを担うこととしております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 在宅支援の方が来られない場合は、そうやって在宅まで行っていただけるというところまで進んでいると把握しました。要配慮者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の策定は非常に重要なので、この個別避難計画の策定を現在どの程度まで進めているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 現在、14名の方を高齢者支援課では策定しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課関係、障がい者の関係は前回も申し上げております。8件立てておりました。その後に2名の方がお亡くなりになりまして、現在6名分は立てております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 災害時基本法に基づき避難行動支援者名簿の情報提供に関して、本人の同意を必要としない方向で制定を進める必要があると認識していますが、資料4をご覧ください。この要配慮者のうちの要支援者の人数ということで把握してよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 資料4の避難行動要支援者の中で、今のところ14名ということになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうは、この資料の4のほうには載せていないんですけども、前回の一般質問で申し上げました、町の基幹相談支援センターのほうから各相談支援事業所のほうに、対象となる方が何名かという調査にかかっておりますけども、その集約にはまだ至っていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 分かりました。避難指示などの避難情報が発令された際には、高齢者など避難に時間がかかる方、ハザードマップの危険区域付近にいる方に向けた高齢者等避難が設けられていると思います。

避難所行動の際、自宅での安全確保や親戚・知人宅への避難、近くの頑丈な建物への避難も選択肢となると思います。また、新型コロナウイルスの陽性やインフルエンザや濃厚接触者、ペットの同行避難を希望する場合には、事前に役場総務危機管理係への連絡が必要だと思います。

そこで、次の質問②なんですけれども、総合福祉センター「元気の杜」のような福祉避難所の役割を担う施設との連携体制はどうなっているのか。災害時の受入れ能力や運営体制はどうなっ

ているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 総合福祉センター「元気の杜」のような福祉避難所の役割を担う施設との連携体制はどうなっているか、災害時の受入れ能力や運営体制はどうなっているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、町と福祉避難所の役割を担う施設との連携体制についてであります。三股町地域防災計画の中で、町は社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と防災関係機関・団体との連携について調整支援を行うこととし、特に土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等に対する伝達体制を整備しておく必要があるとしております。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこととしております。

具体的には、社会福祉施設管理者に対して、防災組織体制の整備、緊急応援連絡体制の整備、施設の安全性等の確保、防災資機材の整備、食品等の備蓄、防災教育・防災訓練の実施、防災士の資格取得、町・県への協力依頼についてを留意点と定めて、備えとして、社会福祉施設と町と災害発生前からの連携を取ることであります。

また、災害時の受入れ能力や運営体制についてもご質問をいただいております。災害時に自ら避難することが困難な方のうち、ご家族による自宅での支援を受けられる方や、日常生活を送る上で医療機器や福祉用具が必要であり、常日頃サービスを受けている施設等の事業所から支援を受けられる方を除く災害時要配慮者が避難する場合に、町指定の福祉避難所での受入れが必要と考えております。

現在、社会福祉法人三権会が建設中の地域密着型特別養護老人ホームを福祉避難所として指定する予定であり、今後、受入れ能力や運営体制について協議を進めてまいります。

また、既存の障害関係事業所や介護関係事業所についても、福祉避難所指定を進める中で受入れ能力や運営体制について集約し、取りまとめてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 福祉施設との連携は図られているということなんですけれども、元気の杜へ避難した方からのお声だったんですけれども、夏、台風ででしょうね、避難した場合、夜中にエアコンが切られてしまってすごく寝苦しかったということ相談を受けたんですけれども、この点はどう把握されてますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 確かに今ご質問の10時をもってエアコンが切れてしまうというのは課題でございました。その点については、三股町脱炭素化推進事業の中で、空調設置工事について2か年事業、今年度と8年度事業として取りかかっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に今どきの夏場というのは寝れないですね。なので、ずっとエアコンが切れないようにしてもらいたいのは、ほんと助かります。

また、三股町総合福祉計画には、医師会や消防署、警察等の関連機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確認・確保しますとの記載があります。

そこで、次の質問要旨3なんですけれども、医療的ケアが必要な要配慮者への対応について、地域の医療機関との連携協定や災害時の医療支援体制はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 医療的ケアが必要な要配慮者への対応について、地域の医療機関との連携協定や災害時の医療支援体制についてお答えいたします。

災害時の医療体制につきましては、地域防災計画に基づき、医療救護活動として、県及び関係市町村、各医療機関、防災関係機関との連携を取りながら、被災者の救援を行うこととしています。

救護に関しては、保健師等の有資格者で救護班を編成し、災害現場や避難所等で救護活動や健康相談を行います。また、健康管理センターに救護所を設置し、都城市、北諸県郡医師会に協力を要請して、応急処置等の必要な災害医療を提供いたします。

医療情報については、地域防災救急医療情報システム（EMIS）等により、医療施設の情報を迅速に把握し、必要な対策を行ってまいります。

また、現在、広域的な災害保健活動に従事する際の指針となる災害時保健活動マニュアルを策定中です。今のところ医療機関との連携協定は締結しておりませんが、今後、都城市北諸県郡医師会や都城歯科医師会、都城市北諸県郡薬剤師会との連携協定に向けて協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 医療機関との連携協定は未締結ということなんですけど、そのことが町の災害時の要配慮者支援体制において重大な課題であると思います。災害時において医療的ケアの提供は命綱であり、要配慮者の人権を守る上でも最も優先すべき課題であると考えます。

協定が未締結であることにより、大規模災害発生時に医療的ケアを必要とする住民の生命や安

全の確保に関して、どのようなリスクが生じると認識されているか。また、そのリスクに対して、町として危機感を持っているのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今の質問についての回答いたします。

災害対策基本法や町地域防災計画に基づき、災害拠点病院は、災害時に被災者を受け入れ、医療救護活動を行う公的使命を負っています。災害時医療体制を確立するために、協定の有無にかかわらず、医療機関は災害医療の一翼を担うこととなっております。しかし、今、田中議員が言われましたように、救護活動を迅速かつ円滑な活動を実施するためには、役割分担や手続等を定めた協定を締結しておくことが非常に重要なこととなっております。先ほども申し上げましたように、協定書の締結につきまして、医療機関や薬剤師会との連携協定に向けて協議していきたいと考えております。

危機感としましては、現在、保健活動の災害時保健活動マニュアルを策定中です。このマニュアルにつきましては、災害時の保健活動の基本事項、平時の対応、災害発生段階における活動、分野別保健活動を定めるものであり、統括部門と現場部門との対応を記載し、医療的ケアが必要な方への起こり得ること、主な対応方策、留意点等も明記し、このマニュアルに沿って活動することで迅速な対応ができるものに現在策定をしているところであります。

また、アクションカードも同時に策定をしているところでありまして、このアクションカードは、発災前、発災直後、また月曜から金曜日の平日、夜間や土日・祭日別にどう行動すればいいかのチェックリストとなるものを策定をしている段階ですので、早急にマニュアル、アクションカード等の作成を行いまして、いつ災害が起こっても的確な行動ができるようにしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 協定に変わり、現在、医療的ケアが必要な要配慮者の災害支援に対しては、地域医療機関との連携により協力体制を早急に構築していくということですね。分かりました。

では次に、要支援者の避難支援には、地域住民や自主防災組織など協力が不可欠です。本町が要配慮者の情報把握から避難支援までにおいて、地域コミュニティ等どのように連携を図っているのかも重要なポイントだと思います。

そこで、質問要旨④地域住民に対して、要配慮者支援の重要性や具体的な支援方法に関する啓発活動をどのように行っているかお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 地域住民に対して要配慮者支援の重要性や具体的な支援方法に関する啓発活動をどのように行っているかとの質問についてお答えいたします。

町では毎年6月に土砂災害に対する防災訓練を実施しております。その中で情報伝達手段の確認、避難所や避難経路などの確認を行い、警戒避難体制の強化を図っております。

訓練内容には、情報伝達訓練、避難訓練、土砂災害に関する講習会等がございます。この防災訓練に避難誘導や搬送、情報伝達方法の工夫など、要配慮者対応の要素を組み込んでおり、訓練に参加していただく地域住民に対しまして、要配慮者支援の重要性や具体的な支援方法に関する啓発活動を行っているところでございます。

また、先月でございますが、16日に宮崎県総合防災訓練を都城市沖水川河川敷をメイン会場としまして、本町を含む3市2町で実施いたしました。

本町では第4地区、梶山地区と田上地区でございますが、この地区を対象にしまして南海トラフ巨大地震の発生を想定し、被害状況の情報収集に始まり、避難訓練や要配慮者対応の要素を組み込んだ避難所開設、防災展示など、様々な局面を想定した訓練を実施いたしました。

先ほど町民保健課長の答弁にもありましたとおり、今後も関係機関の連携を密にし、災害への備えを強化していくとともに、要配慮者支援の重要性や制度案内のチラシの配布を行うなど、要配慮者支援や個別避難計画の周知を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） そのチラシ配布とは、どのような方法で行われるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） すみません、もう一度ご質問をお願いしてもいいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたチラシ配布を行いますと言われたんですけども、啓発活動で、そのチラシ配布はどのような方法で行われるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） このチラシ配布についてでございますが、配布につきましては、今後図っていききたいという答弁でございまして、こちらを担当いたしますのは、高齢者支援課のほうで現在検討しているということでございますので、また今後計画がなされ、実行されるということでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 分かりました。住民への啓発活動や避難訓練への地域住民の参加

状況、民間事業者との連携などについて、先ほど言いました視察先も、どうやって住民の自助・共助を求めていくのが大変に難しいと言われていました。日頃の活動からの連携が必要とも言われていました。啓発活動は住民が自らの命は自らで守るという意識を持つことと同時に、地域の共助の力を高める上で欠かせません。自助と共助の意識を高めるためには、地域住民と一緒に参加できる訓練やワークショップなど、日頃の避難訓練などを通して地域コミュニティの意識を高めていくことが大切だと考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項のさくら猫活動についてです。

旭ヶ丘運動公園内の防犯カメラや看板など、今までにいろいろと対策をしてくださり感謝しています。また、令和4年3月より公益財団法人どうぶつ基金が、不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業に参加して、行政枠でチケットの確保をいただいています。

さくらねこTNRとは、飼い主のいない猫の数を適切に管理し、地域と猫が共生できる社会を目指す活動です。TNRのTはT r a p（トラップ）、捕獲ですね。猫を一時的に捕獲します。N、N e u t e r（ニューター）、不妊去勢手術を行います。R、R e t u r n（リターン）、手術後は元の場所に戻します。

さくら猫の由来は、不妊去勢手術を受けた猫は、耳の先をさくらの花びらのようにV字にカットされています。この耳の形がさくら猫の名前の由来です。これは手術済みの目印となり、再確保を防ぎます。

そこで、質問の要旨①です。さくらねこ無料不妊手術事業の実施状況や、より多くの人に活用してもらうための事業の流れ、周知方法の見直しについて、本町の考えをお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） さくらねこ無料不妊手術事業の実施状況や、より多くの人に活用してもらうための事業の流れ、周知方法の見直しについて、町の考えをお聞かせくださいとのご質問にお答えいたします。

本町では飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図ることを目的といたしまして、公益財団法人どうぶつ基金が発行する、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付事業を令和4年度から行っております。

実施状況につきまして、要求のありました資料5をご覧ください。年、月ごとに、また、年度合計ごとに実績数を載せてございます。

初めにチケットの申請枚数です。猫1匹につきチケット1枚ですので、対象猫の数と同じになります。次に配布枚数。申請に対しまして、実際に配布できた数になりますが、どうぶつ基金か

ら配分を受けられましたチケットは、全て配布をしておりますので、基金からの配分数ということにもなります。右に進んで、使用枚数。実際に手術に至りました数です。至れなかった理由といたしましては、捕獲ができなかった、手術日に都合が悪くなったなどの事例がございます。合計で申請枚数1,016枚、配布枚数955枚、使用枚数893枚で、申請数に対する実施率といたしましては87.9%となっております。

なお、一番右に申請件数を記載してございます。こちらは、毎月の申請人数ということになります。ですけれども、翌月には同じ方が申請をされる場合もありますので、全体といたしましては延べ人数ということになります。

資料要求のございました、ボランティアの件数とするくくりでの集約は行っていないところがありますが、この申請人数が当月のチケット申請に携わられたボランティア数ということにはなるかと考えます。

次に、事業の流れについてですけれども、町からのチケット交付を希望される方は、前月月末までに申請をいただきます。どうぶつ基金から配分を受けたチケットを申請に基づきまして交付をいたします。手術に至れなかった場合は、チケットを町に返還をいただきまして、再配布などを通じて有効活用することとなっております。

なお、町が配分を受けるチケット数、つまり実際に配布ができるチケットの数でございますけれども、令和5年度以降、申請を充足できていない月が出ております。本事業で手術を引き受ける動物病院等が現在県内に3か所で、対応できる数にも上限があるなどの理由で、総数を増やすことが難しい状況とも伺っております。

周知について、現在町のホームページでも本事業についてご案内しており、多くの方々にご関心を持っていただけることは大変意義のあるところでございますけれども、参画をしたいとのご意向に応じることができないおそれ、見通しへの懸念もありますことから、広報等、慎重な対応を要する点かと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） このような活動が行われている背景には、多くの猫が殺処分されている事実があります。環境省の発表によると、2023年度、猫の殺処分数は6,899頭でした。これは、前年度から2,573頭減少しており、犬と猫を合わせた殺処分数9,017頭も過去最少を記録しています。

猫の殺処分数が減少しにくい背景には、以下の要因が挙げられます。飼い主のいない猫が屋外で繁殖を繰り返し、多くの子猫が生まれています。また、猫は繁殖能力が高く、短時間で個体数が増加しやすいです。また、猫は自由にさせるものという意識が根強く、適切な飼育管理や不妊

去勢手術の重要性が十分に理解されていないことがあります。そして、不適切な多頭飼育により十分な世話がされず、病気の猫が多く発生するケースもあります。

それでは、質問要旨②地域猫活動における費用負担の軽減や、どうぶつ基金の不妊去勢チケット活用支援、猫捕獲器の貸出し等の検討はされたことがありますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 地域猫活動における費用負担の軽減策や、どうぶつ基金の不妊去勢チケット活用支援、猫捕獲器の貸出し等の検討されたことありますかとのご質問にお答えいたします。

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付事業に関連しまして生じる費用、例としまして、手術を受けさせるために動物病院等へ連れていくための燃料費や捕獲から術後、見守り内での餌代など、またチケット交付事業以外では、いわゆる餌やりにかかる費用など挙げられるところかと考えております。

現在、町では、これらに対する補助金交付や実費給付などには行っていないところです。県内で17自治体がチケット交付事業に取り組んでおりますけれども、補助や給付の例はなく、全国的にも少ない状況でございます。

本町といたしましては、先ほどお答えした点になりますけれども、まずもって必要とするチケットの十分な配分が受けられますよう、また有効活用が図られますよう進めてまいることとしております。

なお、捕獲器につきましてですけれども、都城保健所が貸出しを行っているということから、管轄内でございます本町は、保健所対応としているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどの資料5をご覧ください。令和4年度より公益財団法人どうぶつ基金が、不妊去勢手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業に参加して、本町も行政枠で先ほど言ったようにチケットの確保を行ってもらっています。

ある自治体では、飼い主のいない猫に対して、不妊去勢手術を実施するために、猫用捕獲器の貸出しを行っているところもあります。地域猫活動を行うために必要な備品の貸出しなども行っている自治体も多いです。また、野良猫のTNR、さくら猫活動を行うための捕獲器の貸出しや、地域猫のための猫用トイレの資材などを提供し、地域猫活動に取り組むための支援を行っているところもあります。さくら猫活動はボランティアで行われていて、譲渡会もしていただいています。餌代からガソリン代、自分の時間を使って全て自費なんですよね。ほんこの自費で活動さ

れている方々には頭が下がります。せめて捕獲器ぐらゐは本町で購入して貸出ししていただけると助かるんですが、再度いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

チケット交付事業に係る場所での捕獲器、正しい使用の目的ということになりますので、保健所さんのほうで十分対応を今のところはさせていただいているんですけども、ご意見いただきましたので、また、いろんな形での支援とか、町の役割というものについては引き続き検討することとしておりますので、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 猫は生後6か月で繁殖可能になり、妊娠期間は約2か月です。一度に平均5頭の子猫を出産します。適切な管理をしないと、1匹の雌猫が1年で20頭以上、3年後には2,000頭以上に増える可能性も指摘されています。

そこで、質問要旨③飼い主のいない猫への対応状況、地域猫の概数や分布、苦情件数の把握状況、分析はどのようになっているのでしょうか。また、地域猫活動における資金面、住民間の認識差、ボランティア不足といった課題に対する町の認識をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 飼い主のいない猫への対応状況、地域猫の概数や分布、苦情件数の把握状況、分析はどのようになっているのでしょうか。また、地域猫活動における資金面、住民間の認識差、ボランティア不足といった課題に対する町の認識をお聞かせくださいとのご質問にお答えをいたします。

飼い主のいない猫への対応状況につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく基本指針に即した宮崎県動物愛護管理推進計画に、市町村の役割として普及啓発や活動連携の推進などが規定をされております。

現在、本町では、同計画にうたわれております繁殖制限につきましては、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付事業へ参画をしていますほか、県が事業として実施をしております地域猫の指定、こちらに関する情報提供や協力支援などを行っているところでございます。

次に、飼い主のいない猫の概数や分布につきましては、チケット申請に必要な場所また枚数といった情報の積み上げを通じまして、注視を要する状況につきましては、おおよそにはなりますけれども捕捉をしているところです。

次に、相談、苦情についてですけれども、飼い主がいる猫、いない猫、分からない猫を含めまして、令和3年度以降記録しているものが8件ございます。内容は、猫が敷地内に入ってくる、

穴を掘る、尿をかける、ふんをする、畑を荒らすといったご自身の日常生活範囲で生じている困り、訴えが主となっております。

対応といたしまして、相談者には猫は愛護動物であるという点や、自己防衛の策などの説明をさせていただいております。また、当該猫を飼っている方、あるいは餌やりを行っている方が特定できる場合には、職員が対象宅を訪ねまして、適正な管理について直接ご説明をさせていただいております。

この点、県の計画でも周辺的生活環境の悪化がいまだに見られるという指摘もございますので、事案ごとに丁寧な説明を継続していくこととしております。

資金面につきましては、法の趣旨であります飼い主のいない猫と人間の真に共生できる社会の実現に向けた市町村の役割を踏まえ、町といたしましては、普及啓発、チケット事業への参画、また実際のチケット配布や県による地域猫事業への協力、また保健所と関係機関との連携推進などの役割に注力をしてまいることとしております。

住民間の認識差といたしましては、置かれている状況によって感情的な受け止めが異なるなど、個人差が生じやすい点も背景にあるものと考えております。動物の愛護及び管理に関する法律が目的としますのは、人と動物の共生社会の実現ですので、必要となります愛護と管理、それぞれの規定された趣旨にも鑑みまして、おのおのの観点、法の目指す意義のご理解をいただけるように努めてまいります。

ボランティアにつきましては、献身的にご尽力されてることに對しまして、敬意を表するところです。

動物全般について、広く住民の認知及び理解が向上することで、愛護と管理に関連した活動やその促進、また参画者の裾野も広がっていくものと考えております。

今後も引き続き普及啓発に努めてまいりますけれども、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないために、飼っている方には終生面倒見ていただくことや、虐待にも当たります遺棄をしないことなど、減少につながる呼びかけ、啓発に町としては特に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど言われたように、宮崎県では平成29年4月に、長年の念願であった動物愛護センターを県と宮崎市の共同により設置することができ、このセンターを中心として多くの愛護事業を進めることができています。その結果、令和元年の殺処分数は大きく減少しているとのこと。しかし、年間300匹以上が殺処分されており、全国的には2023年度の1年間で6,899匹もの猫が命を落としている状況があります。その多くが野良猫です。

こうした殺処分をなくすために注目されているのがTNR、さくら猫活動の取組です。さくら猫活動は、餌や排せつ物を適切に管理することで生活環境が衛生的に保たれる。また、不妊手術により子猫が生まれることがなくなり、発情期の特有の鳴き声やマーキングがなくなることで、近隣トラブルの防止につながると考えます。TNR、さくら猫活動で猫の数がゆっくりと減っていったら、そして不幸な子猫が増えるのを防げることになると思います。

次の質問要旨④ボランティア活動への補助を考えてもらえないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ボランティア活動への補助を考えてもらえないかのご質問にお答えをいたします。

先ほどお答えの点になりますけれども、飼い主のいない猫の管理費用につきましては、補助金交付や実費給付、また、係るボランティア活動そのものに対しての報酬制度など同様に行っていないところでございます。

ボランティアをはじめ携わる方々のお力で取り組む、いわゆる地域猫活動といたしましては、現在、県が当該地域の指定を行う事業に基づくところとなっております。関係機関がそれぞれの役割に沿って事業を進めてまいることが基本となっているところでございます。

結果といたしまして、議員からご質問ございましたけれども、県全体としましても殺処分数が減少しております。動物の生命尊重が体现されてきておりますけれども、他方、これに見合った不妊去勢手術件数の増加が必要との費用を伴う試算も出されております。

今後の対応に当たっては、ご意見や現状を示す情報も踏まえながら、県をはじめ関係機関との連携によりまして、市町村が注力すべき点、役割を見極めながら対策の検討を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 以前に比べ、回覧板で猫の飼い方、ペットの飼育について結構回して下さっているのは感謝しています。現時点で野良猫の数を合法的に減らす唯一の方法は、猫を捕獲して去勢不妊手術を施すことだけです。手術を終えたさくら猫は地域に戻され、すぐに猫の数が減るわけではありません。しかし、数年という長期的なスパンで見れば、野良猫の不妊去勢手術は、町をより暮らしやすくするために大きく役立っていると考えます。

殺処分頭数を減少させていくための長期的な取組として、小学生などを対象に、動物愛護センターは、動物との触れ合いや動物との共生、命の大切さを学ぶための命の教育を行い、子供たちに豊かな人間性、社会性、規範意識の育みを支援しています。授業を通して人と動物、人と人が共に生きることについて学んでいき、児童から家族へ、家族から地域へと動物愛護思想が波及し

ていくことにより、将来的な殺処分数の減少に向けても取り組んでおられます。

いつも人の活動や身勝手な行動によるしわ寄せを受けるのは、何の罪もない動物たちです。そのような理不尽なことは一日も早く終わりにしなければなりません。保護団体では不幸な猫たちを増やさないための活動を続けており、現在も多くの人たちが猫の幸せを願って日々奔走されていますということを申し添えて、次の質問に移り……。

○議長（指宿 秋廣君） 終わり。

○議員（5番 田中 光子君） 終わりで。次はまたで。

○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、上西です。今回私は、1点目は、町内のごみステーション設置について、2点目は、高齢者支援課の専門職配置について、3点目は、原子力防災対策について一般質問をしていきたいと思っております。通告に従いまして質問をいたします。

まず、事項①の質問です。

今年5月から7月にかけて、町内一円で町行政による地区座談会が開催されました。私は8地区分館で開催された会に参加をさせていただいたんですけども、その際、数人の住民の方から、公民館支部加入者以外のごみステーションを設置してほしいとの意見が出ました。基本的に現在あるごみステーションは、各公民館支部で管理をすることとなっています。意見を述べられた方たちの地域では、残念ながら不法投棄、つまり生ごみ回収の日に、三股町指定ではない袋や段ボールに不燃ごみと一緒に廃棄をされてるケースが時々見受けられているということでした。そうしたごみは、業者は回収をしません、注意書きの紙を貼っていつてしまいます。結局その処理は、公民館の支部役員がごみ袋などを開けて分別をし、その袋や箱の中に誰が捨てたものか分かるものがあれば、支部加入者なら声かけをする。そうでなければ役場の環境水道課に連絡をし、注意を促してもらうという流れになっているようです。

今年度になって数回そうしたことが起こったようなんですけれども、不法投棄をされた方は、支部加入者でもごみステーション利用者でもなかったということでした。公民館支部役員は、不法投

棄されるたびに連絡を受け、分別等の作業をしているということなので、処理をする手間暇、時間は何なのかという不平不満が噴出し始めてるようでした。

そうしたことから、公民館支部加入員以外のごみステーションを設置し、ごみの管理の責任を分けてほしいとの意見要望だったと思います。このことに対して、町はどうお考えなのか、何か対策を検討されているのか質問をいたします。

あとの質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町内のごみステーションの設置について、6月の8地区座談会の際に参加住民より公民館支部加入以外のごみステーションを設置してほしいとの意見が出た。そのことについて検討されているか質問するとのご質問にお答えいたします。

町では、三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則に基づきまして、ごみステーションについては自治公民館支部に管理運営を担っていただいているところでございます。よって、自治公民館支部が管理するステーションに未加入者がごみを捨てるには、原則として管理者である支部長等の許可が必要となります。未加入者からの利用相談については、ステーションの管理者、公民館長か支部長等に相談するよう対応しているところでございます。

町内419か所のごみステーションで対応できない排出困難な方への施策が必要ではないかという問題意識から、現在、広域的なごみステーションの設置ができないか検討を進めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 広域的なごみステーションの設置を検討されてるということですね。前向きに検討していただけてありがたく思います。

一方で、広域的なごみステーションを設置することで、公民館の支部の加入率が下がるのではないかという意見も、課に相談したときに少しご意見をいただいたことがあります。そういったこともあり得るかなというふうにも私も考えたんですけども、公民館組織は、目的や在り方について考えれば、ごみ管理を目的とした組織ではないと思います。逆に各地域から聞こえてくるお話は、ごみステーションをめぐるトラブルばかりで、公民館や支部の役員は、その対応等で疲弊していく状況にあるように感じました。

一方で、公民館支部非加入者にとってみれば、加入は強制ではないと言われており、また、加入をしない、できないのには様々な理由があると聞きます。それでも一住民としてごみを捨てる権利はあるだろうとの言い分もあります。結局、ごみの廃棄をめぐる公民館支部加入者と非加

入者の間で分断が生じてるように私は感じました。そうしたことは大変悲しいことだと考えておりました。

先ほど広域のごみステーションの設置の検討をしているという町長からの答弁もあったんですけども、改めてなんですけれども、こうした不法投棄、支部のごみステーションに不法投棄があった場合などの廃棄物処理等、ごみステーション管理に関して、町と公民館支部の役割について説明をいただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ②番でいいですかね。

○議員（3番 上西 雅子君） ②番です。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 各地区で公民館支部が管理しているごみステーションをめぐる、支部加入者と非加入者の間で分断が生じている事例が聞かれる。不法投棄があった場合等の廃棄物処理、ごみステーション管理に関して、町と公民館支部との役割について質問するとのご質問にお答えをいたします。

管理方法といたしまして、自治公民館組織加入者のみ排出できるごみステーションについては、町に対しまして、それ以外の方のごみが放置をしてあるというような連絡をいただく場合がございます。例えば鍵付きの柵、鍵付きの籠、その横にごみが置いてある。これを不法投棄ということでご連絡をいただきました場合には、職員が現地を確認をいたしまして、収集、運搬、処分につなぐ対応をその都度取らせていただいております。

加えて、当該ごみが分別できない場合もございます。議員から先ほどおっしゃっていただいたように、処分につなぐための分別あるいは排出者の特定につながるものがないかの確認も、状況に応じまして、その都度行わせていただいているところです。

以上のような事案は、ステーション管理者、また役員の方や近隣にお住まいの方など含めて、当該ステーションを利用される方々ご自身によって日常的にご対応されている例も多くございますところ。この点、条例にもうたっておりますけれども、町民の皆様による環境施策への積極的なご協力について感謝を申し上げますところ。

いずれもステーションごとに設けておられます管理方法や実際の運営状況などに応じた形でおのおの適切なご対応を取られているところでもありますので、町もこれに呼応する形で箇所ごと、事案ごとの丁寧な対応で、自治体責務であります収集、運搬、処分に適正、確実につないでいくことを基本原則としております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 基本的には公民館支部加入の管理の下で行いながら、それに町が

適切に対応していただくということによろしいですね。

この事例は、もちろん全ての非加入者が不法投棄をしているわけではないと思います。しかし、実際に起きたことを振り返りますと、こうした残念な事例を紹介せざるを得ませんでした。

先ほども申し上げましたけれども、そもそもの考え方として、ごみ廃棄の問題と公民館支部加入問題は、切り離して考える必要があると思っています。

先日、議員と公民館長会の役員の方たちと語ってみろかいにて意見交換をしました。その際、公民館支部加入者を増やすためには、地域のつながりの必要性を感じられるような魅力ある取組を各公民館がしていく必要があるという意見が多く出ました。ごみ収集とその処理は、廃棄物処理法によって各自治体の義務となっています。ですので、非加入者がどこに捨てるのかということに関しては、自治体が保障する必要があると思います。

公民館支部非加入者の方より、家庭で出たごみを公民館支部に入っていないからといって地域のごみステーションは利用できません。複数の非加入者と一緒にごみステーションを設置して届け出るか、自ら山田の焼却場に持って行ってくださいというのは違うのではないかと。納税者の一人として町内に捨てる権利はあるのではないかと声を聞きました。私は町に非加入者も廃棄できるごみステーションを設置する必要があるのではないかと考え、今回の一般質問をいたしました。

私の周囲にいる人たちからは、先ほどの広域的なごみステーションに関してなんですけれども、様々な具体的な案が出ています。町設置のごみステーションを有料にして、その広域的な町設置ごみステーションですね、を有料にして、その料金を高めに設定すればよいのではないかと。24時間廃棄可能で警備員を配置し、それも含めた料金設定にすればよいのではないかとという案も出ていました。私個人的には、通告書に示しましたように、月に一、二回程度の期日と時間を決めてごみステーションを設置し、加入者も非加入者も関係なく廃棄できるようなシステムにすれば、町や回収業者の負担も少なく済むのではないかと考えます。

そこで、3つ目の質問をいたします。それらの提案について、町としての意見を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 公民館支部非加入者から、公民館支部に加入しなくても、納税者として町内にごみを捨てる権利はあるのではないかとの声が上がっている。月に一、二度の期日を決めるとして、非加入者も廃棄できるごみステーションを設置する必要があるのではないかとのご質問にお答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とうたわれており、適切な排出である限りこれを妨げる規定はございません。権利というより、適

切な排出を行う必要があるということになるかと考えております。

ごみの排出方法につきましては、家々ごととする方式が、利便性が最も高いものとなりますけれども、収集箇所数が増えますことで経費は高額となり、その住民負担が大きな課題となります。そこで、身近な世帯のまとまりで利用と管理を並行できるステーション方式が望ましい形として長年続いてまいりました。しかしながら、近年、暮らしに身近で適切な排出が可能なはずのごみステーションで、そのメリットがかなわない現状が生じているものと受け止めております。

町といたしましては、人目につかない場所などみだりに廃棄物を捨てる、いわゆる一般的な不法投棄を誘引してしまうなど、ほかの問題への波及を防ぐために、排出困難に陥る方への対策の強化が必要ではないかとの問題認識で、広域のごみステーションの設置の検討を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 改めて広域のごみ処理廃棄場を設置していただけるということで、検討していただきありがたく思います。

非加入者のごみステーションを設置することで、ごみ廃棄をめぐる全ての問題が解決するとは思いません。それでも少しずつ問題を解決していかななくてはならないと思います。どんな人も住みよと感じる町にしていかななくてはならないと考えています。生活していればどうしてもごみは出ます。ただでさえ弱体化していく地域コミュニティが、ごみ廃棄の問題でますますがたついていくのは、私は見過ごすことができませんでした。これからもできる限りの最善の対策を講じてもらえますように要望いたしまして、1点目の質問を終わります。

続いて、事項2の質問に移ります。高齢者支援課包括支援センターへの専門職配置についてです。

一昨年の6月の議会で、同課への保健師等の専門職配置について質問をいたしました。そのときの答弁では、職員配置は全体的なバランスを考慮する必要があることを述べられた上で、包括支援センターには経験豊富な看護師を配置しているので、適切との認識であるという答弁をいただきました。その上で私からは、3職種——保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーですね——の専門職をこれからも継続して適切に配置してほしい旨の要望をさせてもらったと思えます。

しかし、今年度の職員配置を見ますと、保健師1名は正規職員ですけれども、主任ケアマネジャーの1名は会計年度任用職員、社会福祉士1名は福祉課との兼務になっています。その配置について、私は釈然としない思いでおります。正規職員で専門の3職種の配置をすることができなかったのは、何か理由があるのかを質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 高齢者支援課の職員のうち、今年度も専門職の正規職員は保健師1名、社会福祉士1名は福祉課との兼務のみ、主任ケアマネジャーは会計年度任用職員となっている。正規職員での3職種の配置をすることができなかった理由についてお答えいたします。

高齢者支援課におきましては、地域包括支援センター事業及び介護予防推進事業業務といたしまして、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、保健師に準ずる看護師等の配置が必要とされております。

地域包括支援センターを所管する地域包括支援係の人員配置におきまして、専門3職種と呼ばれます保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の配置が基準とされており、職員人事に関する課長ヒアリングにおいても、担当課長より職員の配置を要望されてきた案件でございます。

人事異動による専門職の職員の配置につきましては、専門性が効果的に発揮でき、事務との連携、部署間の関係性等に配慮しておりますが、一方で人事異動の全体的な考え方といたしまして、所属年数、時間外勤務状況、年齢層のバランス、経験値、長期病気休業者などに考慮した職員配置が必要となります。したがって、専門職の職員配置は全体的な職員配置のバランスを考慮した上で、可能な限り部署の要望や適切な人材の配置に努めているところでございます。

令和7年度における地域包括支援センターの正規職員の人事配置につきましては、保健師その他これに準ずる者として経験豊富な看護師及び社会福祉士を配置させておりますので、基準からいたしましたら適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 全体的なバランスの下でということ、今年度もそうした今の体制になったということですね。

私は今年に入ってから、相談があった方々の件で何度も包括の窓口駆け込んでいます。対応して下さる職員は、本当に親身になって応じてくださいますけれども、一方で、いつも忙しそうにしているように感じています。時々電話をかけると、回線が埋まって何十分間つながらないこともありました。それだけケース対応が忙しいのだと感じました。中には大変な困難ケースもあり、そのケースによって専門的な対応が必要な場合も多くあるのではないかと思います。

現在の体制は、今説明がありましたけれども、3職種をぎりぎり何とかそろえているといった感じに見受けられます。いらっしゃる主任ケアマネジャーも、文字どおり現場の最先端で的確な判断をしていただいております。残念ながらこの方は正規職員ではありません。

また、兼務の社会福祉士職員については、外から見た感触で大変恐縮ですけれども、福祉課との兼務ですので、福祉課の業務量の多さからして、とても高齢者支援課までは手が回らない状況

であるように見受けられます。

そこで、2点目の質問をいたします。すみません、通告には「専門職が配置されていないことで」というふうに書きましたけれども、すみません、「正規職員であり専任の専門職が配置されていないことで」というふうにちょっと追記をいたします。こうした状況で、現場での不具合は生じていないのか質問をいたします。(2)の質問であります。

○議長(指宿 秋廣君) 総務課長。

○総務課長(瀬尾 真紀君) お答えいたします。

現場での特に大きな不具合は生じておりませんが、課長ヒアリングにおいて、認知症対策や困難事例の増加問題につきまして、地域包括支援センターは中核機関を兼ねており、高齢者の権利擁護の相談支援を行っているが、相談内容が複雑化しており、また急を要する案件も多く、専門的知識を有する専従の社会福祉士の配置が必要との担当課からの状況を把握しております。

以上でございます。

○議長(指宿 秋廣君) 上西議員。

○議員(3番 上西 雅子君) 担当課長からはそのように、今現在は不具合は生じていないが、認知症対策の問題や相談支援内容が複雑化していて、今後大変になってくる。専門的な視野を持つ専門職が必要であるということによろしいですね。

私もそんなふうに思います。これから高齢者はどんどん増えていく状況でありますし、私も障がい者ではありますが、相談支援をやっておりましたけれども、だんだん障がい者が高齢者になるとか、いろんな複雑な問題がこれからもどんどん出てくるのではないかと想像をしております。

相談されるケースは、お一人お一人、また一つの事例ごとに、どう対応すればよいのか。職員は本当に悩むことが多いと思います。また、困難ケースほど継続的な支援が必要で、積み上げを重ねながら、そして専門的な視点を入れながら、そのケースに応じた適切な対応が見えてくるのではないかと思います。

一般の町職員は、定期的に部署の異動があるのが通例でありますので、せっかく積み上げて見えてきた適切なケース対応が、部署の異動や任期切れなどによって継続できなくなってしまうということは、対人援助業務にマイナスをもたらす結果となってしまいます。そこで一番困るのは、支援を必要としている方々だと思います。

3つ目の質問です。現在の専門職配置が十分になされていない状況をどう考えておられるのか、意見を聞かせてください。(3)の質問です。

○議長(指宿 秋廣君) 総務課長。

○総務課長(瀬尾 真紀君) 現在の専門職配置が十分になされていない状況をどう考えているか

との質問についてお答えいたします。

令和7年度における正規職員の専門職の配置につきましては、地域包括支援係に保健師、経験豊富な看護師及び社会福祉士を各1名配置させております。また、介護高齢者係に看護師1名を配置しているところです。継続的に相談が必要なケース対応等は、そのケースに応じた専門的かつきめ細やかな対応が切れ目なく行われる必要があります。その場合、継続的に専門的な対応ができる人材が必要だと認識しております。このため、令和7年度の町職員採用試験2次募集におきまして、社会福祉士及び保健師の2つの専門職種の実験を実施する予定で、現在募集中でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 来年度の人事に向けて、社会福祉士と保健師の新たな採用試験を行うということよろしいですね。

今回の一般質問の通告の提出後、11月25日の全員協議会にて執行部より来年度の募集枠に社会福祉士も入れていくとの報告がありました。保健師も入れていくということをお答えいただきました。積極的に専門職を採用していただくことで、質の高い相談支援と行政サービスが提供されていくことを心から期待をしております。

ぜひ社会福祉分野、高齢者支援分野において、住民支援の質をますます高めていけるような職員体制を整備し、どんな人も住みよい三股町を一緒につくっていければというふうに思います。これで、事項②の質問を終わります。

続いて、事項③の質問に移ります。

原子力災害対策についての質問となります。この質問のきっかけは、私が10月に鹿児島県霧島市にある公営施設で原子力防災のしおりを見つけまして読ませてもらったことにあります。これがそのしおりになります。鹿児島県が発行しています。

また、ほかの議員や町職員も取得されてる方が多くいらっしゃいますけれども、今年度、私も防災士の資格を取得させていただきました。その際配付されたテキストに原子力防災対策についての記述があったことから、この一般質問をすることといたしました。

霧島市の公営施設で見つけた原子力防災のしおりは、鹿児島県が発行したものでした。全22ページありました。これが置かれていた霧島市は、川内原発から30キロメートル以上離れた地域にあります。30キロメートルというのは、UPZ（原子力防災重点区域圏内）と言われて、原発事故が起きて放射性物質が放出された際に、緊急防護措置を準備しなければならない地域です。

しかし、霧島市はその圏域ではないにもかかわらず、こうしたパンフレットが公営施設に常備

をされていました。それを見て、霧島市からそう離れていない当町に原子力防災のことが町民に十分に周知されていないことに疑問を感じました。当町は川内原発から直線距離で約90キロメートル離れた地点に位置する地域です。

1つ目の質問です。想定される南海トラフ大地震などが起こった場合など、原子力災害対策は整備をされているのかどうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 鹿児島県川内原発は、町境から直線距離で約90キロ離れた地点にある。大地震等で事故が起こった場合の災害対策は整備しているかとのことご質問にお答えいたします。

三股町地域防災計画第12編、原子力災害対策編第1章第1節に原子力災害対策の基本的な考え方が示されております。原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画において原子力災害対策編を定めることが義務づけられています。

宮崎県内には原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」と申しますが）に規定されている原子力事業所の立地はありませんが、隣接県である鹿児島県の薩摩川内市には、本町より最も近い原子力事業所であり九州電力川内発電所があり、本町境まで最短で約85キロの距離であります。

なお、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に伴います東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出されました放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県は県地域防災計画に原子力災害対策編を新設いたしました。

本町は、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえまして、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定めております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 三股町でも県から定められて、原子力災害対策編を設けるように言われ、対策編を作ったということですね、計画に盛り込んだということですね。

私もこの質問に当たって、総務課長から教えていただきましたこの計画ですね、原子力災害対策編、三股町地域防災計画の第12編ですね、原子力災害対策編を読ませていただきました。災害対策マニュアルとしては何なく網羅された内容であると感じました。しかし、こうして町で立てられた防災計画は、町のホームページの中のPDFで451ページにわたって書かれた計画の

中の後半部分となります。その後半ページの部分を町民の何割の人たちが目にするのかなと疑問に思いました。

そして、さらに第12編の第6節には、住民等への知識の普及・啓発には、町は、県などと協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努めるとして、9つの事項を定めています。果たして町はこの計画作成後に、一度でも住民に対して広報や啓発をされたのか疑問に思いました。そして第7節には、防災訓練等の実施に努める旨の事項も記載をされています。これに関しても、町は一度でもこの内容における訓練や説明を行ったのか疑問に思いました。私が町内に住んで約4年たちますけれども、一度もその記憶はありません。

当町は、改めて申しますけれども、川内原発から90キロメートルに位置して、UPZ、いわゆる原子力重点圏内ではありません。

先ほども課長がおっしゃられたように、2011年に起きた福島第一原発事故の例を見ますと、30キロメートル圏外の飯舘村や南相馬市、川俣町山木屋地区などでも避難指示は出されました。また、90キロメートル離れている宮城県、栃木県、茨城県でも、一時的ではありますが、放射線量が上昇したということです。放射能漏れ事故地点から距離があるから安全とは言えず、風向きや地形、降雨の関係で放射能の影響は受けると考えられているそうです。

町民に対して必要以上の恐怖感をあおるのもいい結果にはつながらないとは思いますが、しかし、防災対策は、少しでも可能性がある災害に対する備えです。こうした事態が起きたときにはこうするなど、適切な対策を取る必要があると思います。薩摩川内市の原発事故等、万が一の際の指針やマニュアルを当町も整える必要があるのではないのでしょうか、質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町はUPZ、原子力防災重点区域から外れてはいるが、福島第一原発事故の例を見ると、区域外でも放射能の影響を受けると考えられている。万が一の際の指針やマニュアルを整える必要があるのではないかとのご質問にお答えいたします。

原子力災害対策の区域区分といたしまして、原子炉から半径おおむね30キロ以内の重点区域を、緊急時、防護措置を準備する区域、UPZと区分しております。

先ほどもお答えしましたとおり、本町は原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定めております。

具体的には、三股町地域防災計画第12編、原子力災害対策編第3章原子力災害応急対策計画第1節以降に、情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保や住民等への的確な情報伝達活動、屋内退避、一時移転等の防護活動などの計画が示されております。

なお、最も近い川内原子力発電所はもとより、同じ九州電力の玄海原子力発電所、佐賀県玄海町や四国電力の伊方原子力発電所、愛媛県伊方町に関係する事故や放射性同位元素取扱事業所での事故、事業所以外運搬に係る事故等においても同様に対応いたします。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） すみません、今後マニュアルを整えるということではよかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 今後のマニュアルの策定方針についてでございますが、お答えいたします。

現在、地域防災計画につきまして、改定作業を行っているところでございます。その中で現在、先ほど議員のおっしゃった第6節の住民等への知識の普及・啓発の欄等に、例えば安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること等も盛り込む予定でございます。改定版の地域防災計画を策定するに当たりましては、防災会議等もこれから開催していく予定でございますので、その会議等でマニュアル等の必要性についても協議して、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 先ほど私が申しましたことは、三股町の地域防災計画を策定するところまではすばらしいと思っているんですけど、できるなら、ちょっとこれはボリュームがありますけれども、やっぱり町民の目にとまるようなところに、いわゆる防災マニュアルみたいなものをA4版1枚でもいいので立てかけておくとか、原子力災害だけにとどまらないかもしれないんですけど、こうしたときはこうするというような、簡単なパンフレットみたいなものがあるといいのではないかとというふうに個人的には思っております。

つい4日前の11月30日に、川内原発の2号基は、国が原則とする運転期限を超えて延長運転に入りました。それは2年前の法改正で原発の運転期限が原則40年というのに加えて最長60年延長可能とされたことから、延長運転に踏み切ったようです。しかし、法改正があったとはいえ、老朽化した原発が鹿児島県にあることは、隣県に住む住民として自覚をする必要があると考えます。

原発事故が万が一起きた場合の指針やマニュアルなどがあるだけで、町民はその場合どう行動すればいいかというのが明確になって、不安の解消にもなるのではないかと思います。

また、各地区で行われる防災訓練などで、原発事故が起こった際の防災マニュアルを一節でも説明するなどしてもいいのではないかと思います。ぜひそうしたことについて具体的に検討して

いただきますように要望いたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより、15時20分まで本会議を休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時20分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、西村議員の残りの一般質問を行います。西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、午前中に引き続き、2つ目の質問事項の蓼池地区の汚水処理整備についての②まで多分聞いたと思いますが、たしか①のほうで下水道事業を実施した場合は175ヘクタール、事業期間が18年かかると。事業費としては39億、40億弱という答弁をいただいたと思います。

実は今回のこの一般質問なんですけども、午前中に公共下水道のこと聞いたんですが、話したように大きなお金が要るんですけども、順調に事業が回っていれば、先ほど課長からありましたように、令和4年1月に下水道審議会から答申があって、蓼池地区については合併浄化槽でいきますよというのが出てるというのも理解しております。ところが、午前中に公共下水道の事業がうまく回っていれば、もう決まったけども、再度、蓼池地区も下水道にしてもいいんじゃないかというような趣旨で聞きたいと思って進めてきたところです。

ただ、午前中回答の中では、既に事業が27年間かかっていると。今後、あと順調にいても7年間。国の方針が、合併浄化槽のほうも適当だということで方針も変わったということで、このまま行くと、順調にいて三十四、五年で終わるんですけど、いつ終わるか分からない、国の補助金もつかないという状況を見ると、ちょっと立てつけがおかしくなって、蓼池のほうをどうすればいいのかなという話もなってくるんですけど。

そういった中で、実は2つ目の蓼池地区の汚水処理整備については、前半で計画面積とか事業期間とか総事業費を聞いたのは、次の3、4番に関係してくるんですけども。3番目の質問に入ります。以前から蓼池都市下水路または野々木川近辺の水質汚濁というのがありました。多分、議会でも全員で現場を見に行っただと思うんですが、見に行っただきも、藻が張っていて本当に汚染されてたなという記憶があります。そういったとこで、こういう汚染の原因も公共下水道になればいいんじゃないかという趣旨で組み立てたんですが。

ということで、まず③番ですね。これらの水質汚濁の改善はされたか、また、この水質汚濁の原因は何かというのをまず質問したいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 水質汚濁は改善されましたか、また、水質汚濁の原因は何ですかとのご質問にお答えをいたします。

都市下水路及び野々木川の下流部に当たります花の木川におきまして、県が測定公表をしております令和6年度水質結果がございますが、測定項目BOD、生物化学的酸素要求量が環境基準値を上回る結果でありました。したがって、改善されたとは言えない状況と考えております。

基準値を超過しております原因につきましてですけれども、令和4年度のBOD値の超過を受けまして、花の木川及びその周辺河川について、県が調査を実施いたしておりますけれども、原因の特定には至っていないところであります。

この調査では、各支流から流入します汚濁負荷量は、どの資料も同等程度ということの結果になっておりましたことから、流域一体となって取り組む必要性や対策の効果的な推進のために、状況の詳細をさらに確認をしていく必要があるということ結論いたしております。

これを受けまして、県、本町、都城市、また衛生環境研究所や保健所と関係機関では情報共有、それから対策に向けた協議を現在なお継続的に進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 原因が分からないということですね。確かに私も宮崎県の衛生環境研究所というこの資料を見ております。これにも、先ほど今課長からありましたBODの数値が悪いということを書いてあります。この報告も確かに原因は分からない。ただ、ここに書いてあるのは、蓼池地区にある工業団地内にある製造業等に関する事業所からの排水の可能性が高いと考えられたということですから、確定はまだ。それと、BODが高くなる要因というのが、一般家庭からの生活排水の未処理も関係すると。

どういうことかということ、ここに書いてあるのは、都城や三股町の生活排水処理率は県平均よりも低いということで、花の木川流域の単独処理浄化槽等の生活排水未処理世帯については、合併処理浄化槽への転換促進が必要であるということを書いてあります。書いてあるんですけども、まだはっきりした原因は分からないということなんですね。だから、この県の報告でいくと、単独浄化槽とかくみ取りというのの排水が原因じゃないか。企業の排水もあるんですけども。ただ、企業は法律にのっとってちゃんと排水設備を準備してますので、なかなかどうなのかなと。我々が花の木川流域、野々木川を見にいったときも、なかなか分からなかったんですけども。

そこで、実は次の質問の4番になるんですが、県の報告では、合併処理浄化槽でいいですよというふうに書いてあるんですが、令和4年1月に下水道事業運営審議会で答申された中にも書いてあるんですが、合併処理浄化槽でも下水道でもいずれでもいいですよと。ただ、合併処理浄化槽の場合は適正処理が必要というふうに書いてあるんですね。だから、合併処理浄化槽は個人で管

理しないといけませんから、法定点検とか管理をですね。そういうことを考えると公共下水道へつないだほうが、そういうのは町の施設ですから、いいんじゃないかという意味で4番に入れます。これらの水質改善には公共下水道が有効であると考えますが、町の見解はどうだということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） これらの水質改善には公共下水道が有効であると考えますが、町の見解は、また、ほかの方法も考えられますかとのご質問にお答えいたします。

生活排水処理について、合併処理浄化槽と下水道につきましては、同等の効果を有する処理方法として位置づけられております。くみ取り式及び単独処理浄化槽につきましては、区域ごとに指定された方式である合併処理浄化槽、農業集落排水、公共下水道、これらのいずれかへ変えていただく、転換をいただくということが、水質改善や環境負荷低減の具体的な手だてとなります。したがって、政策転換は国、自治体共通の重要施策の一つであり、町といたしましても転換に係る補助事業を進めているということでございます。

現在、町内における生活排水処理方法といたしましては、6年度末の時点でくみ取り式が7.7%、単独処理浄化槽が15.5%、合計で23.2%でございます。対象数自体、年々減少はしてきておりますけれども、生活環境の保全・改善に向けては、区域に応じて指定をされました処理方式への転換推進を引き続き図ってまいることとしております。

それから、一般家庭からの生活排水の未処理の点について、先ほどご質問ありましたので併せてお答えをさせていただきます。

第6地区においては、大淀川水系における水環境改善緊急行動計画、（通称）大淀川ルネッサンスⅡという計画がございますけれども、そちらにおける令和6年8月の報告数値といたしまして、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の両者比率が単独34.0、合併66.0という対比になっております。町の各地域と比較をしてみましても、合併処理浄化槽の割合が著しく低いというようなことはなくて、単独処理浄化槽の数自体も減少が進んでいるのも他地域と同じです。したがって、一般家庭からの排水適正化は、他地域同様、進んでいるものと受け止めてはおります。

しかしながら、対象戸数が町内では比較的多い地域となりますので、これに比例して排水量も多いということになります。一定量を維持しております河川、公共水域への影響を考慮いたしますと、合併処理浄化槽への転換がもたらす効果が相対的に高まることが評価できますので、転換推進を図っていくことが、まして重要な地域ではないかというふうに考えているところになります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。公共下水道であれ、合併浄化槽であれ、水質には

そんな変わりはないということですね。ただ、単独浄化槽、くみ取りの率が多いということで、合併処理浄化槽の転換を推進するということですので、確かに公共下水道のほうにはしないという結論が出ておりますので、逆に合併の浄化槽にするための方策を、また今後は検討が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、今までの報告を聞くと、最後の5番の質問はもう結論は出ているような気がするんですが、実はここに書いてありますように、今からどんどん人口減少が進んでいきます。例えば合併処理浄化槽も人がいる間はいいんでしょうけど、空き家になったりすると管理が届かなくなるんじゃないかなと考えます。そういった意味で水質改善という観点から、公共下水道もいいんじゃないかなという思いもあります。

それともう一つは、先ほど午前中に話しましたように、これまで27年間で110億ぐらいのお金が落ちてくるわけですね。今後、16億円。だから、合わせて百二、三十億円のお金が落ちるということで、非常に町の経済にとっても、当然財政は健全にしないとイケませんが、それだけのお金が落ちるということは、経済的にも経済循環にもいいんじゃないかという気持ちも持っております。

そういうことで、この5番の質問なんですけど、水質改善はもとより経済発展、町内での経済の循環のためにも、下水道事業を実施することは町の発展にとっても一つの選択肢ではないかというふうに思っております。

多分午前中聞いた話で、国のほうの補助金がだんだん少なくなってきて、国の補助金がないとこの事業進めていけないという答弁もいただきましたので、なかなか事業を進めるの難しいかもしれませんが、今後どのような経済、国がなるか分かりませんが、今現在は合併処理浄化槽でいこうとなっても、将来的に町の発展を考えたときに約18年間、39億ぐらいですから、これも一つの効果になるんじゃないかなという思いもあります。そういうことで、町はこれについてどのような見解を持っているか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 人口減少が進む中、水質改善はもとより経済発展、町内での経済循環のためにも、下水道事業を実施することは町の発展にとっても一つの選択肢であると思うが、町はどのような見解を持っていますかのご質問にお答えをいたします。

現在の公共下水道事業計画は、令和3年度に社会経済や人口動態の実装、見通しを指標といたしました将来的な自治体の姿や取り巻く状況をはじめ、整備時期、水質保全効果、地域特性、また地域住民の意向などを考慮いたしました長期的視点による判断の下で出された答申に基づき現内容に至ったものでございます。

また、下水道の未普及地域への整備についてですけれども、国においては令和8年度の概成、

つまり整備完了を現在掲げておりまして、令和3年度に発出をされております見直し検討に係る事務連絡においては、時間軸を考慮することと早期の事業完了を求めているところであります。

結果といたしまして、計画外の事業に対する国庫補助金につきましては、今後大変厳しい状況が見込まれており、先ほどお答えいたしましたとおりですけれども、既に現計画内でも抑制的な協議結果が続いているところであります。

こうした状況下で事業を実施するとしました場合は、町単独での総事業費支出となります。財源裏づけのない整備は、将来に及ぶ長期間にわたる公共下水道事業の継続性、サービス提供が担保できない状態につながりかねないものとなります。財源確保ができない状態で経済発展や経済循環に資する観点、指標に事業判断を委ねることは適切ではないところと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。国の方針でそういう方針が出ているというのであれば、確かに財源確保ができない事業というのは、町の財政にとっては非常に危ういものとなるということで、当然今の現計画が終了しないと次の計画へ行きませんので、そう考えると今現在の計画が早くても7年、8年。今の状況を考えて、まだ延びる可能性があるということを見ると、蓼池地区については、公共下水道ということを考えるよりも、合併処理浄化槽を早く普及させるための方策をもっと考えていったほうがいいのかという思いに今至ったところです。

そういうことで、蓼池地区については了解いたしました。今の現在の事業についても、このまま本当に、国の令和8年までの状況を考えてときに、続けていって、財源がないのにやる。午前中紹介しましたが、ある町では事業の休止とか事業の停止というのも実際やっているところもあります。例えば起債残高の話もしましたが、町の起債残高だけ見てると大変なことになると。公共下水道残高と一般会計の残高合わせたのが町の借金でしょうから、そういうことをこれから我々議員も注目しながら、公共下水道事業については注目してチェックをしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時39分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 次に、質問事項3のデマンド交通の進捗状況について質問させていただきます。

本町では地域住民の移動手段確保のためデマンドの運行を検討しており、2025年2月には実証実験が行われました。デマンド交通は利用者が乗りたい日時と場所を事前に予約して利用する乗合バスです。この期間中に得られた意見や地域からの要望を踏まえ、来年には再度実証実験を行われる予定と回覧がありました。より使いやすく、町民のニーズに合った公共交通の実現を目指していると思います。

そこで質問要旨①デマンドバス実証実験について、その評価結果と利用者の皆様からの意見はどのように集約され、今後の計画に反映されるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） デマンドバス実証実験について、その評価結果と利用者の皆様からの意見はどのように集約され、今後の計画に反映されるのかとの質問についてお答えいたします。

令和7年2月に実施いたしましたオンデマンド交通実証実験では、18件23名の利用がございました。利用者へのアンケート調査や運転士による聞き取りからは、当日予約ができない、直前の予約ができない、ウェブ予約ができない、1日の便数が少ないことへのご意見が特に多い結果となりました。また、利用しなかった方からは、予約が難しそうだから使わなかったという意見を複数いただきました。

このことを踏まえまして、今年度にシステムの改修を行い、当日予約、1時間前までの予約、ウェブ予約や1日の便数の増便が可能となりました。この新しいシステムを使いまして、令和8年1月から2月にかけて、再度オンデマンド交通の実証実験を行います。前回と比較するため、同じ長田、内之本場エリアと町の市街地間の移動を想定した実験になります。

また、予約が難しそうだから使わなかったという高齢者の方に対しましては、高齢者サロン等でご自身のスマホを使ってウェブでの登録や予約方法を教える場を設けていきたいと考えています。なお、引き続き電話予約も可能ですので、スマートフォンがない方でも利用できます。

なお、来年1月の実証実験は、今月中に周知を開始いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。大分改善されたみたいで、サロンでそうやって周知していただくと苦手意識もなくなると思いますので、ありがたいです。

町民の移動手段を確保するため、コミュニティバス「くいまーる」を運行していますが、しかし、公共交通空白地帯や交通弱者の存在といった課題を解決するため、新たな交通システムとし

てデマンド交通の導入が検討されていると思います。

2023年3月、三股町地域公共交通計画を策定して、2024年6月には一部改正を行われました。この計画では、高齢者が自家用車を手放した後も移動に困らないように、公共交通の充実が重視されています。特にデマンド交通の導入や高齢者でも利用しやすいサービスが目指されていると思います。

そこで、質問要旨②今後のデマンド交通システムの具体的な導入時期や対象エリア、運行形態について、現在の検討状況をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 今後のデマンド交通システムの具体的な導入時期や対象エリア、運行形態について、現在の検討状況についてお答えいたします。

エリア拡充を踏まえたオンデマンド交通の導入時期は未定でございますが、今回実施するのを含めまして2度の実証実験を経まして、次年度以降は、長田、内之木場エリア地区以外の本運行に向けて具体的に検討に入ります。

オンデマンド交通は、過疎地域など、将来、くいまーるのような定時定期路線の運行が難しくなる可能性が高い路線の代替手段として導入する場合や、現在バスが通っていない、またバス停がない交通空白地に限定的に導入する場合などがあります。

本町が導入していますオンデマンド交通システムは汎用性がありますので、どの地域でも導入自体は可能になるため、対象エリアにつきましては、次年度に具体的に検討を進めまして、部分的に導入を開始した場合でも、順次エリアを拡充することも可能となります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、まだまだ三股町では交通空白地帯が多いと思います。例えば、何回も言っているように、餅原地域や宮村地区におけるデマンド交通システムの具体的な導入時期も早急に検討していただきたいと考えます。

餅原地区にお住まいの高齢者ご夫婦は、ご主人が脳梗塞でしばらく運転ができませんでした。けれど、リハビリを頑張って運転できるようになりました。なぜそこまで頑張られたかということ、障がいを持たれた2人の娘さんを病院まで連れて行かないといけないということと、買物するところがないということで、運転しないとどこへも行けないんですよね。高齢なのでいつ免許返納しようかと悩んでいるということでした。年金暮らしでタクシーを頻繁に使えないんですよね。国民年金だったら6万5,000円、7万弱、そういう中でとてもタクシーは利用できません。そんな中でバス停まで高齢者と障がい者にとって遠いバス停。また、免許返納しないまま事故を起こさないうちに免許返納はしたいという希望もあります。そう聞いてからもはや2年がたつん

ですよね。こういう状況を聞いて、町長どう考えられますか。

○議長（指宿 秋廣君） 切り口がよう分からんけど、どれに当てはまって今しゃべってる。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 交通空白地帯における、前回訴えてから2年もたつのに、まだまだ検討の段階ということに対しての町の考え方をちょっと町長にお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総論でいいですね。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、オンデマンド交通は、現在バスが通っていない、またバス停がない交通空白地に導入することが可能でございます。検討に2年、現在かかっているということでございますが、次年度以降検討をしていきまして、部分的な導入等も可能でございますので、順次エリアを拡充することを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） アンケート調査や意見交換など住民とのコミュニケーションを今後どのように進める予定なのか。

質問要旨③に入ります。公共交通ネットワークの中でどのような住民の利便性向上につながるか、町のビジョンをお聞かせください。また、停留所にベンチを設置できないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 公共交通ネットワークの中でどのように町民の利便性向上につながるのか、町のビジョンをお聞かせください。また、停留所にベンチを設置できないでしょうかとの質問についてお答えいたします。

オンデマンド交通を導入する理由は1つではございませんが、本町の一番の目的としましては、町の公共交通を将来も維持していくために必要であると考えています。他の自治体を見ますと、利用者が少ないという理由や経費の問題等で、主に過疎地での路線廃止が増えている状況でございます。しかし、少しでも利用者がいるのであれば公共交通を残すべきだと考えており、そのためにオンデマンド交通を導入することで利便性向上と同時に運行の効率化を図ることができます。

また、停留所の件でございますが、停留所の待合環境につきましては、屋根やベンチの設置について検討を行いました。ベンチにつきましては、現在も複数箇所にも木製ベンチを設置しております。台風など災害時にベンチが飛ばされて危険が生じないかなど、安全が確保できる場所からになります。今後も設置箇所を増やしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。高齢化が進む中でバス停での待ち時間長いんですね。特に猛暑の中、立っているということ自体が、高齢者にとっては辛いことだと思います。そんな中でベンチがあると、立ち続けるのが困難な方や少し休みたいという方にとって、安全に座って待つことができます。足や腰が悪い方にとって、ベンチがあるだけで外出へのハードルが少なくなると思います。日陰のないベンチも、バス停での待機というのが陰があるといいなどは思うんですけども、なかなかそこまでは難しいかなとも思うんですけども。移動中の不安が軽減されることで、高齢者は体力に自信がない方でも積極的に外出できるようになって、社会とのつながりが維持しやすくなると思います。健康維持にもつながりますので、できるところから1つずつでもベンチを増やしていただきたいなど。以前要望したのは、今工事中の町体育館ですね。あそこにベンチを要望したんですけども、そのときには歩道の幅が狭くてできないということだったんですけども、今度県が今工事をしてるので、歩道が確保できれば、そこもベンチの検討はできるようになるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町体育館横の歩道のベンチの設置についてでございますが、今後検討させていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 大変助かります。あそこは買物して長田まで帰る方が、長年私が議員になってすぐに要望があったところです。その方がお元気なことを今望んでいます。

ベンチがあることでバスの利用がより快適になり、結果として公共交通全体の利用促進につながり、これまで体力的な理由でバス利用をためらっていた人が安心して利用できるようになると思います。バスを待つ間の快適性が向上し、バス利用の満足度が高まります。これはコミュニティバス「くいまーる」や今後導入されるデマンドバスの利用向上にも貢献すると思います。ベンチの設置は、三股町が目指す歩きたくなる町、地域に優しい町の象徴だと思われれます。今後のベンチの設置検討をよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問を終了します。

残りの質問は明日5日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時54分散会

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和7年12月5日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和7年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	福永 朋宏君
高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	細田 高広君
都市整備課長	……………	田中 英顕君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	山田 正人君	会計課長	……………	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守してください。

発言順位5番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、おはようございます。通告により、5番、新坂哲雄です。

今朝、長田の気温が1度でございました。昨日から寒さが厳しくなっております。

また、ライトアップについて、この前も、ちょっと質問をさせていただきましたが、トイレが、副町長より電気がつくようになりましたと、ありがたい返事がありました。今まで暗闇の中で、スマホでトイレを探して使用していた状況がありました。これが解消されたことで、うれしく思います。

残り、あと2日間となりましたが、課長の皆さんも、一回ぐらい長田を見学していただきたいと思います。

以上です。

続きまして、一般質問に入らせていただきます。

第1問の農業対策についてお伺いをいたします。

1番目の、数年ぶりに出された稲作新品種南海189号は、どのような特徴を持っているかを、ちょっとお尋ねいたします。

また、あとは質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。農業対策について、①の数年ぶりに出された稲作新品種南海189号は、どのような特徴を持っているのかとのご質問にお答えいたします。

宮崎県総合農業試験場が、普通期出納の主食用米新品種として、南海189号を開発しました。試験場の資料によりますと、南海189号は、ヒノヒカリより高温による品質の低下が起こりにくく、ヒノヒカリと同程度の食味を持つ品種となっております。

早晩性についてですが、これは収穫までの期間のことですけれども、ヒノヒカリは中正の中ですが、南海189号は中正の晩と遅く、ちょっととなっております。

出穂期及び成熟期は、ヒノヒカリより4日遅いとのことでございます。

ヒノヒカリは穂長が長く、穂数はやや少なく、千粒重が大きく、これは粒の重さですけれども、大きく、収量はヒノヒカリより多収であり、いもち病に強い品種となっております。

県では、令和7年度から県内で栽培試験を行い、令和9年度にデビューするという予定となっております。そして5年後には、県内の作付面積の1割に相当します1,240ヘクタールまで栽培面積を広げる計画というふうに行っているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 質問を、まだやりたかったんですけど、もう町長が詳しく述べられたので、困ったこともあります。さらに今の農業振興課長に、この付け加えがありましたらよろしくお願いいたします。この品種の状況を、お話しできればと思いますが。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、みんないるので、みんなに聞こえるようにしゃべってもらわないと、二人だけの話じゃないので。

新坂議員、もう一回、発言をお願いします。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長からも、今、述べられたんですけども、もうちょっと詳しい内容はないのかなと思って、課長にお伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 主な特徴につきましては、今、町長のほうで述べていただきました内容でございますけれども、あと特徴的なところで付け加えるとしますと、やはりヒノヒカリからは、先ほど町長の答弁でもありましたように、出穂期とか成熟期というのが4日遅いということで、実際にヒノヒカリを植えつつ、今後、南海189号を栽培を広げていくときには、収穫時期に差がありますので、そういうところでの作業の効率化というのは、今後図られてくるよ

うな品種になるのかなと思っております。

あと、またこの南海189号というのは系統です。系統の、その系統名ですので、実際、今年、県のほうで、愛称です。ヒノヒカリとかありますけれども、そういう形の愛称について募集しております。

新しい県民に親しまれる名前というところで、来年の3月に南海189号の名称が発表されるということで、県のほうからのホームページ等で掲載されているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 189号については、報道とか新聞などで情報は大体得ているんですけど、ヒノヒカリからすると、優れた面はイモチ病に強いということが、私も農家なんですけど、非常にありがたく思っております。

あとは、農家のためには粒が若干大きいので、収量が多くなるのは歓迎されると農家から思われます。

それと、次の2番に入りますけど、生産調整のため、農家への注文苗の制限があるのかを、ちょっと伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 生産調整のため、農家への注文苗の制限があるのかのご質問についてお答えいたします。

米の生産調整は、平成30年に廃止されておまして、これまで生産調整のために町のほうで、町が、この注文苗に制限を、これまで設けたことはございませんし、今後においても制限することはありません。

J Aみやざき都城地区本部にも確認をしたところなんですけれども、苗の注文をする際に制限は設けておらず、過去においても制限したことはないとのことでございました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） あらゆる情報から入ると、農協関係も聞いても、ちょっと曖昧な返事をしておりましたので、ちょっとここで伺いをかけたところがございます。

189号ができるまでは、10年、新品種を作るまでかかるそうです。私も、苗の品種改良をするところに視察に行ったことがあります。九州では、沖縄と福岡ですか、ここが全国の苗の研究をするところでありまして。それが元で、各試験場に苗がなって、たくさん作るという状況になってくるんです。

宮崎県は品種改良が非常に遅れている。全国からしたら、もう盛んに全国では、品種改良を盛

んにやっています。本県は物すごく遅れております。10年以上、今まで乳白があつて、僕らも農協へ苦情を言ったことがあります、そのような状況で、今後期待されるお米でございます。

生産調整はないということではありますが、今後、農家への不満がないような政策を取っていただきたいと思ひます。

次に、農業委員より、地域に2名は必要ないと聞くが、調整はできないかについてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農業委員より、地域に2名は必要ないと聞くが、調整はできないかとのご質問にお答えいたします。

まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数につきましては、先月の9月定例議会において、農業委員の定数を6名から7名へ、農地利用最適化推進委員の定数を10名から11名へ改正する条例案のご議決をいただきまして、令和8年7月20日の次期改選から施行することとなりました。

したがいまして、条例に定められた定数にて募集を行ってまいります。

農業委員につきましては、募集を行う際に地域枠は設けず、町全体で一つの地域としておりますが、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会が募集に関する要項において、区域ごとに定数を定め募集を行うこととなっております。

本町においては、町内を4ブロックに区分し定数を定めております。次期改選時の農地利用最適化推進委員の担当する4ブロックの定数につきましては、第1ブロック、行政区でいう1地区、7地区、8地区、9地区が2名、第2ブロック、2地区、3地区が4名、第3ブロック、4地区、5地区が3名、第4ブロック、6地区が2名となっております。

農地利用最適化推進委員のブロックごとの定数につきましては、地域の実情を考慮した上で定めており、ただいま申し上げました定数で募集を行ってまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 教科書どおりのような話では駄目と思ひます。地域に2人配置されておりますが、やっぱりかち合うということで、やりにくいということをお話を受けてました。

個別に農業委員を指定されておりますが、自由度があつてもいいんじゃないかなと思ひています。

やっぱり、農家が農業委員を信頼して取引をするわけですから、やっぱりお膳立てを前の農業委員がやっちゃつて、ほかの人がまた、その物件で分からない人が契約の段階に来るといふことが、ちょっと不満だといふことがあります。

だから、地域はやっぱり2人は必要ないということでもありますので、やっぱり、農家も安心して人に依頼をしたいんです。売買とか、そういうことがあるんです。全然経験が薄い人が来たって、何も分からないことじゃ、前に進まないわけです。

農家からも不満が出るし、農業委員会の役員も面白くないと思うんです。何ぼ努力をして、役場まで、何回も足を運んでおって、最終的には別の農業委員が契約に来たりするということが不満だということでもありますので、やっぱり農政に詳しい方なので、その人にみんな頼るんです。

やっぱり、そこら辺を考慮してもらわんと、一人一人の個別に、誰々さんは担当だよって、分けられない方がいいと思うんです。自由度があった方がいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農業委員会の委員につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員という形で、それぞれ役割がございます。

農業委員につきましては、町内全体で募集して、その人を承認、同意、任命していくところなんですけれども、最適化利用推進委員は、一応、地区ごとにその実情に応じて定数を定めているところであります。

実際、農業委員会の活動として、そういう農地の貸借であったり、農地のいろんな困りごとのご相談、そういうところの調整であったりというところは、それぞれ担当地区の農業委員さんがされる場合もあれば、やはり、今、議員がおっしゃったとおり、その人であったり土地に精通している人に応じて、やっぱり、臨機応変に委員さんが関わったりするということは、日常的な活動の中でありますので、基本的なブロックは4つのブロックに分かれて、最適化推進委員は活動していきますけれども、それに併せて農業委員も一緒に、各地域ごとに、一応担当は設けてはいるところなんですけれども、やっぱり実情に応じてそれぞれ動いたりというところは、日常的な活動の中ではあるところです。

なので、特に定数についてはこのままの状態、来年度、改選のときには募集をしていくところになっています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいまの課長の報告では、農業委員をされている人も不満だろうと思います。

1人でいいと言っているの、広いようで狭いんです、地域にすればです。やっぱり1人でやったほうがみんな頼みやすいと、2人おったら、経験がない人には、やっぱり頼みにくいと思うんです。だから、それをかち合うというわけです、物件が、何でも。農業委員会が許可を出す問

題についても、一生懸命相談を受けたのが、何回も遠く、三股に住んじょつても長田に耕作している人もいるし、やっぱり経験を含んだ人に頼むんです。

やっぱり、そこを自由度を持たないと、農業委員の人も私に訴えました。全然知らない人と、私なんかも忙しいけど、頼まれたものは一生懸命やるけど、最終的には、その新しい人と一緒の手柄にせないかんような状況になってきているわけです。

だから不満が出るんで。だから自由度を、誰々さんは誰って決めないで、自由度に農家が自分で選べるような制度にしてもらわんと、どうにも今後も解決しないんです。これ、解決しないと。どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、今、農業委員と最適化委員の話が我々にはよく分からない。分からないで言ったら、話が重複している。

農業委員というのは全体をするんでしょう。全体を網羅するんでしょう。最適化委員というのが、各地区に割り振られているわけでしょう。4つのブロックに。それを超えてできないというのが、農業委員はできるわけですよ。全体のエリアだから、農業委員は。

今、言われているのは、農業委員は地区別と言われたけど、農業委員は地区別じゃなくて全体であって、最適化委員が地区になっているわけでしょう。

もう一回、分かりやすくしゃべってください。よろしく。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私どもも、以前、農業委員をやったことがありますけど、こういう決めつけたようなあれじゃなくて、誰が農業委員でも、頼まれたどこの地区によっても、解決策を取っておりました。

今は個別に相談窓口を設けているから、ほかの農業委員は別の人に頼みたいけど、あの人が指名しているから、農業委員を指定しているからっていつて、適正化とか2人、役職あるかしらないけど、最終的にはそこが2人に、かち合うことになるんです。分からないですか。しゃべりが、ちょっとおかしいかしらんけど、解決方法を取らないかんわけです。

今まで、だから2人おつとことは2人とも来て、おまえ、何もせずに後から来て、おまえの手柄になるんじゃないかというようなことになるわけです。俺が一生懸命、農業委員会に走ったりして相談を受けたので、どがんせないかん、こがんせないかんということで書類を作ったりしている、汗をかいているのに、ほかん人がいきなり来て、俺の担当やからと言って契約する事態がおかしいんです。

やっぱり信頼と農家とつながっているわけですから、そこら辺を考えてもらわないといかないと思います。

私は農業委員じゃ、今、ないんですけど、相談を受けましたので、かち合うって、非常に面白くないと言われました。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに、執行部が答える前に、要するに、問題がこういう問題ですよって例してもらわないと、要するに、さっき言った農業委員というのは、全員を含めた町全体ができるわけでしょう。だから、先にしたとかという話で、要望的なのなら分かるんです。

だけど、この議会の場で、それを議論してどうするんだという話には、なかなかならない。議会というところは、農業委員は三股町全部ですね、最適化推進委員は各地区に、4ブロックに分かれていますねっていうふうになっているわけだから、それを見直せということになってくるのか、それとも農業委員の数を減らせという形になっているのか、そこら辺が明確に分かって皆さんがそうだよなって分かるところにならないと、個別具体的なところは、その農業委員会の中に問題提起をしてもらってやってもらうという形を取ってもらわないと、議会のここで議論できるかなというふうにも思ったんです。

だから、問題提起ですって、だから農業委員はもう少し増やせだとか、最適化推進委員の、これのブロック性をなくせだとか、そういうことなら分かるんです。

だけど、増やせ、少なくしろ、ひっくるめてですけど、そういうことも踏まえた上で、議会なのでここは。だから、議会として何ができるかということをしてもらわないと、ちょっと厳しいかな。

例えば、ここでPTAの話をされても、ちょっと困るというのと似たようなところかなというふうに思うので、だから、今、しゃべっている問題提起は、こういうことがありますねっていう善処が立って、収められればそれでいいんですけど、答弁をここでされるっていても、なかなか厳しいかなというふうに、今、思っています。だから、もう少し精査した上で質問してもらったほうがいいかなと思います。

もう一回、どうぞ。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） しゃべりがうまくいきませんが、不満があることは間違いありませんので、やっぱり特例を言いますけど、長田地域で2人は必要でないということでありますので、農業委員会で、もう一回、再度もんでいただきたいと思います。

それで、よろしく、課長、前に進めるようお願いいたします。

もう、規定があってもそういう条件がありますので、情報を聞いてください。農業委員会、農業委員の立場として聞いてください、事情を解決してください。僕らも聞くのは嫌です、そういうのは。解決するようにやってください。お願いします。

次に、火葬費用についてお伺いをいたします。

亡くなられた方の葬祭費用が、本町と都城市では格差があるが、軽減策は考えられないかについてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 葬祭費用が本町と都城市で格差があるが、軽減策は考えられないかについてお答えいたします。

都城市斎場は平成2年から供用を開始し、35年経過しております。近年の物価上昇や燃料単価の高騰、老朽化による修繕費の増加など、斎場を取り巻く情勢は大きく変化していることから、将来にわたって安定的に管理運営していくために、令和7年4月1日より使用料が改定されました。

都城市民の使用料は2万5,000円、市外利用者の使用料は5万6,000円となっています。

都城市民の使用料は、斎場施設の管理運営における必要経費を基に算出されています。市外利用者の使用料については、燃料費や光熱水費などの必要経費に加え、施設管理に係る人件費や、今後計画されている施設の大規模改修の経費等、必要経費以外の管理運営に要する全経費を基に算出されています。このため、市外の利用者は使用料が高くなっております。

葬祭費につきましては、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方の葬儀を行った方に支給され、支給額は4万5,000円となっています。斎場使用料は5万6,000円ですので、差額の1万1,000円が自己負担となっております。

また、都城市の葬歳費は2万円、斎場使用料が2万5,000円ですので、自己負担が5,000円となっています。

小林市や高原町等の葬歳費は2万円、斎場使用料が3万円ですので、自己負担が1万円となっています。

斎場使用料の軽減策につきましては検討してまいりましたが、現在のところ、軽減策はないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長から説明を受けたんですけど、ちょっと内容が、ちょっとつかみにくいんですけど、最終的に三股と都城市の差額が2万円からあるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 斎場使用料は、市外利用者が5万6,000円、都城市民の使用料が2万5,000円なので、斎場料の差額としては3万1,000円となっております。

ただし、保険者が支給します葬歳費がありますので、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方は、葬儀を行った方に4万5,000円支給されておりますので、斎場使用料の5万6,000円から葬歳費の4万5,000円を差し引いて、1万1,000円が自己負担となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 説明を聞きましたので大体分かりましたけど、都城の市民は、この割合はどういう金額になるんですか。1万1,000円の差。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 都城市民の斎場使用料は2万5,000円、葬歳費が2万円です。5,000円が自己負担となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） どうしても、本町のほうが負担が多いと考えます。これについて、負担軽減は助成はできないのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 2番の質問の負担軽減のための助成はできないかということについてお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、都城市の斎場使用料の自己負担額は5,000円ですが、小林、えびの市、高原町は、自己負担額が1万円であり、本町の自己負担額1万1,000円と大きな差がないことから、現在のところ助成は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 分かったようで複雑な内容で、ちょっと理解が苦しみますけど、都城市と協議になったと思うんですけど、協議内容で本町の意見は述べられなかったのかという質問が結構あって、町として、言うことばっか聞いて、町の本来の主張はできなかったのかという質問も結構来ております。三股は都城よりか弱いから、何も言えんがながったんじゃないかという相談も、高齢者から何人か相談を受けました。

内容を、ちょっとそこら辺を、協議内容をもうちょっと、三股の本来の主張はできなかったのかという意見もあるんですが、何か意見はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 都城市斎場は都城市が設置しております。市民と市外住民の利用料は、そのため都城市が設定をしているところです。

使用料算定の考え方につきましては、都城市の担当から説明を受けております。使用料改定前の都城市以外の市民の利用料の差額は2.25倍でした。改定後の差額も2.25倍と、改定前との差額は同じとなっております。

他の市町村も、市外利用者は2倍から3倍の使用料の差があることから、使用料の増額は妥当

な金額だと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 北諸、都城は、広域圏事業で三股町もかなりの出費をしていると思いますが、これで同等な扱いができなかったのかについて、もう一回お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 以前は広域圏の事務組合がありましたが、その事務組合があった時点でも、斎場利用の負担はしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 理解にちょっと苦しみますが、その辺は、ちょっと奥深いところがありますけども、町民からして、不安な意見がありますので、納得のいくような説明をしないといけませんので、格差があることが問題であるということで伺って、本町の担当は何をしようのかという意見も結構聞きましたので、今回質問させていただきました。

私も回答として、そう言われた人に、どういうふうに説明をするのかも困りますけども、一応格差があることは間違いないので、やっぱり是正をしていただきたいと思います。

本町の主張も言ったのが効果がなかったのか、そこら辺は、ちょっと疑問視される場所があります。難しい内容ですので、ちょっと私もこの件については、ちょっと理解がしにくいところでございます。

大体分かりましたので、最後の県道33号線についてお伺いをいたします。

三股橋から梶山方面へ道路白線が消えているのが対応についてお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 三股橋から梶山方面への道路白線、センターラインが消えているが、その対応はできないかの質問についてお答えいたします。

県道33号都城北郷線は、県の管理する道路でありますので、都城土木事務所へ確認したところ、県道33号都城北郷線において、センターラインや外側線が消えている箇所が点在していることは把握しており、令和7年度は政矢谷付近において、センターラインを約2キロメートル、外側線を約3キロメートル引き直したところであり、三股橋から梶山方面については、予算状況次第ではあるが次年度以降に引き直すこととしているとのことであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま、課長のほうから報告がありました。以前、白線が消え

ているということで要望しましたところ、長田、つつじヶ丘周辺から、約何キロだったのかわかりませんが、中央線を新しく白線を引いてもらいまして、本当に地元から喜ばれております。

今回は、三股橋から梶山方面が、かなり交通量が結構多いところで白線が消えています。梶山小学校から、まだ上まで、ちょっと調査してもらいたいと思いますが、梶山といっても、まだ、ちょっと先の方まで消えていますので、切寄周辺までは白線を引く必要があると思います。

これについて、地元の県議を通じて、県に問合せをさせていただきました。県の報告では、3月に行くという返答を受けたということで、福田議員から、また電話がありまして、早急に、3月じゃなくて早急にできないかと注文をつけたと県に言ったと、土木事務所に言ったということで報告がありましたので、早急にやっていただきたいと私は思います。

ここは、三股ばかりの使用じゃなくて、山之口とか日南にかけて仕事をされる人も結構通行が多いので、早急に町のほうからも、また念を押していただきたいと思います。

高齢者が結構あって、白線が消えると大型車が、日南には近いのか知らんけど大型車が多くて、白線がないために道路真ん中を走ってきて怖いって言って、15人ぐらい電話がありました。何とかでけんとしてすかっていって。

これは町とは関係ないって言うんですけど、町は何か言わんごてって言われるんですけど、やっぱり土木事務所にも、私も何回も行きました。結果的に福田議員から、私からも念を押したということでありましたので、私も若干安心はしているところでございますが、3月って言ったら結構長いなと思っております。再度、念を押していただきたいと思います。

これで、全体の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
○議長（指宿 秋廣君） これより、11時まで本会議を休憩します。

午前10時41分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を、質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位6番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 発言順位6番、岩津良です。本日は通告に従いまして、大きく3点について質問をいたします。

未来を担う子供たちの環境、そして住民生活の安心、安全に関わる、まさに待ったなしの課題ばかりです。どうか前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

まず、大きな事項の1につきまして、学校の部活動の体制構築についてお伺いをします。

日本の公教育を長年支えてきた学校の部活動が、今、歴史的な転換点を迎えています。部活動は学校にあって当たり前のものでしたが、しかし、その当たり前は長きにわたって先生方の献身的な長時間労働と、休日返上のボランティア精神によって、ぎりぎりのところで支えてこられたものです。

今、働き方改革が進む中、この持続可能なシステムを見直し、子供たちのスポーツ・文化環境を学校から地域へと移行する検討が動きなされつつあります。

しかし、この改革となるものは、道のりは、今、大きな修正も迫られており、当初、国は令和7年度までの改革集中期間に、休日の部活動を地域へ移行すると目標が掲げておりましたが、受皿となる指導者がいない、費用の負担が解決しない、様々な懸念点がなされ、文部科学省は方針を事実上修正し、新たに令和8年度から10年度を改革実行期間と決めました。

さらに、新聞報道等によりますと、国は12月上旬にも新たな運用指針を公表するというふうな方針とのことでした。

このように、国の方針が二転三転、状況が刻一刻と変化する中、現場の先生方、教育委員会の皆様も対応に大変苦慮されることと推測いたします。

しかし、一方で、私たち保護者や子供たちにとっては、いつから変わるのか、お金はどうなるのか、部活動の在り方はどうなるのか、そういった不安視に至るのも事実なのではないかと思えます。

特に本町は、一町一中という特性上、近隣校との合同部活の組みにくさや、都市部のような民間の受皿も少ないのが現状です。まさに、三股独自の体制構築も検討する必要ではないかというふうに思います。

そこで、まず1番の部活動地域移行の影響について、部活動の地域移行の影響から、今後の部活動の在り方について、まず、ご質問を差し上げます。

残りの質問は質問席にて質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 地域移行に伴う今後の部活動の在り方についてお答えいたします。

令和4年6月の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を受け、令和4年12月に、学校部活動及び新たな地域活動の在り方に関する総合的なガイドラインとして、部活動のガイドライ

ンが全面的に改定されました。

改定の趣旨は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がありました。

その中で、部活動指導員や外部指導者の確保、週当たり2日以上以上の休養日の確保、学校と地域が協働、融合した形での環境整備を進めることが示され、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備が提案されています。

具体的に地域移行については、まずは休日から、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組み、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指す計画が示されていました。

令和8年度から新たに改革実行期間がスタートすることを踏まえ、新たなガイドラインの骨子が令和7年10月に示されました。

これまでに、地域クラブ活動の在り方や認定制度、地方公共団体と民間企業、大学、幅広い関係団体、例えば総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、中体連、中文連、スポーツ推進員、そのようなところとの連携、協働、費用負担等多くの課題が出てきており、改革実行期間を令和8年度から10年度を前期、令和11年度から13年度を後期として、改革実行期間内に、休日の部活動については、原則全ての学校部活動について地域展開の実現を目指すとして明記されています。

三股町における地域展開としましては、卓球部、剣道部、駅伝部の3名の部活動指導員を配置し、8つの部活動に外部指導者を登録して活動を進めております。そのほか、サッカー、バレーボール、公式野球など22競技、169名が、学校外で活動するクラブ等に参加しているところでございます。

また、令和2年度より毎年2月に、県、町教委、地域、学校が参加する部活動の在り方に関する有識者会議を実施し、国と県の動向を踏まえながら、地域展開に関する協議を進めてまいりました。

今後も、先ほど議員もおっしゃいましたが、令和7年12月、今月の末になるのではないかとありますが、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの中で、改革実行期間等の新たな方針が示されますので、都城市の動向も踏まえながら、ガイドラインに沿って、本町の実情に応じた部活動の地域展開の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁ありがとうございます。国のスケジュール変更ということで、今回、一転二転としている中で、本町でも慎重に進めていくという方針であることと、また8つの部活動に外部指導者を登録して、活動も進んでいるというところで承知した次第です。

また、その中でも、今後8年以降13年に向けて、長期にわたる取組ということに関しまして、やはり、まず今回の移行に、展開に伴いまして、指導者の確保並びにその処遇についてなどご答弁の部分もありましたけれども、要としては人ではないのかなというところで、安心して指導を任せられる人材をどう確保するのか、また今回の地域移行展開を、単なる穴埋め、単なる制度だけではなくて、地域の活性化、地域のクラブチームなどの活性化にも、ぜひつなげていってもらえたらというふうな中で、人材について、指導者についてお尋ねいたします。

1項目の中黒の2つ目になるんですけれども、また、この2つ目の質問に移る前に、なぜその質問するのかというところで、その背景となる先進事例について、少し触れさせていただきたいと思います。

関連の提供資料を差し上げておりまして、質問事項1、資料1の①のものになります。

こちらは、宮崎県内の都農町が設立した一般社団法人ツノスポーツコミッションという法人の取組でございます。

この事例の画期的な点なんですけれども、部活動の指導者を単に雇うだけではなくて、地域おこし協力隊の制度を活用して確保するなどとした形で、またクラブチーム、またアスリートのチームを誘致して、現役のアスリートを協力隊として活用するなど、またアスリートの活動にもしっかり補償しているという点でございます。

日中は地元の企業や地域のお仕事を、また働き、夕方・休日は部活動の指導を行うという形で、競技者としてのキャリア、そして学業、仕事としてのキャリアという両立を実現している団体と取組でございます。

これにより、町は移住定住と指導者確保を同時に達成し、子供たちは本物の指導と働くことを学ぶキャリア教育というところも受けられる、まさに一石三鳥のモデルではないかというところで、今回提案させていただいています。

本町においても、今回、委託型地域お越し協力隊としてのご予算も上がっていますが、こうした戦略的な視点も、この部活動の転換に伴って検討する必要であるのかなというところもございません。

そういった中で、部活動移行による影響からの指導者確保、処遇について、本事例に伴って、今回見解も伺いたいと思いますので、2つ目の指導者確保の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 指導者確保や処遇についてお答えいたします。

三股中学校では、現在、先ほども述べましたが卓球部、剣道部、駅伝部の3名の部活動指導員を配置しております。

部活動指導員の謝金につきましては、県の部活動指導員配置事業補助金を活用し、活動実績に

応じて報酬を支給しております。

報酬額は、1時間当たり1,600円、年額33万6,000円が上限となっております。町負担は3分の1となっております。

今後は、休日の地域活動等の指導者の謝金や教職員の兼職兼業についても検討していかなければならないというふうに考えております。

また、若者の育成と地域定着に関しましては、部活動の地域展開を活用した考えは持っておりませんが、三股中学校では部活動を経験した若者が、三股中学校の教員や講師として部活動の指導をしている例はあります。また、市町村対抗駅伝のコーチ、クラブチームの指導者として活躍している例もあります。

そのほか、部活動指導員や外部指導者として、役場職員や元役場職員が、現在も部活動の指導に当たっていただいているところでございます。

本町は一町一中であるため、拠点校方式や合同部活動につきましては、都城市との調整が必要のため、導入が難しい状況です。また、地域クラブ等の受入れ団体や指導者等の不足等の課題はあるものの、三股中学校の部顧問の約半数が地域指導者として関わりたいという意欲を示しております。

休日の部活動を教職員が地域指導者として指導する事例も示されておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

令和8年度から改革実行期間がスタートしますので、指導者の確保や指導者の謝金につきましても、国の方針に沿って地域展開に向けた環境整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど議員のほうで紹介していただきました、このツノスポーツアカデミー、都農のサッカークラブの方々が中心になって、キャリア教育や部活動の指導等も担当しているということです。

本町では、宮崎サンシャインズとも包括連携も結んでおりますので、現在、少年団の指導とか部活動の指導等についても何か連携できないかということで、協議は進めているところですが、今後その辺りも指導者として確保できればということは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

また、現在の謝金制度やOBの方並びに職員の方も、地域の部活、子供たちの活動に対してご尽力されていることを大変理解したところでございます。

こういった先進的な事例もしっかりと検討していきながら、地域おこし協力隊の制度というの

も、しっかりと活用できるものではないかなというふうに感じているところです。

教育課だけではなく、地域おこし協力隊となると、企画商工課等とも絡んでくるところではございますので、しっかり連携を取りながら、活用できるところの展開をしていただければいいかなというふうに考えておりますし、前例というところが、なかなかない部分であるかもしれませんので、そこ辺りは調査しながら進めていただけたらというふうに思います。

ぜひ、前向きな活動をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番、3番項についてでございますけれども、今回通告をしていたところですが、ご答弁の中でも、令和7年の12月で新たにガイドラインが策定されてからの展開ということと、今回、国の方針も一転二転という形で、今後の動向も様変わりする可能性もございます。協議させてもらったりもしたんですけれども、少し詳細の議論がなかなか難しいのかなというふうに判断いたしましたので、この2番と3番項につきましては、すいません、取下げのほうをさせていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） どうぞ。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、大きな事項の2番項に移ります。子育て政策の抜本的強化につきまして質問をします。

実際、我が国の少子化、これは喫緊の課題でもありますけれども、本当、この少子化というところは、本当、言い換えれば静かなる有事と言われるほど、危機的な状況ではないのかなというふうに思います。

そんな中でも、本町でも第1期の三股子ども・子育て応援プランというものも策定され、しっかりと子供たちの育みに寄り添える施策を展開していく計画がなされたところで、子供の貧困対策等の重点課題がされていますが、重要なのは計画書の中身ではなく、やはり、さらに今の情勢の物価高に対する、子育て世帯への即効性のある経済支援も検討していくべきではないのかなというふうに思います。

この、三股子ども・子育て応援プラン、30ページに、小学生の保護者に対し、子供、若者を取り巻く状況のアンケートがございます。

アンケートの中で、やはり64.6%が教育費の支援、軽減を求めているという結果が記されています。遊び場所も欲しいと、そういった環境もございますけれども、やはりしっかりと経済負担を減らしてくれという訴えがあるのは事実かと思ひます。

そういった中で、やはり、このアンケート結果に対しても、しっかりと向き合うべきではないかということに関して、①の小学校給食費の無償化について、中学校の給食費の無償化というところは実現したところでは、すごくありがたい施策ではございますけれども、また、この次の

展開として、小学生の給食費の完全無償化の実現のための財源確保の見通しについて、また、その施策についての見解並びに、その財源確保の中でもふるさと納税を、やはり有用な活用をして捉えているかと思えますけれども、今回、ふるさと納税の今年度の納税の寄附額の見込みについても伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小学校給食費無償化についてお答えいたします。

本町においても、子育て世帯の経済的負担軽減は重要な課題であり、学校給食費の無償化は、その有力な施策の一つと認識しております。

本町では、令和5年度から中学校において給食費の無償化を実施しており、保護者の皆様からも一定の評価をいただいているところでございます。

国におきまして、令和8年度、来年度からになります。全国的に小学校給食費の無償化を開始する方針が示されました。現在、制度設計や財源確保に向けた議論が進められております。

こうした国の動向を注視しつつ、本町としても給食の質を維持しながら、公平で持続可能な制度を構築できるよう、必要な準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、資料の6を御覧ください。令和7年度三股町ふるさと納税見込み額という資料をご準備させていただいております。

1としまして、ふるさと納税額の10月までの実績としまして、1億4,918万5,000円となっております。4月から各月ごとに前年の昨対比を記載してございます。

4月からプラス165%と、ずっと続きまして、本年度改正がございました、いわゆるポイント付与の廃止、こちらによりまして、9月、こちらを御覧いただきますと、前年の昨対比がプラスの386%ということで、3倍を超える寄附をいただいたところでございます。

一方で10月の実績を御覧いただきますと、昨年度の昨対比、マイナス56%ということで、駆け込みが終わりました10月からは、昨年よりも減をしているという実情でございます。

大きな2番といたしまして、ふるさと納税額の見込み額について記載をしております。

今、申し上げましたとおり、10月につきましては駆け込みが終わった影響で、44%減をしております。こちらが、もし12月の駆け込み段階まで、マイナス56%が継続した場合の金額ということで、昨年度の金額にマイナス56%、44%を掛けた額が、11月・12月と推移をした場合、そして1月・2月・3月については、昨年と同額が推移した場合の推計をいたしました。

結果といたしまして、2億1,853万8,000円の今年度の見込み額ということで算出をさ

せていただいております。

備考にありますとおり、今回はポイント付与の廃止から9月の駆け込みがたくさんございました。よって、10月から12月は昨対比相当額、減額する見込みとなっております。ただ、1月からリセットいたしますので、昨年と同額を見込んだところです。

企画商工課の答弁は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 前向きな議論のほうはなされているというふうな見解で捉えたところでございます。

また、ふるさと納税の見込みについても、何とか6年度よりは2,000万円程度の増が見込まれるというところではありますけれども、やはり目標額というところと、実際の施策に落とし込む確保の財源としては乏しいのかなというふうなところは、現実問題、しっかりと受け止める必要はあると思います。

そういった中でも、国の動向も見極めるというようなご答弁もあったところで、やはり国の動向も、少子化に伴って議論はなされているはずでありますけれども、国の施策にあやかるといいますか、待ってはいては、いつになるかというところも不明確ですし、また今回、例えば、例えばじゃないですね、最近の報道でもあったと思うんですけども、給食費の無償化の国の議論の報道で、全額の負担を断念して、自治体の負担も求める方向も検討しているようなニュースもあったところです。

国の動向で、いつか国の支援もあってスタートするというところの可能性が、もし完全に切り離されて、はしごが外された場合です。じゃあ、この三股町は給食費の無償化についてどうしていくのかというところを、すごく気になるところです。

そういった場合、国の動向というところはあるんですけども、国の支援が受けられない場合、今回、給食費の無償化についての見解というのは、どういう方向で考えられるようになるのか、もう一度お聞かせ願えたらと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） はしごが外されるということはないと思いますけれども、町としましては、この国のほうの取扱いを信じながら、予算措置はさせていただきたいというふうに思っております。

やはり、今の政権のスタンスを見ますと、令和8年の4月からということで、公党間の約束もございますし、そしてまた野党のほうも、それらの理解があるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味合いじゃ制度設計、町の負担も出てくるかと思えます。

そのことも踏まえながら、予算編成は取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） すいません。そういった場合ということで、すいません。外されたと断言しているわけではございませんけれども、もし支援が受けられなかったといった仮定をしたときに、どういうふうなことになるのかなというところで気になったところでありました。

隣接する市町村でも、曾於市なんかでも完全無償化されておりますし、日南市のほうも無償化というところで、過去にはやっぱり三股町も子育てに優しい町というところの展開で、しっかりと子育てに対しての負担軽減をしてきたところが、もう既に追い抜け追い越されというところで、独自の経済的支援というところは、なかなかピックアップされていなくなってきたのかなというところで、選択肢の幅が子育て世代も広がっている中で、戦っていかなければならないのかなというふうに思っているところです。

そういったところでも、この小学校無償化につきましても、しっかり前向きな検討の中で、しっかり財源確保の明確さを、もう一回ご検討いただきながら、我々議員にもしっかりとご明示いただければありがたいかなというふうに思っています。

次に、保育料第2子無償化につきましてというところで、同じように子育て施策の経済的負担になりますけれども、やはり、多子世帯に関しての支援というところについて、やはり2人目の壁をどう乗り越えるかというところも、一つの最大のポイントかというふうに思います。

本町でも、9月から第2子の保育料軽減ということで、県事業から、利用者負担が2分の1から4分の1になったというふうなところで、チラシのほうも配付されたところであると思うんですけども、そういった意味でも、子育ての不安や負担に感じているというところは、やはり経済的な負担が大きいのかなというふうに思います。

また今回、やはり子供の、特に保育料無償につきましても、しっかりと社会的インフラの投資という側面もあるのかなというふうなことも鑑みて、第1子の保育料の無償化は踏み切ったところではございますけれども、今回、第2子の無償化についても、この4分の1の部分の負担を、どう捉えてくださっているかなというところの見解を伺いたいと思うところで、②番です。実現についての見解と、また第1子を含めた恒久的な財源確保の計画について質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 保育料第2子無償化の実現についての見解とのご質問にお答えをいたします。

町は、今年6月定例会で、第2子保育料の2分の1を補助する事業を開始するための予算について議決をいただきました。

このとき計上した経費は、保育所利用者負担金、いわゆる保護者負担の保育所保育料として306万9,000円、認定こども園保育料として514万2,000円、合計で821万1,000円でありました。これには、県補助金511万7,000円が財源としてはございます。

本予算は、令和7年9月から令和8年3月までの積算でありましたので、第2子まで無償化とするためには、1,407万6,000円の予算が必要となります。

町は子育て支援を充実させるために、子育てをする方の負担を軽減する事業を先行して実施してまいりましたが、今後は子育てを担う体制を整備する、質を確保するための事業も進めていかなければならないと考えております。

今後、第2子保育料無償化事業も含め、優先順位等を検討してまいります。

次に、第1子も含めた恒久的な財源確保の計画についてお答えいたします。

令和6年度決算において、制度上、第1子保育料無償化事業は7,636万円の支出となっております。これに、先ほどの第2子保育料負担軽減事業の予算額を合わせると、およそ9,043万6,000円が必要になるものと現段階では見込んでおります。

少子高齢化の進展により、保育所利用者負担金、保育料の額は減少し、これらの事業経費も減少していくものと推測をしているところでございます。

ご質問の恒久的な財源確保についてお答えするために、施設型給付費全体について触れさせていただきます。

令和6年度決算で、施設型給付費事業費総額19億8,776万円であり、国県支出金及び保護者負担保育料を除く町の財源として、ふるさと未来基金1,000万円を充当し、一般財源から4億7,443万8,000円を支出しております。

もともと保護者が負担する保育料についても、国基準額より低い町基準額を設定しておりますので、その部分についても町の一般財源から支出しておるところでございます。

全体的に、一般財源によるところが大きい事業ではありますが、今後も予算の確保には努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 少子化というところの流れもありまして、やはり子供の数も減る中で、収入の部分も減ってくると思います。

そういった中でも、第1子の保育料無償だけでも厳しいといいますが、確保していくというところは、しっかり難しい場面もある中で、今回、この第2子の部分をどうするのかというところの議論というか中身の方向性について、今回尋ねた次第ですけれども、やはりお隣の都城市は完全無償化だったりとか、同僚議員のお話もあったとおり、保育料の部分だけではなくて整備の部

分で、保育士の人材確保の話もございました。いろんな場面でお金がかかってくる場所かと思
います。

そういった中で、保育園経営というところもしっかりと、やはり難しい問題に直面してくる場
面もあるので、そういったところの補助的なところも含めまして、園側の経営負担が少しでも軽
減されるような措置というところを、検討していただければいいかなというふうに思いますので、
その辺りは保育園会を通じて、しっかりと議論を交わしていただきながら、理解を得ながら、保
育園側としてもしっかりと安心して、子供のしっかりと見守る保育を展開できる体制を、前向き
に捉えていただきたいというふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の質問になります。

私教育並びに学習機会の確保ということで、今回お手元に配付させていただいております資料
のナンバー2です。②になります。

1枚目の裏面になるんですけれども、今、現行でも、三股町内でも就学の援助制度等に関したり
、学習の指導も展開されているかと思うんですけれども、今回、このバウチャークーポン制度
というところの中で、単に行政がお金を配り支援補助をするものだけではなくて、塾、また習い
事、スポーツ活動など、学校外の教育にも利用できる人を限定したクーポンというところの仕組
みでございます。

一般の補助金は、行政が指定した事業者を支払われることも多いんですけれども、この制度は
資料もあるとおり、利用者、いわゆる子供たちのやりたいことの権利に対して、しっかりと決定
権を与える。そういったところで、子供自身の権利をしっかりと尊重するというところの背景も含
んだ制度ではないかというふうに思ひます。

また、本町の子育て、子ども・子育ての応援プランにも、経済的な理由で、塾や習い事をして
いないというようなアンケートというところも、高い割合でデータで示されています。

そういった意味でも、この機会の格差として有効な手段でないかというところで、今回、この
提案の資料をお配りした中で、質問の中身に移りますけれども、現行の就学援助制度に加えて、
学習等の機会の格差を埋めるために、塾や習い事の費用を直接補助するバウチャークーポン制度
や、習い事費用助成等の導入は検討できないか質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 教育委員会のほうから、まず、お答えしますが、バウチャークー
ポン制度につきましては、教育委員会として、今、そのようなことは考えておりませんが、現在、
教育委員会が行っている事業についてご説明をさせていただきたいというふうに思ひます。

教育委員会といたしましては、放課後学習会、放課後入試対策勉強会を令和4年度から再開し
実施しております。

放課後学習会の対象につきましては、現在小学校3年生、中学校1年生としております。どちらも5月下旬、または6月上旬から、週1回、年度を通じて1年間実施しております。

また、放課後入試対策勉強会につきましては、中学校3年生を対象として、10月から週1回、県立高校の一般入試直前まで実施しております。

指導スタッフとして、教員経験のある塾の指導者を招聘しております。また、小学校3年生の放課後学習会は、教員を目指す南九州大学の学生も補助スタッフとして手伝ってもらっております。

教科は算数、数学が中心で、夏休みは宿題等にも取り組んでいるところでございます。

いずれも、町内小中学校に通学する児童生徒の学力向上対策として実施しており、私教育並びに学習機会の補償を目的としたものではありませんが、議員のご指摘の塾や習い事の費用を必要としない形には当たるものとして考えております。

参加にかかる費用はなく、必要最低限の費用として、テキスト代と保険料のみを初回に徴収させていただいております。また、参加制限等もございません。

今後も放課後学習会、放課後入試対策勉強会の周知及び充実に努め、町内の児童生徒の学力向上、真の実現を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

教育委員会からは以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） バウチャークーポンの制度については、まだ考えていないというところではありましたけれども、何か見解についてというところでいただいておりますが、何か考えない理由というところをお聞かせ願いますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今回、答弁に当たりまして、教育委員会、福祉課等で協議をしましていったところでございます。

議員、質問の子供貧困対策としてのバウチャークーポン制度の導入についてお答えをいたします。

まず、バウチャー制度とは、学習支援や習い事、文化・スポーツ活動など特定の用途を限定して利用できる仕組みであり、子供の体験機会の確保に一定の効果があるとされております。

一方で、導入に当たっては幾つかの課題も指摘をされているところでございます。

第一に、クーポンの利用できる事業者登録の関係、利用実績の確認、精算業務など、行政にも事務負担は相応に増加してまいります。

第2番目に、利用可能な事業者が地域に十分存在しない場合、制度が十分に機能しない可能性がございます。

第3に、申請手続や制度の理解が難しい家庭ほど利用が進まないなど、本当に支援が必要な家庭に届きにくい面があることも指摘されております。

また、支援を受けていることが周囲に知られることで、利用をためらってしまう、いわゆる恥ずかしいとお気持ちを持たれてしまうのではないかという問題も指摘されております。

そして、特定用途に限定した支援であるため、家庭の実情によっては食費や光熱費など、より優先度の高い支出に充てられないといった柔軟性の面での課題もございます。

こうした点を踏まえまして、現時点では制度導入に当たり、慎重な検討が必要であると考えております。

まずは既存の就学援助、子育て支援、学習支援事業等との整合性を図りながら、本町の実情に最も適した支援の在り方を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。町の現状も踏まえて、有効であるかどうかというところはしっかり見極めながらですけれども、やはり、しっかりと塾や習い事をしていない理由というところの中での、経済的な余裕がない方の割合が、やはり2割程度いらっしゃるのも事実でございます。

学習の部分でいうと援助をする形で、一部の学年に通じて展開されているようですけれども、しっかりと、その展開を広げてもらえるような支援を、ぜひ前向きに検討いただければというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きな事項の2番のほうは締めさせていただきます、3番項の事項に移ります。

今市14号線の交通安全対策と住民の合意形成についてでございます。

この路線は、地域の生活道路であると認識しており、また、通学路としての機能も一部ある路線だというふうに認識しております。

しかし、現状の道幅は狭く、歩道という部分は未整備な部分でありまして、現在、町のほうも側溝の蓋がけから歩道の整備等の計画がなされているところでございます。

また今回、その路線に関しての事業の進め方というところをめぐって、地域住民と行政との間に、大きな認識の溝を生んでいると聞き及んでいるところであります。

私も直接伺いましたけれども、単なる反対ではなく、そこは過去の経緯に対する不信感や事業に対する妥当性の疑問が、根深く存在しているように感じます。

ただ、誤解ないように申し上げますが、全員が反対しているという見解ではなく、実際に歩行者の安全も危惧されている場面もあるのも事実です。問題なのは、今回、通学路整備という名目で事業が進められていますが、住民からは現在の集団登校のルートとは、今回整備しようとして

いる区間と、全て行きの登校では活用されている部分ではないのではないかと、事業の根拠そのものに対する疑義が生じている状況です。

通学路の整備との大義名分との現場の実態のかけ離れ、そこが大きな地域住民の疑問に感じているところです。

そういった中で、一部の住民からの計画への懸念について、通学路交通安全プログラムというものがあるようで、そのプログラムに当たって、今回事業化をされたというふうに聞いております。

その要望に至った詳細のプロセスというものをご教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 通学路交通安全プログラムによる、要望に至った詳細のプロセスについてのご質問にお答えいたします。

本町では、平成25年度より三股町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年度、各学校から提出された通学路における危険箇所の要望に基づき、現地調査及び対策の検討を行っております。

三股町通学路交通安全プログラムにつきましては、岩津議員から資料要求がありましたので、お配りしております資料7の1を御覧ください。

本プログラムの構成員は、警察署、土木事務所、総務課、都市整備課、福祉課、教育課、各小中学校で構成されており、関係機関が連携して取り組んでおります。なお、資料の中に福祉課の記載がございませんでしたので、追記していただきたいと思っております。大変おわびを申し上げます。

要望に至った詳細のプロセスといたしましては、各学校が年間を通じて地域住民、PTA、地域見守り隊等から寄せられる通学路の安全確保に関する意見や要望を取りまとめ、教育課を通じて通学路交通安全プログラムに反映しております。

これに基づき、関係機関による現地確認を実施し、関係機関と連携しながら実現可能な対策について検討を重ねております。

なお、今市14号線の合同点検に至った詳細なプロセスにつきましては、別添資料7の②を御覧ください。

本通路につきましては、令和4年度に三股西小学校から教育委員会へ危険箇所報告書が提出されました。報告内容につきましては、お手元資料の上のほうにカラー刷りしてある部分と下の地図がありますが、そちらに記した内容でございます。

報告内容ですけれども、通路の側溝に蓋が設置されていないため、児童の通学に危険が生じることから、蓋の設置を求めるものでございました。これを受けまして、通学路交通安全プログラムに基づき、令和4年8月25日に合同点検を実施し、点検結果において、恒久対策として歩道

部分の改良工事の方向性が示されました。

なお、町内7校からそれぞれ提出されました要望書につきましては、同様に全て合同点検を行い、その結果を三股町のホームページに掲載し、町民の皆様へ周知しております。

しかしながら、令和4年度の合同点検後の対応につきましては、側溝に蓋を設置するなどの改善が実施できなかったことから、改めて令和5年度に三股西小学校から側溝に蓋がなく危険なため、蓋を設置してほしいとの要望書が提出されました。

これを受けまして、令和5年11月9日に再度合同点検を実施し、対応内容及び恒久対策として、側溝改良と歩道新設の方向性が示され、その結果をホームページに公開したところでございます。これにつきましては、資料の一番下のほうの内容がそのものでございます。

このように関係者が一堂に会して通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を行うことにより、通学路の改善につなげる取組を継続して実施しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 最後、いいですか。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 時間的に、少しあれなんですけれども、一点です。疑問点がござ

います。
資料7の②です。この小学校からの対応、対策として、側溝に蓋をしてほしいというふうな要望でございました。ただ、この令和5年度の点検の結果の一番下のところが、歩道の新設というところの黄色のマーカが、急に浮上しているところでございまして、やはり地域住民の方からすると、学校が必要だからされるという部分であればということなんですけれども、その辺りの部分が、果たして本当なのかどうかということが、やはり定かではないというふうな意見でございます。

というのも、学校側のです。住民の方から、それは情報として聞いたんですけれども、学校からの認識としても、歩道、いわゆる縁石というところの整備なんですけれども、その部分の改良までを求めた要望では、実際ないというふうに聞いております。

側溝の蓋がけについてというところの中でリンクすると、歩行者の安全確保という意味で、歩道の整備に至った判断というところは解釈できるのかなと思うんですけれども、その見解を、少しずれがあるのかなと思うので、その部分がもし分かれば、歩道の新設に至った部分というところを教えてくださいなというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 両方手を挙げているので、どっちが手を挙ぐっと。これが最後ですので、あと残りの部分は、最後の質問者が終わった後にすることができますので。

都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 要望が側溝の蓋設置であったにも関わらず、なぜ歩道整備を行

うことになったのかということのご質問だということでお答えいたします。

歩行者の交通安全対策として、まず優先されるべき対策というのは、歩道整備が最善であります。学校側が側溝の蓋設置を要望したのは、目的といたしまして歩行者の交通安全対策であります。

交通安全対策を実施する道路管理者、我々ですけれども、都市整備課の立場であれば、最も安全な対策として、まず歩道整備を検討すること、それを助言することというのは当然のことです。

その際、道路沿線には過去の区画整理による町有地が存在することから、歩道は設置可能であると判断しまして、歩道を整備することといたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 残りの部分については、最後の質問者の後に行ってください。

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に言うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位7番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。昼からですけども、発言順位7番、内村です。

宮日新聞に、この前、「若い目」ということで、三股小学校の2年生のモリヤマユウさんという方が投書されておりました。そのことを、ちょっと紹介したいと思います。

2年3組のいいところは、みんなが笑顔なところです。例えば一人で笑顔でいると、周りの人も笑顔になって、先生まで笑顔になって、笑顔が広がっていきます。そのおかげで、私は学校がとても大好きになりました。そして、今日も学校があるんだな、嫌だなと思う日がなくなりました。だから、私はみんなにとっても感謝をしています。今度はみんなに笑顔をお返ししたいです。

というようなことが書かれておりました。

そして、鹿児島県の曾於市の標語で、「挨拶は相手より先に言うこと 先手勝ち」という標語がありました。やっぱり、笑顔と挨拶、大切じゃないかなと思います。

その中で、今回まず最初に、パークゴルフ場について聞いていきたいと思います。

上米公園パークゴルフ場拡張に関する請願書を、令和6年9月議会で提出をしております。請願書は採択されました。3月議会でも質問をしております。

内容につきましても、現在のパークゴルフ場につきましては、3コース27ホールであり、新規コースにつきましては1コースです。9ホールを新しく拡張して、4コース36ホールとすることで、大型大会の誘致が可能ということでもあります。

また、今後、町の健康増進施設として、町民の保持にも貢献できるというようなことでもありました。

このことから、町では新規コースに向けて、測量業務及び基本計画策定業務を実施するための費用を、令和7年度の町予算に諮っております。計画してありますという答弁でありました。

1,000万円の予算であります。

まず、質問です。パークゴルフ場の新規コースについての状況ということでもあります。このことについて伺います。

あとは、質問席にて質問していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） パークゴルフ場について、パークゴルフ場の新規コースの整備についての状況はどのようなかのご質問についてお答えいたします。

上米公園のパークゴルフ場については、新規コースを増設することで計画を進めており、現在、基本設計を実施中であります。新規コース増設に当たっては、三股町パークゴルフ協会のご意見を伺いながらコース設定を行うこととしており、基本設計完了後は、詳細設計や工事着手など、計画的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、町長のほうから基本設計を策定していくと、パークゴルフ協会と基本設計を策定しているというようなことでもありましたけども、以前に質問の中で、新たなコースを建設する場合には、周辺にはキャンプ場として利用されている広場や炊事棟が存在するため、新たなコースだけでなく移設も含めて、公園内の施設も含め、公園内の施設配備等を総合的に検討するというようなことでもありました。

両立した考えだろうと思います。キャンプをする人もいらっしゃいますから、今です。若い人がキャンプをしていらっしゃる方もいらっしゃいます。その中で、両立した考えでやっていかなければいけないというようなこと考えだと思っております。

そのようなことで、パークゴルフ場新規コースについての先ほど基本設計ができて、いろいろやっているというようなことでありましたけども、周辺の施設配備とキャンプ場炊事棟の移設については、どのようなことかということでも聞きたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） ②ですね。

○議員（10番 内村 立吉君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） パークゴルフ場新規コースについて、周辺の施設配置とキャンプ場炊事棟の移設についてはどのようなことかという質問についてお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、現在、新設コースの基本設計を実施しておりますが、新設コースに必要な敷地面積を考慮いたしますと、キャンプ場炊事棟の場所まで必要となる可能性もあることから、議員からご紹介いただきましたが、前回の議会でお答えしたように、移設場所等も含め、引き続き、基本設計において検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 基本設計において検討してまいりますというようなことでありましたけども、具体的にどのような、どちらのほうにコースというようなことの計画はないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 今現在、基本設計をやっておりますけれども、令和8年の2月27日までの工期で実施しております。ですので、まだ確定的なことは全然まだ言えない状態でございまして、面積的に、一般的なパークゴルフ場ということで、18ホールだと1.5ヘクタールから2.5ヘクタールは必要だというような、これはパークゴルフ協会のホームページにあるんですけども、こういった形で標準的な面積が、必要な面積が決まっております、それを今現在、上米公園で新設で造れるエリアを、面積、勘案しますと、キャンプ場や炊事棟が、その部分がかかってしまう可能性があるということで、まだ確定ではないんですけども、まだ、なかなか今の段階ではお示しすることが、まだかないません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 基本設計、いろいろと案を練っているところだと思いますけど

も、今の段階では公表できないということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） まだ、基本設計中のごさいますて、公表というか、まだ定まっていな状態です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと案は、いろいろとあると思いますけども、基本設計、前向きに両立した考えでやっていってもらえればいいんじゃないかと思ひます。できるだけ早めに取り組んでいってもらいたいと思ひます。

その中で、3番目に行きます。

今後の計画についてということでありますけれども、今、新しいところを買収して、木が立っているわけですけども、その木を切ったりして整地をしたりしてやっていかなければならぬと思ひます。

この中で、その伐採とかそこら辺一帯の整地の工事というのが、いつ頃から始まるような感じがしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 今後の計画はどのようであるか、新規コースの工事はいつから、いつ頃から始まるのか、この質問についてお答えいたします。

パークゴルフ場の新規コース増設における今後の計画といたしましては、現在実施中の基本計画策定業務完了後に詳細設計を実施しまして、土地開発公社からの用地買収を経て、支障木の伐採や造成工事の後、コース本体の工事に着手するということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 土地開発公社からの用地買収によって、それからやっていくというというような状況になるということなんです。

その日程的なことは分らないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） まだ基本設計を、今やっている途中でありまして、まだ、正式にお答えする段階にまで来ておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） その中で、着々と準備が進んでいるようでありますけども、目

安として新規コースについて、いつ頃オープンするかというようなことの答えはなかなか難しいと思います。なかなかです。だけど、そこを聞きたいと思いますから、やっぱりそこが一番聞きたいところですから、あえてそこを聞きたいと思ひまして、ここの質問に上げました。

○議長（指宿 秋廣君） 分かりますか。都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 新規コースはいつ頃オープンするのかのご質問についてお答えいたします。

現在、今後必要となる詳細設計や用地買収費、工事費の財源確保のため、利用できる補助事業等を検討しておりますので、コース本体の工事着手時期については未定であり、新規コースのオープン時期についても未定であります。

まだお答えできる段階ではありませんが、早期のオープンを目指し、事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） はっきり答えられないから、未定であるという答弁が最もな答弁だと思います。いつ頃しますというようなことは、多分答えられないと思ったわけです。

しかしながら、造ってもらうほうは、早めに造ってもらいたいと思うわけです、確かに。いつ頃だろうかっていうことは、こういうことはすぐ、いつ頃できるんだということ、すごい関心がありますから、広がっていくと思うわけです。ですから、何年度までにやりたいというようなことはありませんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） なかなか発言に責任を持ってませんので、何年度までというのは明確に言えないんですけど、もう早期のオープンを目指して事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 早期実現に向けて取り組んでいきたいということです。もっともなことだと思います。

これは、なかなか予算検討とかいろいろ伴いますから、なかなかはっきりとはものが言えない状況じゃないかと思っております。

前向きに、いろいろと着々と取り組まれているようでありますけれども、今後、そうなったら、できるだけ早めに取り組んでいただきたいと思います。

町長、どうでしょうか。今後の取組として、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思いますけど。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これを町の単独でやるとなると、相当な経費がかかります。今、国の事業を含め検討しているところでございますので、相手があることではございますけれども、早期にオープンできるように努力を、今しているところでございます。そういうことです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） できるだけ、早めに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、農業問題について聞きたいと思います。

まず、農地中間管理機構、農地バンクと言いますが、土地の集約は耕作放棄地の拡大を防ぐための鍵となる取組であります。

耕作放棄地となるのを防ぐための農地中間管理機構、農地バンクに土地を預ければ、固定資産税半額となる優遇制度をめぐり、少なくとも本県を含む13都道府県の18町村で制度を適用せず、税を徴収していたことが分かったということでもあります。

まず、各種の農業委員会が自治体税務担当に優遇対象者の報告を行っていたということです。

農水省によると、農地の利用促進に関わる農業委員の委員が、交代のタイミングで必要な手続をしなかったということと見られております。報告を怠った農業委員は、処分はされていません。

優遇制度は16年度に開始して、全農地を10年間以上の貸付け期間で農地バンクに預けると、税が一定期間半額となるということでもあります。

このことについて、農地中間管理機構に土地を預ければ固定資産税が半額になる制度について、本町の農業委員会として問題はなかったかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 農地中間管理機構、農地バンクに土地を預ければ固定資産税が半額になる優遇制度について、本町の農業委員会として問題はないかのご質問について、農業委員会としてお答えいたします。

この制度は、平成28年度から施行されており、その内容は、農地農業振興地域の区域内にある農地について、その農地の所有者が所有する全ての農地、当該、その所有者が利用する10アール未満の農地を含む全ての農地を、農地中間管理機構に新たに10年以上の期間で貸し付けた場合に、当該農地に対して課税される固定資産税を2分の1に軽減する特例制度でございます。

10年以上15年未満の貸付けの場合は3年間軽減され、15年以上の貸付けの場合は5年間軽減されるものになっております。

農業委員会においては、毎年当該、その該当となる農地及び農地所有者の情報を税務財政課へ

提供することが定められております。

今年度、先ほど議員からもありましたけれども、情報提供漏れによる固定産税の課税誤りが他自治体であったことから、宮崎県においては、令和7年9月3日付で、宮崎県農政水産部長名で各市町村の農業委員会会長宛てに、適切な事務の実施について通知があったところでございます。

当三股町農業委員会においては問題なく、適切に事務を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 本町においては、そのようなことはなかったということで、よろしいわけですね。

ある程度、そういうことがあったら、三股町はどうだろうかというようなことで、確認のために、これを取り上げて質問をしていきました。

次に行きますけれども、農業につきましては、米の価格について、いろいろと今後の見通しについて、いろいろ話がなされているようであります。向こう3か月の米の価格の見通しについても、米の安定供給確保支援機構は、新米の収穫量が増えて、需要量を大きく上回るため、11月以降は需要が緩んで価格が下がるとの見方が多いということであります。国は需要に応じた生産を基本方針として表明をしております。

6月議会で、本年度の本町の水田面積、作付について伺っております。これは計画についてであります。昨日の質問者の中にも、同じような今年の作付について、質問された方もいらっしゃいます。

その中で、ちょっと違う面もありましたから、改めて私のほうでも再度質問していきたいと思っております。同じようなことになるところもあるかもしれませんが、そこら辺はご了承していただきたいと思っております。

作付については、基本計画でしたけど、面積の合計が847ヘクタールでありました。主食用米が325ヘクタール、WCSが104ヘクタール、飼料作物296ヘクタール、加工用米33ヘクタール、飼料用米4.5ヘクタールということでありました。

そのため、結果ですけれども、実際の面積になります。は、どのようであったかということを知りたいと思っております。このことについて聞いていきたいと思っております。改めてです。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 主食用米、WCS、飼料作物、加工用米、飼料用米の水田への作付状況はとのご質問についてお答えいたします。

昨日もお答えしたところだったんですけれども、資料1です。堀内和義議員からの要求がありました、その資料1の今年の令和7年産の主食用米、WCS用米、飼料用米、加工用米、それぞれ

れにつきましては実績として面積を載せて掲載して答弁したところですが、飼料作物がこの表にはございませんので、それを加えた形で答弁をさせていただきます。

まず、主食用米の作付面積は、表にありますとおり329.7ヘクタールで、割合は34.4%、前年対比55.6ヘクタールの増加、WCS用稲です。の作付面積は87.7ヘクタールで割合が9.1%、前年対比17.6ヘクタールの減少、この表にはありませんけれども、飼料作物です。飼料作物の作付面積は、実績として322.4ヘクタールで割合は33.6%、前年対比0.1ヘクタールの増加でございます。飼料用米は4.2ヘクタールで割合は0.4%、前年対比0.1ヘクタールの増加、加工用米は34.4ヘクタールで割合は3.6、前年対比8.6ヘクタールの減少となっております。

全体の作付申請面積につきましても、実績として一番右側にありますとおり959.1ヘクタールにおいて申請があったという実績結果でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 昨日の堀内さんの資料を見ながら、やっぱり説明をしていただいたわけですが、私が聞いた時点での質問について、私は計画的なことを、この前、前のときに質問しました。

その中で、主食用米としては、計画は325だったわけです。結果として329.7だったわけです。4.7増えているわけです。WCSについては104ヘクタール、実際的には87.7ということです。12.7増えているということ、飼料作物については、296の計画であって322.4ということです。これは26.4ヘクタールの増ということです。加工用米は33ヘクタール計画であって、34.4、1.4の増ということです。飼料用米は4.5ヘクタールで4.2ということで、これは0.3ヘクタールの減ということでもあります。

理由はいろいろとあろうと思います。これは、このことについては、理由についてはそれぞれ、個人個人で理由づけあろうと思いますので、このことは、ちょっと伺っていきません。

その中で、減反に対する交付金額というのがありますよね。交付金額、ありますね。お金が、10アール8万円と、WCSについては8万円出るわけですよね。その中で、以前はその中で、実績に応じてパーセントで支払ったということでもありますよね。飼料作物、加工用米、飼料用米というようなことの、交付金額が分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今、ご質問がありました、それぞれの作物ごとの交付金額につきましては、まず、WCSにつきましては8万円です。飼料作物につきましては3万5,000円、加工用米は2万円、飼料用米は7万円となっております、全てこれは国から、直接、生産者の

ほうに交付される金額になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 交付金額が、WCSが8万円、飼料作物が3万5,000円、加工用米が2万円、飼料用米が7万円ということでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） そのとおりです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 伺ってきましたけども、この水田転作につきましては、適応した判定基準、今までは本町独自のことであって、今年度から九州農政局の指導により、適正な基準に変更したということでありました。

3番目になります。

WCSの検査期間、検査です。そして、この合格・不合格面積はどのようであったかということで、作付について、どのようであったかということについて聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） WCS稲発酵粗飼料の検査期間、検査結果、合格面積、不合格面積はとのご質問についてお答えいたします。

令和7年度の検査期間は、検査の期間です。8月14日から10月24日までの期間の間に、再検査も含めて、延べ18日検査を実施しております。

検査結果といたしまして、作付合計面積約96.8ヘクタールのうち、合格面積が87.7ヘクタール、不合格面積が9.1ヘクタールでございました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今年度から、判定基準を80%以上、80%未満を不合格とするというようなことであったわけですね。

以前からすると、この中で検査方法が変わったことで、検査結果で合格面積、不合格面積に変化があったかどうか。その変化は、内容はどのようであったかということについて聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） ④検査方法が変わったことで結果に変化があったか、また、不合格面積についての内容はとのご質問についてお答えいたします。

令和5年度です。5年度までは、本町独自の判定基準を用いて判定しておりましたが、昨年度、

令和6年度から、この新しい判定基準を用いて、九州農政局の指導によって方法を、令和6年度から変更しております。

令和6年度以降は、判定基準を80%以上は合格、80%未満は不合格とし、交付対象外として取り扱うこととしております。

令和5年度までは50%未満を交付対象外として取り扱い、50%以上は、50%から100%までの間で10%刻みで判定し、交付金の対象としておりました。

本町独自の判定基準を用いた令和5年度は、作付面積約116.7ヘクタールのうち、合格面積が約105.3ヘクタールで90.2%でありましたが、検査方法を変えた令和6年度は、作付面積約118.8ヘクタールのうち、合格面積が約105.3ヘクタールで88.6%でございました。

今年度です。令和6年度は、先ほども申し上げましたとおり、作付面積約96.8ヘクタールのうち、合格面積が約87.7ヘクタールで90.6%でございました。

検査方法が変わりましたが、結果を見ると、合格の割合は約90%前後で大きく変わらず、むしろ令和6年度以降は、合格面積のところにつきましては、交付金が満額100%交付されることから、農家、耕作者さんも意識が変わり、より徹底した栽培管理に努めていただけたようになったものと感じております。

不合格と判定された内容のそのほとんどは、雑草繁茂によるものでございました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、課長のほうから判定基準について、いろいろな説明があったわけですが、そんなに変わってないということであるということですね。

まして、結局、それなりに農家さんの意識が変わって、それなりに手入れですよ、結局。自然農家の反応は、やっぱり手入れによって、その状態が判定基準が変わりの状態で見てもらえば基準を通過できるというようなことの意識があったということで、そのような結果が出たということで私は受けますけど、結局、今年度からこのように変わりますというようなことの数値が出されて、新しくなされているということであったと思います。

やはりこの中で、今までからすると判定基準が大幅に下がったという、このようになつたりしたら、農家というのは厳しくなったんじゃないかというようなことが、すごい反応が出ますから、そういうことに対しては。

結局、農家に対して絞っているんじゃないかというようなこととか、そういう意見はすぐ反応が出ますから、こういう結果というのは、こういう結果がどのような結果ということは、それぞれ重々に、農家というのは皆さんが注目しているところでもありますので、今後その中で、今後も

結局、行政としてのそういう指導といいますか、そういうことは達しといいますか、そういうことは、今までどおりの達しはあって、こういうことでありますよというようなこら辺は注目をしていただきたい。

その中で、こら辺あたりは査定として注目していただくと、そういうところは、指導方々をお願いして、これは収入に関わってきますから、やっていただければと思っております。

まず、それから4番目ですか、検査方法が変わったことで、合格面積が上がったということだったですね。

不合格面積についての内容、結果、このようなことについてはどのようなであったかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 不合格と判定された内容につきましては、そのほとんどが栽培管理が悪いというか、雑草繁茂しているような状態のところを不合格ということとなっております。

そのほとんどが、そういう雑草繁茂です。という状況が多く見受けられたところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 大体、目安としてどのような判定基準というんですか、このように判定基準というようなことで、大体みんなが分かっているけど、分かっているけどできないというようなことだと思うわけです。

そんなことで、考えることは同じことだと思います。行政も生産者も分かっているけど、お互いにやっぱり寄り添った考えでやっていかなければいけないんじゃないかと思っております。

そしてWCSの、例えばWCS検査、最初受けましたよね。そして、再調査というのがありますよね、結局、改めてまた検査を行いますというようなことの再調査です。そのことについての2回目の検査ということになりますよね。それは内容、結果というのとはどのようなであったかということ伺っていきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） WCSの再調査についての内容はとのご質問についてお答えいたします。

再調査につきましては、実際、調査時点において生育途中であったりとか、圃場が雑草等で覆われており判定が困難であったりした場合に、改めて調査日を設けて再調査を実施しているところがございます。

その対象農家さんに対しましては、文書等により調査結果と、改めて再調査日を通知するとと

もに、対策を講じてもらうなどお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 最初検査したときに検査が通らなかったわけですから、そのようなことで、そのことについて文書を出して、こうしますよというようなことの、改めて達しして、また、いついつ検査しますからねというような、こちらのほうから出して検査を行って、その結果が駄目でしたよというようなことでよろしいわけでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 対象の、その1回目の調査の時点で判定が困難であった場合に再調査をいたしますけれども、再調査の結果として、結局、ちゃんとまた管理がされているかどうかというのを見ますので、再調査の結果として不合格、最初の調査では、ちょっと判定ができなかったけど、再調査によって合格になるっていう圃場もあります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。

農業問題について、いろいろと、いろんなことがありますけど、伺ってきましたけれども、今、改めて、今は米の二期作ということで、2回米を収穫できるというようなことの収穫が伸びるという二期作が拡大しているところであるということでもあります。

これは、温暖化によって、気温上昇によって、2番穂が実りやすいというようなことで確保がしやすいというようなことであるということでもあります。

その中で、昨日から農業問題について、いろいろと質問が出てきております。水田問題につきましては、前議員の方も、いろんなことを質問されましたけども、やっぱり水の問題が一番であると思います。ブロックローテーションの取組でもあると思っております。なかなか、このブロックローテーションといっても、思うようにいかないのが実情であります。

この中の地域の土地改良とか水田をしている方の役員さんというのは、なかなかこうですよと言いますが、役員は出していますというけど、実情というのはなかなか厳しいものがあると思います。

そして、自慢じゃないけど第2地区のほうでは、集落営農組合組織のほうで取り組んでおります。水の配分について、団地化、取組をしております。100%までは行きませんが、よい方向に向かっております。

水の問題は、なかなか難しい問題でもあります。しかしながら、行政の方もよく分かってらっしゃると思います。苦情が言ってきたり、直接苦情を言ってくる方もいらっしゃると思います。

それから、地域の方の連絡とか、それとあと管の種類です。管を取り替えるときに、管の種類を同じように管を取り替えるか、違った管に取り替えるか、大きさとかそういうのが違った面もあるわけでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 配水管の布設替えについてのお尋ねということでお答えをいたします。

先ほど申し上げたように、管と管の継ぎ手の部分は、地震が起きた場合などにウィークポイント、弱点になりますので、なるべく一本の管が長いほうが有利、管理上、有利ということになります。

管路を、1本当たりの長さを長く取るということは、その口径が太くないと取れないものですから、口径を太くするという選択をします。口径を太くすることによって、またほかのメリットとしては、給水管を、各それぞれ配水管から取っていただきますけれども、やはり、それが今20ミリということになってますので、十分な太さがあるところから取っていただいたほうが、耐震性なんかも優れるということで、材質、長さ、そういったものに注意をして更新をかけるということをしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 最後になります。上水道施設更新ということです。

これも計画的な問題であります。令和7年度が1,200万8,000円ですか、8年度が1,262万7,000円、9年度が1,592万4,000円であります。

内容ということで、これも、そして今後も、こういうようなことは継続してやっていくのかということ、変化はないようなこと、変化があるものかというようなことで、一緒に聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 上水道事業の施設更新計画について予算計上されているが、内容はどのようなことかとのご質問にお答えをいたします。

さきのお答えと同じく、7年度から9年度までの3か年実施計画におきまして、主に取水井戸や浄水配水機能を担う施設の改修など、水道機器施設の改良工事を、施設更新という名称で整理をいたしまして、係る予算額を記載したものになります。

7年度は寺柱配水ポンプ場電気系装設備更新ほか1,200万8,000円を措置いたしております。

施工の内容は、稼働状況の常時把握を目的といたしまして、各種の計測データを伝送しており

ますけれども、現在、使用しております専用電話回線方式について廃止の予定がございますことから、デジタル無線方式へ変更する内容等となっております。

なお、8年度は中央第6水源、9年度は長田浄水場及び中央第4水源でのそれぞれ機器更新など予定をするほか、毎年度ですけれども、突発事象に対する緊急更新も含めたものとなっております。

ここで整理しております施設は、安定供給の要となるものですので、計画的かつ継続的な更新を旨としております。

また、基本方針といたしまして、より適切な管理が実現するように計測機能の追加、補足データの精度向上、また耐久性向上などを図る点を踏まえて臨むことといたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 分かりました。ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより、14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力お願いいたします。

発言順位8番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順位8番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

11月3日、町表彰式が会場を役場4階の会議室に変更して実施されました。厳かに挙行されましたが、当然ながら文化会館のよさを感じ取った次第でした。本町の式典では、町表彰式で行われたように、基本的に町民憲章朗唱が行われます。「私たち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるためにこの憲章を守ります」で始まります。

この朗唱のたびに、先人の偉業を学ぶための環境、郷土愛を養うための環境が十分に整備されているのだろうか、現状でいいのだろうか、また、開拓精神はどのような意味を持つものなのか

などと感じています。このようなことをこれまでの一般質問で何回も何回も取り上げてきていますが、今回も町表彰式の際に感じました。

偉業に学ぶには、町民一人一人の学ぶ姿勢が当然必要だと思いますが、先人の偉業を学ぶにしても、郷土愛や開拓精神を持つにしても、そのための環境整備が現状ではまだまだ不足していると言わざるを得ません。郷土愛というものは、いかにして育まれるのか一概には言えないと思いますが、決して一朝一夕に育まれるものではないと思っています。

改正されました教育基本法に、教育の目標の一つとして次のようにあります。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育の目標の一つであるとあります。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うこと、これが教育の目標の一つだということになります。

文教の町としても、郷土愛を養うための環境を整備することは、児童生徒に対してばかりでなく、社会教育としても重要であるということが言えます。

町民憲章を朗唱するたびに、郷土愛養成のために三股町はこのようなことに力を入れているんだと町民の皆さんが実感できるように、環境整備に今まで以上に力を入れていただきたいと強くお願いいたします。

新しい町史や冊子、三股町の歴史と文化財、三股町資料集など、書籍類はある程度多くなってきているようですが、普段の生活の場においては、環境整備の現状を物足りなく感じております。郷土愛を養うための環境整備として今後の予定はあるのか、ハード面、ソフト面、両面について伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 郷土愛育成について、郷土愛を養うための環境整備について今後の予定あるのかのご質問にお答えします。

まず、郷土愛を養うための環境整備とは、地域の歴史、文化や自然を大切にし、住民が主体的に地域に関わる機会を創出するとともに、安全で魅力ある生活環境を整えることで、町への誇りと愛着を育む取組であるというように考えます。

本町では、地域の歴史や文化、自然環境を次世代へ継承し、町民一人一人が郷土に誇りと愛着を持てるよう、様々な取組を進めているところであります。その代表的な取組を申し上げます。

一つは、地域資源の保全と活用であります。町内の史跡や文化財の整備、案内板の設置、郷土芸能の支援などを行い、地域資源の魅力を広く発信していきます。現在、給食センター前の看板

のリニューアルを考えております。

2つ目は、教育、学習活動の推進であります。小中学校における郷土学習の充実を図るとともに、地域の方々の協力を得て、体験学習や講話を実施し、子供たちが郷土を学ぶ機会を提供しています。

3つ目は、自然環境、生活環境の整備でございます。安心・安全で暮らしやすい道路や公園の整備や町内の道路や公園、河川敷等の清掃活動を地域住民と協働で行うほか、花いっぱい運動など、町並みを美しくする活動を推進しています。先ほどご質問ありましたパークゴルフ場の拡充とか、公園の遊具等の整備等も現在進めているところでございます。

4つ目は、交流と参加の場づくりであります。自治公民館や地域サロンの活動支援や各種交流イベントの開催、さらに、地元製品の販売促進や地産地消の取組を支援し、地域のつながりを深めています。イベントとしましては、モノづくりフェアとか、ふるさとまつり、まちドラ！などを実施しているところでございます。

5つ目は、町民主体の活動支援であります。地域団体やボランティアによる自主的な活動を尊重し、行政として必要な支援を行うことで、住民参加型の郷土愛育成を推進しております。最近では駅前広場の、こちらのほうの植栽、花壇整備なんかもされております。

引き続き、これらの取組を進めることで、持続可能な郷土愛育成の環境整備を実現してまいりたいというふうに考えます。今後もこうした取組を踏まえ、町民が三股に住んでよかったとか、三股町に住み続けたいとの誇りを感じられる環境を整え、郷土愛の醸成につなげてまいりたいというように考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。

郷土愛の育成の現状ということで、初めて5つに絞って言っていただきました。普段からこういうのが目にすることができるように、本町はこういうことで郷土愛の育成に努めているということが分かるように、あちこち目につくところにあるといいなという気がいたします。

例えば、各公共施設にあります町民憲章、あの横に掲示するとか、そうすることによって、三股町が現実に現在やっていることが、全てこの郷土愛育成につながっているんだということが理解できる、そういうのが欲しいと思います。

今まではばらばらであったと思うんです。これを一つにつないでいただけた、そういう答えであったと、ありがたく思いました。けど、これで満足するものではありませんので、もっともっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

講演会等で三股の特徴等を知る機会を定期的に設けられないかに移りますけれども、これは環境整備の中でのソフト面での提案です。当然、相手方の予定や予算が絡むことなので、難しいことになるでしょうが、これまで講演をいただいた中で私が知っている範囲では、原口泉先生、八巻孝夫先生がおられます。このお二方以外にも、これまで講演いただいた方はいらっしゃるのではないかと思います。こういう三股町民から見て第三者の目から見た三股の特徴、魅力、そういうものを聞く機会というものが定期的にあってほしいと思つての質問となります。

ここでもう一つ付け加えたいのは、三股が時代小説の冒頭に登場する本があります。もちろんフィクションでありますけれども、三股の地政学的特徴がよく描かれている本で、薩摩藩をじっくり研究されている本だと感じています。作者は超人気作家で、佐伯泰英さんという方です。超人気作家ですので、時期的に、もちろん予算的にも困難なことが考えられますけれども、売れっ子の作家さんが三股をスタートに選んだ、ここも一つ意味があるんじゃないかなと思うんですが、この方を呼んでの講演会、もしできるのであれば、町内外にかなり大きなインパクトを与えることになるのではないのでしょうか。考えていただきたいと思つています。

ほかにも、三股の魅力についてお話をいただける方がいらっしゃると思つています。そういう方を探していただいた上での講演会というようなものを定期的に設けることはできないものでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 講演会等で三股の特徴等を知る機会を定期的に設けられないかのご質問についてお答えいたします。

本町の特徴と申しましても、どの分野に焦点を当てるかによって、内容は多岐にわたるものと考えられますが、歴史や文化、自然の魅力を広く町民の皆様に知っていただくことは、郷土愛の育成に大変重要であると認識しております。

議員の先ほどご提案のありました著名な作家、佐伯泰英さんをご紹介されましたが、この作家をお招きしての講演会につきましては、町民の郷土理解を深める上で大変意義ある取組であるとは考えております。しかし、この方を呼ぶに当たりましては、高額な出演料とか、あるいは年齢的なものとかいろんなものを考慮しまして、かなり厳しいものではないかなというふうに捉えております。

しかし、まずは段階的に、こういった著名な方を呼ぶということもなんですけれども、小規模なイベントから取組を始めることが現実的であると考えております。例えば、先ほど申されましたように、郷土史に詳しい研究者や地域の文化人を招いた講演会、町民による発表会、町が収蔵しております遺跡物等の展示会など、比較的費用負担の少ない形で郷土愛を育む機会を提供することは可能であると思つております。

これまで、教育委員会では、文化の祭典の元気まつりにおいて、生涯学習講演を毎年行ってまいりました。また、不定期ではございましたが、文化芸能まつりにおいて、歴史講演会を実施したこともございます。近年は、文化の祭典の規模縮小に伴い、講演会は実施しておりませんが、平成26年から始まりました文教みまたフェスティバルにおいて、様々な情報発信や交流を行っているところでございます。

なお、議員ご提案の定期的な講演会等の開催につきましては、現在、教育委員会といたしましては、予定はしていないところでございます。しかしながら、先ほど述べました取組を積み重ねることで町民の関心を高め、将来、定期的な講演会など、これまで以上の取組へと発展させることは可能であると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今の答弁でどこに焦点を当てるかによってというものがありましたけれども、だからこそ何回も何回も必要だと。いろんな面で三股を多角的に見て、三股の特徴、魅力、そういうものを多くの町民の方が聞く機会というものを何回も、小規模でも構いませんから、していただけたらありがたいなと思っております。

先ほど、町史とか、副町長も今お持ちですけれども、三股町の歴史と文化財とか、こういうような冊子、そういうものがある程度多くなってきているようだと思し上げましたけれども、どのような文化財がどこにあるのか案内できるものが見当りません。

私ごとですけれども、私は今年度になって8回、高齢者サロンなど様々なグループに対して、町の歴史と文化財等について話をさせていただく機会がありました。それ以外でも、巡見等を行ったり参加したりしましたが、いずれもたくさんの方々がありました。三股の地域の歴史と文化財等に興味関心を持っている人がたくさんいらっしゃるということの現れだと思っております。

また、都城島津邸のボランティアガイドに三股の方が複数名で在籍されています。私が存じ上げている方でも4名、今、活動をされております。そして、現在もガイドを目指して研修されている中にも、三股の方がいらっしゃいます。

こういう面から見ても、こういうふるさとの歴史と文化財、そういうものに行政としても光を当てていただく機会というのがあると、そういう興味関心を持った方々へいろいろ情報を提供できるようにするんじゃないかなと思っております。

そこで、企画商工課とか都市整備課、教育課など課を横断した取組で、地域活性化の一つとして、興味を持って町内をくまなく歩き回れる文化財マップのようなものを作成できないでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ③でいいんですね。

○議員（8番 楠原 更三君）　そうです。

○議長（指宿 秋廣君）　教育課長。

○教育課長（山田 正人君）　教育課、企画商工課など、課を横断した取組で、地域活性化の一つとして、興味を持って町内をくまなく歩き回れる文化財マップを作成できないかのご質問についてお答えいたします。

本町には、歴史的建造物や伝統行事、郷土芸能、自然景観など数多くの有形、無形の文化財が存在しております。これらを体系的に整理し、町民や来訪者が興味を持って散策できるような文化財マップを作成することは、地域の魅力を再発見し、観光振興や交流人口の拡大につながる有意義な取組であると考えております。

まず、本町の行政、生活に関するガイドブックとしましては、令和3年にみまたん暮らしの便利帳を発行しております。現在、令和7年度版もあるようです。この事務局のほうにも掲げてありました。

こういった冊子には、防災から子育て、教育、福祉に関する情報が網羅され、文化財や観光地も含まれておりますが、マップとしての詳細性には欠けており、生活に密着したガイドブックと位置づけられるものです。

ご指摘の文化財マップにつきましては、10年以上前から構想としてありましたが、地図の縮尺をどの程度にするのか、また、個人情報の取扱いを含め、どこまで詳細なものを作成するのかなど、困難な点が多くございました。そのため、まずは文化財や歴史の紹介として、令和2年度に、先ほど紹介いただきました三股町の歴史と文化財を発行いたしまして、令和6年度には、三股町の田の神さあマップを作成したところでございます。

また、情報化社会の現代においては、多くの方々がスマートフォンをお持ちであることから、ガイドブック等にQRコードを掲載し、そこからマップにアクセスする方法も有効であると考えます。

一方で、紙媒体によるマップも依然として必要であるため、今後もテーマを設けながら、文化財マップの作成について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君）　楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君）　今、答弁の中に10年以上前からそういう案はあったと、10年たってもできてないちゅうのが問題なんです。前からあったよで終わるもんじゃないと思うんです。必要だから芽生えた構想だと思うんですけれども、それが10年たっても現実のものになってないということに、どこに問題があるのか。それとも必要ないと、10年前から考えて必要ないという答えに至ったのか、今回、私がこういう質問をしたから、10年前からあった、だから

何ですかというふうにつながると思うんです。

必要だったら、今、困難なことがいろいろあると言われましたけれども、ほかの地区では、文化財マップみたいなものを作っているところたくさんあります。そこも、いろんな困難なことがあった結果、できたもんだと思うんです。何でそれができないのか。やはりこの文化財、それとまた有形、無形の文化財がたくさんありますと言われました。また繰り返しになりますけれども、なのに三股には指定文化財が5つしかない。そこに返ってくるんです。

もっと文化財について郷土愛を醸成するためには、いろんな情報を提供する必要がある。その一つが指定文化財でもあり、今、お願いしているのは、この文化財マップ、これは観光用にもつながると思うんです、これは。先ほど言われましたけど、いろんな情報が込み込みになった中にそれがあるというんじゃなくて、文化財マップとしてぼんと抜き出したもの、そういうものが欲しいと強く思っているわけなんですけれども、もう一回、何とか答えをいただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 実は、社会福祉協議会を中心にして、各地域の有志の方々が、以前、さるかんねというマップを作っておられます。こちらにつきましては、長田方面とあるいは前目方面とか、前目の温故知新の会ですか、こちらの方々が作られたマップにつきましては、教育委員会のほうも監修ということで、一部その内容の確認をしたという経緯がございましたが、他のそういった地域の有志の方で作られた部分については、教育委員会が直接関与というか、監修とこのをしていないということでございました。そういうふうにして、有志の方々が作られたさるかんねというマップは、非常に有効だなというふうには感じております。

今後も、我々といたしましても、そういった地域を割り振りながら、例えば、町の東側、あるいは南側、あるいは北側というような、このさるかんねというマップの形式を用いた形での文化財のマップというのは、非常に有効ではないかなというふうに考えているところです。

現在、それを具体化するということについては、まだいつまでとかということは考えておりませんが、そういった有効な手段として用いれるものはあるというふうに思っておりますので、そういったものを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、言われましたさるかんね、2部出ております。その2部とも私も作成のメンバーとして町内を歩き回って、当時の公民館長さんたちも交えてずっと情報を集めてやったんですけれども、私みたいなものがやってるんです。じゃなくって、ちゃんと資格を持った方が、これは文化財だと認めたもの、それを描いてほしい。さるかんねは、私がこれもいい、面白いと言ったんであって、本当の文化財ではないものも入ってます、たくさん。あれはノ

ルディックウォーキングを目的として、身近なところでノルディックウォーキングができるようにということで作られたマップなんです。あれと私が今お願いをしようとしている文化財マップと一緒にしてもらったら困ります。

あと、前目のほうの温故知新の会の方々が中心になって作られているマップにしても、あれはさるかんねと違って、地元、前目地区を中心とした地元をとにかく愛した人たちが後世に伝えたいという思いが募ってできたやつ、意味が全く違うんです、さるかんねと温故知新の会は。これを一緒にくたにしてどうのこうのと言うべきではないと私は強く思っています。

全くそれと離れて、三股郷土愛を育成するための一つのものとして、重要なものとして文化財マップというものをお願いしたい。もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 先ほど言いましたように、こういったものが、さるかんねとか温故知新の会で作られたもの、これは非常に参考になるということで申し上げました。必ずしもそれを使うとか、用いるとかいうことではなく、そういった視点、つまり先ほども言いましたように、三股町の東側、あるいは北側、南側と大きく分けて、この3つということも一つは考えてできるのではないかとということであります。

当然、これを作るに当たりましては、町の教育委員会、あるいはそれに関わる歴史等に関わって今研究を続けていただいている方々、こういった方々の協力をいただきながら、教育委員会としてこれは間違いないというものについて、当然、記すべきと思っています。そういったことで検討していきたいということでございますので、あくまでも参考ということで考えたいということとございました。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 教育委員会を通して、これは文化財として間違いないと今言われましたけれども、私が今お願いしているのは、新たに見つけるんじゃないくて、今、教育委員会のほうが文化財として認めているもの、そういうものをマップに載せてほしい、それだけですから、それについては労力はほとんど要らない。

あとは、梶山城のこともあります。それから、田上のほうの発掘もあります。発掘の後の調査の整理もあります。非常にたくさんある中で、このマップまでとなったら、当然また延び延びになるというのは分かっているんです。それを何とかして早めに、文化財マップみたいなものができるようにならんもんなんだろうかとことを考えたところです。やっぱりお金の面も出てくると思います。そこで企画商工課などを巻き込んで書いたのはそこにあるんですけれども、何かほかの面から予算を見つけて、観光の面でアプローチできる面はないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、観光の面でというご提案がございました。観光のほうでは、確かにサイクリングマップとかマップを作ったという経験もございます。観光協会とも一緒に検討は進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） サイクリングマップとかいろいろなマップを作るのも予算が要るわけですから、何もかも載せるんじゃないで、サイクリングマップにして、見どころというのが当然必要なわけでしょうから、距離とかコースとか、そういうものを文化財と絡めるというのは、全然不可能じゃないと思うんです。作るからにはある程度ボリュームがあるもの、内容があるもの、町外から来られる方に自信を持って見せることができるもの、そういうのが欲しいなと思っております。

近場でいきますと、向こうの都城市庄内町、あそこにはまちづくり協議会で庄内まちあるきMAPというのがきれいなのができています。結構作られた部数が多いみたいで、もう10年近く前からありまして、そのときももらって、最近もまた知り合いの方が何部ももらってきております。そういうものを町外にも誇れるもの、そういうものとして作っていただきたいということをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

先ほど、私もあちこちに行きまして、巡見等をやっているわけですけど、いろんなグループに混じってやっているわけですが、三股の方でこういうものに興味を持っている方がいらっしゃる、例えば都城島津邸の例を今出しましたけれども、そういうようなボランティア、町内の文化財ボランティアガイド養成講座みたいなものがないもんだらうかと思っておりますけれども、④番、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 地域活性化と絡めて、町内文化財ボランティアガイド養成講座を開設できないかのご質問についてお答えいたします。

本町においては、地域資源である文化財を活用した観光振興や地域活性化は重要な課題であると認識いたしております。ボランティアガイドにつきましては、平成23年、今から14年ほど前なんですけども、企画商工課と合同で、回覧等により募集を行った経緯がございますが、応募者がなく企画倒れとなったことから、その後は養成講座の開設を計画したことはございません。

現状では、文化財の案内を担うボランティアガイドが存在しておらず、養成講座を開設するための講師人材や受講希望者の確保が難しい状況にあります。さらに、講座を開設するためには、文化財に関する専門知識を有する指導者の確保、受講者の継続的な参加、運営経費の捻出など、複数の課題を解決する必要があり、直ちに養成講座を開設することは困難であると考えておりま

す。

しかしながら、文化財の案内を担うボランティアガイドの確保は重要であることから、まずは、文化財の魅力を広く住民に知っていただくため、講演会や現地見学会などの啓発活動を実施し、ガイド活動に関心を持つ人材の裾野を広げてまいりたいと思います。その上で、近隣自治体や専門機関との連携を図り、講師派遣や研修プログラムの共同実施など、持続可能な仕組みを検討し、将来的には、地域住民が主体となって文化財を案内できる体制を整え、観光振興や地域活性化につなげていきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） いろいろ大変なことはもう重々分かるわけですがけれども、今、ボランティアガイド養成講座をする場合に専門的知識を持った方がいないというようなこと、探するのが大変だと言われましたけれども、三股町には文化財係があります。学芸員の方が2名いらっしゃいます。その方をまず専門員として養成講座を開設するんだったら講師をしていただく。それをスタートにして、一、二回やればその講座を受けた人、最初に何名を募集するか、それを20名、30名募集するとこれは無理があるのは分かります。五、六名で十分だと思うんです。そういう人たちが集まってから、誰が生徒か先生か分からないようなぐらいの方々とやることによって、ボランティアガイドというのはある程度の数、確保できるんじゃないかと今の時点において私は思っております。紹介することも何名かできますので。そういうことをお願いしたいと思っております。

平成23年に計画したことがあった、募集したけれども集まらなかった、それで終わるんじゃなくて、それを何回となくやってもいいと思うんです、別に。必要であれば。必要でなければもう無駄なことですがけれども、必要だと思うのであれば、何回となく募集かける、そういうのはお願いしたいと思っております。

もし近い将来、たれば言ったらいかんのでしょうかけれども、ボランティアガイドが養成されるようになった際には、例えば、交流拠点が整備されたとき、そこにガイドの詰所みたいな、机一つでもいいようなものを置いておけば、生涯学習用とか、例えば高齢者サロン、これは需要があるんです、かなり。高齢者サロンには、私はそこにかなり呼ばれていくんですけども、それから小中学校での郷土学習への講師派遣として活用できると思います。

そういうのが積み重なることによって、具体的に郷土愛を養うことにつながっていくこと、そして、地域の方を巻き込んでいく、巡見等があるわけですから。広がっていった地域が活性化し、我が町を知ることになる。

特に、地域、地域にいらっしゃる女性の方は、地域内で生まれ育った方は少ないというのがよく分かりました、最近。嫁いで来られた方がほとんどなんです。だから地域の歴史を知らない方

が多い。私が幾らかの地区でサロンで行きますと、ほとんどのところで十二、三人集まられた場合に、1人か2人しかいらっしやらないんです、その生まれ育ちの方は。全部よそからの方。そこで、その地域のことを話しすると、いい勉強になったと感激されるんです。それが地域活性化、この地域の後世に残すためにこういう活動をしようとかにつながっていくんじゃないかなと思っております。これがだんだんつながっていくならば、それこそ人材バンクの充実にもつながっていくのではないかなと思います。

そういうようなことから、再度ボランティアガイド養成講座、これをまず開設するということが目的にしているいろいろを募集とか、そういうのを考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

次の質問に行きます。

5番です。今さっき紹介しました三股町の歴史と文化財、これは非常に携帯するにも手頃なんです。写真もいっぱい載ってますし、文章が分かりやすい部分が結構あります。こういうようなものをいろんなところに置いていただく。手に取りやすいところ、そういうのが欲しいなと思うんですけれども、この冊子の発行部数及び在庫数を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 冊子、三股町の歴史と文化財の発行部数及び在庫数についてお答えいたします。

まず、発行部数は180部でございます。そのうち85部を寄贈いたしました。寄贈先は、資料を提供いただいた協力機関、町内の小中学校、そして、県内や鹿児島県、近隣の図書館などでございます。残りの95部につきましては、販売用といたしました。そのうち61部が既に販売済みで、現在の在庫は34部となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 34部ですか。こういうものがあるということを知らない方も結構いらっしやると思うんです。ホームページで文化財のところにずっと入っていくと、発行書籍というのが出てきますから、そこをやってこういうようなことが出てきますけれども、知らない方がいらっしやる、そして興味のない方がたくさんいらっしやるというようなことで、180部の印刷ということになったんだろうと思うんですけれども、これが今後また周知することによって、1,500円でしたね、これ。周知されることによって増刷、増刷となるのを私は期待はするんですけれども、この本がこれまで85部寄贈されたということですが、特にこれがこのような活用をしたという実態はないんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） この冊子の活用実態についてご説明いたします。

教育委員会といたしましては、発行した冊子の具体的な活用方法につきましては、寄贈先や購入者に委ねられております。そのため、詳細な実態把握は行っておりません。ただし、過去には、町内の小学校から冊子の内容に関する質問や問合せがありました。これによりまして、郷土学習の教材として活用されているものと推察いたしております。

また、冊子は既にPDF、データ化しており、画像や資料を提供いただいた関係機関に使用許可を申請した上で、各学校へデータ提供する計画を進めております。タブレット等を活用することで、児童生徒が郷土の歴史を学ぶ機会となることを期待しておりますので、今後そういった活用もできるというふうにして、教育委員会では進めているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） こういうタブレットとか、そういうのになじまない世代としては、やっぱり紙媒体で見るといいなという気はしているんですけども、今言われたように、せっかくまとめてあるわけですから、これを多くの人が目に触れるような環境をつくっていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

町立図書館についてですけれども、今回、議案の中に報告として、教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価に係る報告というところで、偶然に図書館の利用促進というコーナーがあって、今回、私が質問しているようなものに対する答えが各所ありますけれども、それでもダブるかもしれませんが質問してまいります。

町立図書館は2001年に開館し、現在25周年ということだと思っておりますが、2015年から10年間、これから、今から10年前の利用状況の資料を要求して、頂いております。資料の3にいただいているわけですが、ここに入館者数が平成27年度から令和6年度までずっと書いてあります。一番多かったときが27年度で16万7,086人、一番少なかったときが、コロナ関係もあるんでしょうが、7万35人。こういうような状況なんですけど、これでも、県内の公立図書館においては、利用者は多いほうだと思っております。変化の要因、どのようなことが上げられるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 図書館のこれまでの利用者の推移と変化の要因についてお答えいたします。

この資料3に示されておりますので、こちらも見てもらいながら説明をさせていただきます。

町立図書館の入館者につきましては、平成27年度から令和6年度までの10年間の推移をここに掲げております。平成27年度は16万7,086人、1日当たり623人でございました。

が、令和6年度は7万5,124人、1日当たり285人となり、10年間で9万1,962人の減少となっております。

利用者の減少の主な要因についてでございますが、まず、平成30年度から令和元年度にかけて、入館者が大きく減少しております。これは、平成30年4月に都城市立図書館が移転開館し、広いフロア、多くの蔵書、充実した学習席を備えたこと、また、本町の図書館から距離も近いことから、一定の影響を受けたものと考えております。

なお、都城市立図書館の平成30年度、入館者数は110万6,021人ございました。これは1年間の利用者ということです。

次に、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館や利用制限を行ったことから、入館者数が大幅に減少しております。その後、令和3年度には一時的に増加が見られましたが、令和4年度以降は、再び減少傾向となっております。

背景といたしましては、スマートフォンなどデジタル機器の普及、いわゆる本、あるいは活字離れ、さらには生活習慣の変化があるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 10月末の宮日新聞に、小中高生の半数、読書ゼロ分とありました。読書と学力は関連しており、授業の中で紙や電子の書籍に触れる機会を増やすことが必要だとありました。

ここであったわけですけど、私は読書イコール本というイメージだったんですけど、今、課長の中にスマホの普及、活字を見るのは一緒ですよ。この宮日新聞では、小中高生の半数、読書ゼロ分、説明の中で電子の書籍に触れる機会を増やすことが必要だ。ということは、紙媒体の文字とは把握していないんです。時代も変わったなという気はしたんですけども、それからまた11月には、宮日新聞に、図書館蔵書多い町、健康長寿という見出しでの記事がありました。図書館蔵書多い町、健康長寿です。これは慶応大学と京都大学のチームが発表したということでしたけれども、これは図書館の蔵書が人口1人当たり1冊増えると、地域の要介護リスクが4%減少することに相当する関係が見られたとありました。

こう見ますと、児童生徒の学力に関しては、当然、何らかの対処が求められますけれども、社会教育、生涯学習の面からも、また町民の健康の面からも、何らかの対処が必要だと思います。それには、まず、町立図書館を中心とした活用の取組が考えられると思います。

これまで、当然、図書館の魅力度アップのために様々取り組んでこられたと思いますが、その中の代表的な取組にはどのような事柄が上げられますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 町の図書館の魅力度アップのために取り組んできた代表的な事柄につきましてお答えいたします。

まず、文化的な発信として、地域の音楽家をお招きし、音楽と朗読を楽しんでいただくライブラリーコンサートを開催いたしております。また、親子を対象とした読み聞かせボランティアや、職員による絵本の読み聞かせ会、小説の映画化作品を上映する図書館映画映写会など、利用者の年齢層に応じた企画事業を実施してまいりました。

さらに、事業の実施に加え、利用者が通い続けたいと感じられる図書館づくりを重視し、日々の窓口対応や図書の案内、テーマごとの展示コーナーの工夫など、一人一人の利用者に寄り添う図書館サービスの提供に努めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） すみません。いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、最終質問事項の3番項になりまして、①の中黒の1番目の再質問に対してご答弁をいただいたところから続けさせていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

先ほどの続きの中でいきますと、学校の要望は当初、側溝の蓋の設置だけであつたけれども、歩道の新設に至った経緯というところのご答弁に対して、道路管理者として歩道の整備は最善であるというご判断をしていただいたというところの答弁でありました。行政といたしまして、より高い安全性を目指されている姿勢だなとすごく感じたところでございます。

その中でも、背景のほうで話を述べさせていただいておりましたけれども、実際に使われている住民の方々からして、通学路としての実態との乖離があるというところの事実のご意見は実際にごございました。といいますのも、私の提供をしている資料の3枚目、最後のページになるんですけれども、モノクロで少し見にくいかもしれませんが、左上の写真がでございます。

一番奥が東側になりまして、三差路の通路から入ってくる部分が入り口になります。そして、右側の部分が西方面に撮った写真でございまして、一番奥のところは保育園という形になっております。

実際は、左上の東側から通学してくる児童生徒は、この矢印の、見にくいんですけれども、幅が町有地でございます、そのもう少し数十メートル先に右折に曲がるルートがございます。そちらのほうを使用して学校のほうに行かれるということで、前路線のこちらの通学路といえますか、道路については使用せず通学をしているというふうな実態のご意見がございます。なので、つきましては、左下の写真並びに右側の写真の方面の道路は、通学は朝は集団登校では使用していないというふうなご意見でございました。

そんな中で、今回、通学路の整備というふうな文言の中で事業を示している次第だと思うんですけども、そこに関して、やはりいささか疑問が生じているというのが実態でございます。

そういった中でお声がありますのが、ここの通学路の整備がされた後に、この部分という通学路を通らないといけないのかというふうなご意見もございました。そういった意味で、この通学路整備をなされた際には、この道を果たして今までの既存のルートと変更して通らないといけないのかどうなのかというご見解と、また、ご説明が町民教育課のほうからございました。通学路安全交通安全プログラムに際して、新設されるここの通学路、歩道整備に関しての検証という形で、PDCAを回されるというふうな形で、実際、効果的なのかどうなのかというふうな懸念もございます。そちらも併せて2点、もしご見解があればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 本通路につきましての、西小学校の児童のいわゆる通学に関する案件ということでお答えさせていただきます。

まず、こちらの通学路につきましては、指定通学路あるいは通学路というように、2段階に分けて一応考えられます。学校におきましては、指定通学路ということで、一般的に推奨する通学路ということでお示しされることもございます。ただし、ここを絶対通らないといけないというわけではございません。それぞれの集団登校の実態に応じまして、より安全が保たれるところ、そちらを通してほしいということで、あくまでも示しておりますけれども、道路については、いろんなそれぞれの集団登校班とかあると思いますので、そこで考えていただいてということになります。

そして、今回、こちらが歩道整備、新たに整備されますと、安全が確保されます。となりますと、必然的にそこは安全であるということから、あるいは指定通学路ということで安全ですから、遠回りになってもこちらを通るということについて、利用できないかということになるかと思っております。

さらに付け加えまして、こちらは、今、西小学校ということでお話しいたしました。実は、こちらの道路は、中学校も朝、自転車で通ります。となりますと、より安全ということは、もちろん歩道が広がりますので、場合によっては、その歩道を自転車も共有できるということになります。

すので、そういった中学生の自転車通学においても安全確保されるということで、利用としては、今後、推奨できるのではないかというふうに思います。

それと、検証についてですが、こちら、先ほどの答弁と重なりますけれども、当然、安全が確保されるということであれば、小学校側で指定通学路ということで、今後、推進していくということで、その実態がどうであるかということについても、我々教育委員会サイドでも、その実態把握については努めていくし、そしてまた、より多くの児童が安全を確保できるということから、通学路として利用していただきたいということで、教育委員会からも学校側にお願い、もちろん中学校も含めてしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 付け加えて、私からもご回答いたします。

先日、議員からのご要望がありまして、地元説明会も行いましたが、その中でもご意見いただいたところではありますけれども、その中でご説明、何度もしてるんですけど、なかなかご理解いただけないのが、通学路というのは登校だけではありません。下校も通学であります。下校の子供たちがここでたくさん歩いているのを我々も確認しておりますし、地元の方々も分かっているはずです。けれども、登校のときだけを見て、ここを通らないからという方々がたくさんおりました。それは間違ってますよということで私は説明いたしましたが、ちょっとご理解いただけないのかもしれませんが、通学というのは下校も含めての通学であります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご意向に対して大変理解したところでございます。確かにそうだと思います。その中で、やはり理解示されてないというところに関して、様々な背景も住民の方にはあるのではないかというところもあります。

そういったところで、次の質問事項にも移りながらお話をするんですけども、今回、この写真にも提供しております矢印の幅の部分です。左の下の写真が一番幅的には分かりやすいのかなと思うんですけども、こちらが町有地というところに関しまして、過去には、平成の20年代と聞いております。払下げの打診の経緯が隣接する住民の所有者の方へあられたというふうな経緯の中があったと聞いております。いわゆる隣接する住民の方は、この町有地の部分を取得できるというふうな形を一旦お話を聞かれたというふうな形で、打診を受けられたというふうに聞いています。

その中で、この沿線沿い、10筆ほどございますけれども、全員の同意が得れなかったような経緯を聞いたところで、買った、買わない場所が凸凹になってしまうというふうな形になってし

まうのは、やはり町有地としての有効活用ではないというふうなところは大変理解できます。

その中で、ただ、その後に、払下げを断念したというふうなところの後から、今回、歩道整備というふうな形が、数年の時を経て住民の方からすると、寝耳に水のような形で、話が降って湧いたというふうな感覚であるというふうな気持ちを聞いているところです。

そういった意味で、払下げをしないというふうな方向性をしっかりと住民の方はすれ違ったまま今回まで過ごされてきたのかなというふうなところは感じたところですし、全員がそうなのかということところはちょっと不明なところもあるんですけども、そういった部分のすれ違いが今回の経緯にも至るのではないかという中で、住民のそごというふうな場面で、中黒の2番目の今回のそごという部分がありながら、今後、この事業をどう図って進めていかれるのかというところの見解をお願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 住民間とのそごがありながら、今後どのように図り事業を進めていく考えかのご質問にお答えいたします。

町道今市14号については、令和4年度の通学路緊急点検において、通学時の児童の交通安全対策に関する要望を受けたことから、令和6年度より、通学路環境整備事業に着手しており、測量設計を経て、令和7年度から側溝改修工事に着手しております。今後は歩道整備を予定しておりますが、沿線に存在する町有地内において工事を実施することが可能であり、用地買収の必要がないため速やかに工事に着手し、令和8年度の完成を目指しているところであります。

しかしながら、現在、歩道設置予定の町有地において、沿線の保育園が占有している箇所があることから、保育園に対し町有地の返却をお願いしているところでありますので、支障物の移設等に要する期間を考慮し、歩道整備完了年度はあくまでも目標としております。

住民間とのそごがあるとのことですが、確かに当課の職員が沿線の方々へ個別に事業等の説明を行った際に、保育園や一部の沿線住民から、歩道整備の必要性について疑義があったことは認識しております。

また、先日、議員からの要望を受け開催した説明会においても、歩行者の交通安全対策や通学路の考え方、学校及び地域の要望など、歩道整備の必要性について説明いたしましたが、議員からこのご質問があったことで、まだご納得いただけない方が残っていると理解したところであり、大変残念であります。

町道今市14号で実施中の通学路環境整備事業は、地域の交通安全のために大変重要な事業であり、歩道整備完了後は、登下校時に利用する西小学校の児童をはじめ、高齢者を含む地域住民等の安全な通行が可能となり、歩行者が交通事故に巻き込まれるリスクは間違いなく低減されますので、ぜひ事業にご理解をいただき、町有地の返却など、ご協力をお願いしたいと考えており

ます。

公共事業は公共の利益、公共の福祉のために行われる事業であり、全ての方が事業推進にご理解いただくことは理想ではありますが、今回の町道今市14号の歩道整備の場合、一部の方の事業反対理由は、町有地の利用継続など、個人的な利益を優先したものと考えられますので、町といたしましては、学校や関係者からの交通安全対策の要望に加え、地域住民から対策効果の早期発現を望む声があることを踏まえて、公共性及び必要性及び事業効果を総合的に判断した結果、事業を継続し、歩道整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 以前、説明会のほうを開いていただいた限りです。本当に各課長の皆様、執行部の皆様お集まりいただいたところ、丁寧なご説明だったというふうにも感じているところですが、やはりそのまますぐに納得いかない部分が正直あった中で、日頃から説明を私もしているところですが、長年、何十年と過ごされてきた住民の方にとって、何十年間の気持ちの部分がすぐに理解できない部分も致し方ない気持ちもなくはないのかなというふうには正直感じる場所ですけれども、やはりこの事業の目的の安全を守るというところと、命を天秤に変えたときに、じゃあこの事業がもし仮に行われなかった場合、その後に事故がもしじゃあ起こったときに誰が責任を取るのかというふうなところを考えると、やはり安全性を目的とする事業というところは、しっかりご理解いただけるとありがたいかなと私自身も思っているところではあります。

そういった意味でも、長年の背景の中で、そごというところが実際生じているのも事実です。そういった意味でも、やはり住まれている毎日の暮らしの中で、やはり歩道というところの縁石の部分が出現するという部分のやはり懸念というところは、実際あるというところはご理解いただきながら、実質、整備事業を始める際は、少し寄り添いながら、事業のほうを慎重に進めながら、目的をしっかりとお伝えいただいて、今回、この整備に関して、私自身も様々な角度で協力させていただきたいというふうに存じ上げますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

最後、町長から一言、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの町道整備に対するいろんなご意見をいただきましたけれども、まずは本町の町道整備の基本的な考え方を説明させていただきたいと思ひます。

本町の町道整備につきましては、安全・安心の確保ということを最優先に、計画的に道路環境の維持向上を図ることを基本としているところでござひます。特に、通学路や生活道路など、町

民の皆様に直結する路線については、狭隘箇所の解消や歩行空間の確保など、事故防止に資する対策を優先して取り組んでいく覚悟で仕事をさせていただいております。

また、舗装の劣化や側溝の蓋欠け等の地区要望につきましては、限られた財源を有効に活用するために、利用状況や緊急性等を勘案しまして、年次的に整備に取り組んでいるところです。加えて、近年の豪雨災害の頻発を踏まえ、崖地沿いなどの危険箇所の対策や大型排水路整備にも取り組みまして、道路の強靱化を図っているところでございます。

このような方針の下で、町道の中の歩道整備については、安全・安心な生活空間を確保する上で最重点事項と捉えているところです。既存の歩道は歩道幅が1メートル程度しかなく、しかも凹凸箇所が多く、歩行者や車椅子利用者にとっては厳しい状況であります。このことから、町では、まずは中学校周辺及び上米集落周辺の歩道整備に取り組んだところでございます。

そして、また、今現在、引き続き役場周辺の歩道整備にも取り組む計画を進めております。同時に、県道33号線都城北郷線や県道12号線都城東環状線の歩道整備につきましては、毎年、県へ要望活動を行っているところでございまして、県では、県道33号都城北郷線の三股支所交差点から武道体育館までを片歩道から両歩道にする計画で事業を進めております。また、県道12号都城東環状線の町体育館南側歩道につきましては、2.5メートルの歩道に現在改修中でございます。これらは県が事業主体で取り組んでいただいているところでございます。

道路を整備するに当たりまして、通学路は道路整備における最優先事項の一つであり、通学路交通安全プログラムへ合同点検結果等を反映させることが、国、県の補助事業として採択する上で必須というふうになっております。

この通学路交通安全プログラムとは、児童の安全確保を目的に、学校、教育委員会、町、警察が連携して通学路の危険性を点検しまして、対策を進める仕組みであります。毎年、合同点検により危険箇所を把握し、緊急性に応じて優先順位をつけまして、歩道整備や路側帯の確保、標識、カーブミラーの確保など、関係機関が役割分担の下で改善を行っているところでございます。

今回ご指摘の今市14号線の歩道整備につきましては、令和4年度、5年度の通学路交通安全プログラムに反映された歩道等の整備を国の補助事業として採択されたことから、昨年度から計画的に事業に着手しているところでございます。

今後も、子供たちが安全に通学できる環境づくりや町民が快適に過ごせる歩道等の整備に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わります。

.....
○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後 3 時50分休憩

.....
午後 3 時51分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 8 番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8 番 楠原 更三君） 先ほど、課長のほうから図書館を通い続けたいと感じる図書館づくりを目指すとありました。それを通して、図書館をより身近なものにしたいという動きの一つとして、例えば、図書館の誕生日を祝うというようなことから、例えば、創立 10 周年、15 周年、20 周年、25 周年と来たわけですけれども、こういう区切りの年に周年記念イベントの開催なども考えられてきたかと思いますが、このようなことは行われてきたのでしょうか。

また、図書館にどのような本を準備しているか、どのような本を新たに購入したのかなど、情報発信の在り方なども考えた上で、小まめに情報を提供するということが図書館の魅力につながると思います。これまで、図書購入はどのようにして選定されてきたのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） これ何番かな。

○議員（8 番 楠原 更三君） 次のやつです。

○議長（指宿 秋廣君） ②でいいですか。

○議員（8 番 楠原 更三君） そのまま順番です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） まず、10 周年、15 周年、20 周年、今後の 25 周年ということになるわけですが、特別その周年ごとの記念行事をやったかということについて、ちょっと今情報を持ち合わせておりません。

ただ、文化会館、こちらのほうは、町民の方々に構成します劇団による記念公演というのをやりました。そちらのほうの行事に、どうしても私、思いがあるものですから、ちょっと図書館のこちらの行事が特別何かやったのかということについては、今、持ち合わせておりませんので、また調べましてご報告させていただきます。

それと、図書の購入に関しての件ですが、今、町の図書館の書籍の選定ということにつきましては、日本図書館協会が作成しております日本十進分類法に基づきまして、蔵書を社会科学、自然科学、芸術、文学など大きく 10 の分類に分けて、蔵書の管理や配置をしておりまして、こちらの情報などを参考にしながら蔵書の選定を行っておりますし、また、利用者がよく利用する分類、分類ごとの出版冊数などを分析し、そして選定も行っております。

また、一方で、図書館を利用される方々から、こういった本が欲しいというリクエストも結構あります。こういった要望を受けまして選定も行っていると。昨年度、令和6年度、こういったリクエストを受けての購入が484冊ございました。そういった選定を行っているということでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。

図書館に通いたいと思う、身近に思うと感じる、そういう図書館づくりもこれまでもされてきているかと思えますけれども、それにやっぱり自分が読みたい本があるという情報がいかにして手に入るか、これが大きいと思うんです。私も今回こういう質問を考えた中で、いろんな公立図書館についてインターネットで調べました。やっぱり皆さん、インターネットでぽっと見たときに、入り込んでいこうかという魅力を考えて上で、ホームページがつくられているなとつくづく思ったところですけども、その中に、貸出本のランキングとかそういうのもあったり、新しく購入した本の魅力を述べたり、そういうものが結構あるのを見たところですけども、これまでもやられていると思えますけれども、ホームページ上から見ると、三股の図書館のホームページはもうちょっと魅力に欠けるかなという、比較した場合に感じるがありました。

施設は物すごく明るくすばらしいと思うわけですけども、来年の4月からリニューアルオープンとなるということなので、何らかの形、新しい動きというのを期待したいと思えますが、今回、議案書の報告の中には、新たな対応方針として、若い年齢層の利用者にも読書に興味を持ってもらえるよう、読書傾向や読まれる本などを分析し、選書、購入するとあります。これまでと比べて、新たな対応にはどのようなことが考えられているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） ご質問の内容につきましては、今回、教育委員会のほうで教育点検評価という冊子を今回お配りしております。この中にそういった表記があるということで理解をいたしております。

今回、議員の皆様にお配りいたしました令和6年度の教育点検評価という冊子の52ページにそういった表記の内容が掲載されております。若い年齢層の利用者にも読書に興味を持ってもらえるよう、読書傾向や読まれる本などを分析し選書、購入するということが表記されているところでございます。

そういったところで、未就学から小学生までというところの観点からお答えさせていただきます。

読書習慣を身につけるためには、幼少期から読書習慣が重要であります。未就学児から小学生の利用者は、家族や保護者と図書館を訪れることが多いので、家族ぐるみで読書習慣をつくって

もらうために、特に未就学児から小学生までの利用促進を行っていきます。

図書館利用者がどのような作家やジャンルの本をよく借りるのか統計を取っていますので、ベストリーダー統計や利用者からのニーズを参考にしながら、教科書で紹介されている本や学校で学習する内容を網羅した本、また、出版業界や読書推進を行っているNPO法人が発表しているベストセラーランキング図書などを参考に、児童向けの本を選書、購入しています。これからもそういう観点で進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。

次に行きますけれども、3番です。

来春リニューアルとなるわけですが、リニューアルオープンとなるわけですが、利用者をより増やすための取組、どのようなことを考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 現在、改修工事を行っておりまして、年明けに工事が終わります。

それを受けて、今後どうしていくのかということをご紹介させていただきます。

これまで好評いただいていた展示コーナーやイベントをさらに魅力的に更新し、定期的にテーマを変えた特別展示や地域密着型のイベントを開催するよう計画しております。例えば、子供向けの読書イベントやワークショップを通じて、先ほど言いましたように、家族層にも楽しんでいただけるような工夫をしてみたいと思っております。

改修後ですが、利用者のニーズに合わせてサービスを一層充実させ、より多くの方々に足を運んでいただけるよう、図書館に従事している職員へも定期的に協議していきながら新たな事業も、よそで取り組んでいるいろんな取組を参考にしながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。また入館者の数が増えていくことを願いたいと思います。

次の質問に行きますけれども、図書館内の郷土史コーナー、これは郷土愛を養うために大変重要な場所だと思いますけれども、現状で、この郷土史コーナーは十分だと考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 郷土史コーナーの書籍は十分と考えているか、これは、郷土史コー

ナーから各小学校への貸出状況も踏まえてということについてお答えさせていただきます。

郷土史コーナーの蔵書につきましては、令和7年3月末時点で2,576冊を所蔵いたしております。内容といたしましては、県内各市町村が作成した市町村史や、郷土研究会や南九州文化研究会などの団体が発行した郷土研究資料、さらに、県の歴史や地理に関する書籍、県内出身者が執筆した歌集、文芸誌、エッセイ等を収集しています。寄贈本や出版情報を基に郷土史コーナーの書籍は収集していますが、現状ではまだ十分ではないと考えております。したがって、今後も引き続き郷土資料の収集を進め、より充実した郷土史コーナーを目指してまいります。

次に、郷土史コーナーから各小学校への貸出しということもありましたので、貸出状況についてお答えします。

令和6年度には2つのタイトル、3冊の資料貸出しがありました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 郷土史コーナーはまだまだ充実させていただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の議案の中の後期基本計画、これを見ますと、町内の小中学に対し郷土学習教材を提供するとありますけれども、今言われた数、ちょっと少ないなと思つたんですが、後期基本計画の中にあるこの郷土学習教材を提供するという事は、具体的にはどういうところを考へていらつしやるのか、どしどし提供していただくようお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、移動図書館について伺ひます。

各自治体いろいろ聞きますと、移動図書館、特に山間部のほうでは結構聞きますけれども、本町の移動図書館につきまして、利用条件とか手続状況とか、それから利用状況、そういうものについて伺ひます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 今、楠原議員の質問は、山間部のということでお話しされましたので、いわゆる山間部の……。

○議員（8番 楠原 更三君） いや、もうそれなしにしてください。

○教育課長（山田 正人君） いいでしょうか。山間部の移動図書館でないというところでの答弁にさせていただきます。

図書館の移動図書館事業につきましては、団体貸出事業として実施しております。対象は町内の小中学校、放課後児童クラブ、保育園など計33団体でございます。

これらの団体に対し、まとまった冊数の図書を貸出しし、児童生徒をはじめとする利用者が身近に読書活動に親しめるよう取り組んでおります。

利用状況につきましては、令和6年度の貸出冊数が1万694冊、令和7年度は、10月末時点で4,551冊となっております。

今後も引き続き団体貸出事業を通じまして、読書環境の充実を図り、子供たちの読書習慣の定着に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほど、最初のほうで言いましたけれども、宮日新聞に、小中高生の半数、読書ゼロ分とあったと言いましたけれども、そして、読書と学力は関連しておりという内容がありました。学力テストを見ますと、本町は決して褒められた状況ではないと思います。いろんな方法でもって学力向上に努めなければいけないと思っておりますけれども、その一つに、図書館の利用というものもあると思いますので、小中学生が利用しやすい、利用したいと思うような部分にも力を入れていただくことができればと思います。

試験中、試験前の中学生、高校生の利用はかなりあるというふうに見てはいますが、普段から時間があるときには学習コーナーで子供が勉強するとか、また本を読んでいるとか、そして、貸出しに子供たちが多く、またはサロン活動の中において、本の貸出しが見られるとか、とにかくいろんな方法で図書館の利用者がより増えるようお願いをしまして、質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、来週月曜日、8日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時10分散会

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和7年12月8日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和7年12月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託
-

出席議員(10名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君

欠席議員(2名)

4番 西村 尚彦君	12番 山中 則夫君
-----------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内としておりました。他の議員と同様にするため、50分を切って目安でお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問部分については、休憩後に行うことといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位、9番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、おはようございます。発言順位9番、中原美穂です。通告に従いまして、おくやみワンストップ窓口の設置と行政手続の一元化に向けた体制整備について質問いたします。

家族を亡くすというのは、どなたにとっても心の整理もつかず、立っているだけでも本当に苦しい時期です。そのような状況の中で、役場に来て幾つもの課を回り、同じ説明を何度も繰り返すというのは、心身ともに苦痛で大きな負担となります。

本日は、実際に経験された町民の方の生の声を紹介させていただきます。

その方は、最近、ご家族を亡くされた町民の方が手続の準備のために、役場へ電話をされたそうです。電話の窓口では、手続に必要なものを知りたいと伝えたそうですが、まず、戸籍担当へ

転送され、手続はいろいろございますとだけ案内され、具体的な内容は分からないままでした。その後、年金担当へつながれ、さらに福祉課へと転送され、そこでようやく必要なものを教えていただいたとのことです。

しかし、ご本人が感じられたのは、最初の受付の方が全体の流れを少しでも理解していれば、最初から何が必要なかを教えてもらえたかもしれないという点でした。

その後日に、別の親族の方が役場へ行かれ手続を行われたとのことでしたが、年金担当の職員は非常に丁寧で、手続の順番を書いた紙を渡しながら説明していただけた様子です。

しかし、その手続手順が電話では案内されなかったため、必要なものも全体の流れも分からないまま来庁することになり、結局、2度役場へ来庁しなければならなかったと言われていました。

私自身も、実際に庁舎内でどのような手続が必要なのかを一通り確認いたしました。全ての窓口を回るのに1時間半から2時間を要しました。また、受付で、まず町民保健課に行ってくださいと言われたものの、そこでも、まずはこの用紙を書いてくださいと言われ、葬儀のときに配付されるという紙にも同じ内容があると言われましたが、葬儀直後の混乱の中でその紙を把握できているご遺族は少ないのではないかと感じました。

さらに、案内の紙と実際の申請書が別々に渡されて、分かりづらい点や内容がよく分からない。私自身にて一通り体験しましたが、そもそもホームページに詳しい内容がなく、事前準備ができないといった、こうした課題も自ら確認したところです。

町民の方々からの意見を代弁すると、どこへ行けばよいか分からなかった、何度も同じ説明をしなければならなかった、精神的に限界だった、特に悲しみの中でやらなければならない手続だからこそ、行政に寄り添ってほしい、手続負担を少しでも軽くする体制づくりを検討してほしいとの意見が得られました。

全国では、都城市をはじめ多くの自治体が、おくやみ窓口、ワンストップ窓口、おくやみコーナーを設置しております。三股町でも、こうした取組を検討すべきだと考えます。

質問1、ご遺族を亡くされた方々の現状の手続と、町民の負担について、三股町役場にてどのような手順で、どのような手続を行わなければならないのか、現在どのような流れ、案内体制について伺います。

ご遺族から何度も同じ説明をしなければならない、どの課を回るのか分かりにくいといった声も寄せられていますが、そのような声は届いていないのでしょうか。

残りは質問席にていたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。おくやみワンストップ窓口の設置と行政手続の

一元化に向けた体制整備についての①のご質問でございます。

ご遺族を亡くされた方々の現状の現状の現状の手続と町民負担について問うということで、三股町役場にてどのような手順で、どのような手続を行わなければならないのか、現在どのような流れ、案内体制を取っているのかを問うというご質問に、そして、ご遺族から何度も同じ説明をしなければならない、どの課を回るのか分かりにくいといった声は届いているのかを問うというご質問にお答えします。

三股町に住所のある方が亡くなられた場合、生前の状況によって様々ではありますが、死亡の事実を知った日を含めて、7日以内に役場1階3番窓口の町民保健課に死亡届を提出していただくことになります。こちらは、ほとんどの場合、葬儀者の社員により提出されます。その際に、今後手続が必要な可能性のある課や窓口について案内する資料、亡くなられた方の手続について、町のホームページ上にも掲載されておりますが——をお渡しして、ご遺族に対して渡していただくようお願いします。後日、ご遺族により手続が必要である窓口で手続を行っていただくことになります。

なお、窓口などにおいて、何度も同じ説明をしなければならないや、どの課を回るのか分かりにくいなどの声は、関係する各課、町民保健課、税務財政課、福祉課、高齢者支援課、都市整備課、環境水道課、農業振興課、教育課に問合せしましたところ、お聞きしてないということでございます。大分、議員との認識がちょっと違いますが、そういうことで、この回答があったところでございます。

その理由といたしまして、本町では、令和5年12月に導入いたしました、書かない窓口のシステムが効果を発揮しているのではないかとこのように考えます。書かない窓口とは、住民の負担軽減と窓口業務の効率化を図るために、来庁者の口頭での申告内容や住民基本台帳等の既存情報を基に、職員が端末へ入力し、申請書を作成する仕組みであります。署名のみで手続が完了することから、誤記防止や待ち時間の短縮につながっているところです。

なお、死亡届は、法令により原本性が求められることから対象外ではありますが、その後に必要となる国保や年金、各種給付申請書等については、書かない窓口を活用することで、ご遺族の負担軽減につながるものと考えています。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、ご質問なんですけれども、書かない窓口で、町民が書類を作成できるといったのは、幾つの課がそれが達成できているのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 窓口DXにつきましては、町民保健課におきましては、国民健

康保険、それから、後期高齢者医療保険、年金関係につきまして、窓口DXを使用することができております。

町民保健課については、以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この書かない窓口のシステム利用部署、それについてお答えいたします。

戸籍住民係、国保年金係、納税管理係、資産税係、児童福祉係、介護高齢者係で、申請書数は約28帳票でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。では、次の質問に参ります。

現行案内体制の課題認識について、各課ごとに手続が分散している現状は、町民や職員にとっても効率的とは言えません。死亡に関する届出や保険、年金、介護、税、口座など、複数の課を横断する事務の現状課題をどのように認識されているのか見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現行案内体制の課題認識について問う。各課ごとに手続が分散している現状は、町民や職員にとっても効率的とは言えません。死亡に関する届出や保険、年金、介護、税、口座など、複数の課を横断する事務の現状課題をどのように認識されているのか見解を問うとのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されていた方、年金を受給されていた方などは、町民保健課、固定資産をお持ちである場合などは税務財政課、各種手帳などをお持ちの方であれば福祉課、65歳以上の方や介護保険証をお持ちの方は高齢者支援課、町営住宅にお住いであった方は都市整備課など、議員ご指摘のとおり、複数の窓口において手続が必要な方もおられます。

一方で、先ほど町長の答弁でもございましたが、令和5年12月に行政改革の一環で導入いたしました、いわゆる書かない窓口を活用することにより、町民の窓口時間の短縮や職員の業務効率の向上が実現できていると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。では、次の質問に入ります。おくやみ窓口やおくやみコーナーなど、他自治体の導入状況の把握と評価について伺います。

全国では、大分県別府市をはじめ、松阪市、岐阜市、千葉市、そして、隣接する都城市などでも、おくやみ窓口が設置され、複数課にまたがる遺族の手続を一括で案内する体制が整えられて

います。

資料をご覧ください。ナンバー1に関しては、全体をまとめたものであり、会津地域13市町村の広域連携をし、また、近隣では鹿児島県さつま町でも、おくやみデスクを開設し、遺族の負担軽減に取り組んでいる例も見られます。

ナンバー2をご覧ください。このようにハンドブックが作られており、また、おくやみ手続の一元化は、今や大都市だけではなく、中小規模の自治体でも広く取り組まれている状況です。

こうした先進自治体の取組について、三股町としてどのように把握し、どのように評価されているのか、また、町として今後どのように生かしていくお考えなのか、ご見解をお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 他県で実施されているおくやみ窓口、おくやみコーナー導入自治体の把握と評価について問う。全国では大分県別府市をはじめ、松阪市、岐阜市、千葉市、そして、隣接する都城市などでもおくやみ窓口が設置され、遺族の手続を一括で支援する体制が整っている。こうした先進事例を、町としてどのように把握し、どのように評価されているのか、町の考えを問うとのご質問についてお答えをいたします。

高齢化がますます進行し、独り暮らしの高齢者や家族の少人数化が進む中、ご遺族にとりまして、役所での手続だけではなく、電気やガスなどのライフラインに関する名義変更や銀行口座の凍結などの資産管理に関するもの、インターネットを介した各種サービスなど多岐にわたり、手続が必要な場合があると考えています。そういった中で、亡くなった際のご家族の手続の簡素化や職員の効率化に向けて、全国の自治体でも取組が進んでいる現状であろうと考えております。

近くでは、議員ご紹介のように、令和元年11月から、都城市においても、おくやみ窓口が設置されており、窓口サービスの充実に寄与する取組であると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。では、次の質問に入ります。まず、資料ナンバー5、ナンバー6、ナンバー7をご覧ください。

こちらは、ご遺族が三股町で手続をされる際にお渡しされる資料一式です。特に、ナンバー7については、三股町独自の資料なのかどうかも分かりづらく、どこで何を書くのか、初めての方には非常に分かりにくい内容になっているのではないかと感じました。

一方、ナンバー3、ナンバー4の都城市の資料をご覧くださいと、必要な手続が一つに整理され、手順や順番、必要なもの、受付窓口が誰でも分かるようにまとめられています。都城市市民課では、ワンストップサービスとして、できることはそこで全て案内するという姿勢も伺えます。こうした形式は、町民の負担を大幅に減らし、職員の業務効率化にもつながると考えます。

そこで伺います。三股町での導入可能性と段階的整備について、町民の事務負担軽減、職員事務業務の効率化の観点から、申請書の事前準備、チェックリスト配付、予約制、相談窓口など、死亡時の事務を支援する仕組みを段階的に整備していくお考えはないのでしょうか。町民の事務負担の軽減、そして、職員事務の効率化という双方の観点から、町としてのご見解をお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ④番、三股町での導入可能性と段階的整備について問う。町民の事務負担軽減、職員事務業務の効率化の観点から、申請書の事前準備、チェックリスト配付、予約制、相談窓口など、死亡時の事務を支援する仕組みを段階的に整備していく考えはないのかを問うとのご質問についてお答えをいたします。

本町においても、このような取組ができないか。令和3年に自治体の先進事例を研究し、都市での現地視察を行い、担当者からの聞き取りなどを行ったところです。その中で、他自治体の事例では、本庁舎だけでは事務が完了せず、別の建物に移動して事務を行う必要があったことなどが大きな困り事であったことが分かりました。

本町の場合は、基本的には庁舎の中で完了することや、おくやみ窓口に関するシステム導入に多額の費用がかかることなどから、まずは段階的取組として、令和4年7月1日から、精通した職員を福祉課に1名配置し、死亡後事務ご遺族支援サービスを開始したところです。

内容としては、あらかじめ日時をご連絡いただければ、事務をされるご家族とともに、各窓口を回る伴走型支援となります。その後、職員の異動などもあり、体制が継続されていない現状がございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） その担当1人の方がいらっしゃらない場合には、ご遺族がまた日にちをずらすことになるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ただいま企画商工課長のほうから答弁がありました。以前に実施いたしました、令和4年7月1日からのおくやみ窓口ワンストップの段階的取組の部分でありますけども、令和4年7月から令和5年2月まで、担当職員配置ということで行っております。この8か月間におきまして、死亡者数242人の方に対しまして、電話予約のあったものが1件、実際窓口におみえになって伴走したものが22件でございました。

今質問のありました、電話予約をされまして、その担当職員が動けないときには、その中で調整を行ったものというふうに、実績で上げておるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今、お話があった2022年7月の広報を見て、死亡後、手続き遺族支援サービス開始のご案内を見る限りでは、何もちょっと町民に対してはよく分からない。行かないとその方のサービスが得られないという状況は、町民にとってやっぱり分かりづらい。その担当の方がいらっしゃるとしても、対応は行かないと分からないという状況がつけられているのは、私はどうかとやっぱり思うので、その辺りは、すみませんが、小規模でもいいので参考にできる資料とかを作成していただいて、ハンドブック含めて、チェックシートでも含めて、三股町が今、このナンバー5であるようなやつだけではちょっと分かりづらい。何が本当に準備が必要なのか。その課に1つずつご自身たちが分かるように書いているかもしれませんが、町民にとっては、やはり都城市みたいな手続チェックシートのように、死亡届が7日以内に届出してくださいというふうな形だったり、忘れずにお持ちくださいという書類を必要なものとして、区分けして分かるような資料を作っていたらいいと思います。

では、次の質問に参ります。

デジタル化・官民連携による効率化への展望について、今後の行政サービスの在り方として、重要な視点を申し上げたいと思います。

近年、全国の自治体では、マイナンバーカードの活用、庁舎の情報共有システム、官民連携システムサービスなどを組み合わせることで、死亡後の各種手続を簡素化し、都城では窓口予約、混雑状況をオンライン連携し、遺族の負担を大きく減らす取組が進んでいます。また、書類に関しても、ほぼ名前と住所と生年月日は印刷されており、確認だけの作業にしているとのことでした。こうした取組は、単に便利になるというだけではなく、町民の心理的負担の軽減、職員の事務効率化、手続ミス、二度手間の防止など多くのメリットがあります。

三股町でも、こうしたデジタル化の波をどう取り入れていくのか。どの部分を連携し、どこまで手続を簡素化できるのか。これは、町民サービスの質に直結する大きな論点だと考えています。

そこで、デジタル化、情報共有システムを活用した手続の簡素化について、町として、今後どのような展望を持っているのかをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 要旨⑤デジタル化・官民連携による効率化への展望について問う。都城市などでは、マイナンバーカードや官民連携システムを活用し、死亡後の手続をオンライン連携する取組も開始されている。本町においても、デジタル化や情報共有システムを活用した手続簡素化について、今後の展望を問うとのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたが、死亡届は、現在、法令により原本性が求められること

から対象外とはなっております。そして、令和6年12月に閣議決定をされましたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、F、死亡相続届のオンライン・デジタル化の中で、死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進めるとあり、町としても、国の制度構築を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） それでは、最後の質問に移ります。

これまで申し上げたように、家族を亡くされた方にとって、役場での手続はただの事務ではない。深い悲しみの中で氣力を振り絞って向き合わなければならない重い負担です。その最も辛い時期に、町民の方々が、迷わない、困らない、何度も説明しなくてよい、たらい回しに遭わない、そうした環境をつくることは、行政にとっての優しさであるだけではなく、行政の信頼そのものに直結することだと私は強く感じています。

全国では、既に多くの自治体がおくやみ窓口を設置し、都城市のように、予約制や申請書の自動作成、案内統合など、遺族に向き合う仕組みが着実に広がっています。

三股町でも、町民の皆様方の声や現場の実態を踏まえ、こうした取組を前向きに検討すべきではないのでしょうか。

そこで町長に伺います。今後、三股町として、おくやみ窓口設置に向けた検討をどのように進めていくお考えでしょうか。また、町として寄り添う行政をどのように実現していくのか、町長のご所見をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町長の方針と今後の検討方向について問うということで、町民にとって最も辛い時期に安心して寄り添える行政であることが求められている。町民が迷わない、困らない、たらい回しに遭わない仕組みづくりは、行政の信頼にも直結する。今後、町としておくやみワンストップ窓口設置に向けた検討をどのように進めていく考えか、町長の見解を問うとのご質問についてお答えいたします。

死亡に関する届け出は、多くの課にまたがり時間を要することから、ご遺族の方の負担軽減や職員の業務効率化の観点を踏まえ、手続のオンライン化の動向も注視しつつ、町として、今できる支援施策を検討してまいります。つまり、令和4年度の本町での死亡後手続ご遺族支援サービス事業の実施状況、反省を踏まえるとともに、令和5年12月に導入いたしました、書かない窓口の活用状況等も考慮しまして、そして、先進自治体の事例も参考にしながら、窓口またはデスクの設置の検討を進めてまいりたいというふうに思います。

できるだけ早くそういう窓口を設置して、そして、予約制あるいは伴走支援、そのような対応ができるかどうか、その辺りも含めて検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。窓口も検討していただけるということで、早急に検討していただき、その前に一度もう手続シート、これを先にやっていただきたいと思います。強く思います。なので、チェックシートをまずはやっていただいて、その後に窓口ということを考えていただければと思います。

では、以上、おくやみワンストップ窓口に関する質問を終わります。

続きまして、事項2の町民の生命、安全を守るための治安防犯対策、子供の安全確保について質問いたします。

皆様もご存じであると思いますが、先月全国ニュースでも大きく報じられた未成年の薬物乱用事件は、三股町にとっても決して他人事ではありませんでした。特に、町内で未成年が覚醒剤で逮捕された事案もあったことから、町民の皆さんの間には、子供たちは本当に守られているのか、町として何か対策はされているのかという強い不安と危機感が広がっています。

また、旭ヶ丘では夜間の不審者情報が相次ぎ、住民の皆さんからは街灯が暗い、防犯カメラが少ないといった声が寄せられております。日常生活の安全そのものが揺らぎつつあるという現状にあります。

質問1、防犯意識の醸成と地域・行政・学校の連携体制について。先月ニュースで少年の薬物乱用事件が報じられ、町内全域に衝撃が走りました。犯罪や薬物のリスクから子供たちを守るためには、施設整備だけではなく、地域全体での見守りと教育の両論が不可欠であります。町として、地域防犯組織やPTA、学校、そして、警察との連携を今後どのように強化していくお考えなのでしょうか。

また、子供を守る防犯ネットワークや安心パトロールのような、町主導の取組を拡充していく必要性について、町の見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（山田 正人君） 防犯意識の醸成と地域・行政・学校の連携体制についての質問にお答えいたします。

教育委員会におきましては、自治公民館、小中学校、社会教育団体代表者など30名の委員と、各自治公民館、PTAから推薦された47名の青少年指導員で構成する三股町青少年育成町民会議を設けております。当協議会では、青少年の健全育成を目的に、各種青少年健全育成活動や交通安全運動を実施し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献しているところでございます。

具体的な活動といたしましては、親と子のふれあい標語の募集及び入賞作品の展示、青少年指導員による毎月1回の町内巡回、中学校における啓発活動や通学用自転車の点検の実施、町内大型店舗での冬のキャンペーン活動、地域安全パトロール看板の設置などを年間を通じて行っているところでございます。

課題認識といたしましては、近年、地域のつながりの希薄化や防犯意識の低下が懸念されております。また、子供たちの生活環境の変化に伴い、インターネットやSNSを通じた新たな危険への対応も求められているところでございます。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、地域・行政・学校が一層連携を強化し、青少年指導員の活動を支援するとともに、保護者や地域住民の参加を促進し、地域ぐるみで防犯意識を高めてまいりたいと考えております。

併せて、デジタル社会に対応した情報モラル教育や、子供たち自身が主体的に安全意識を持つような啓発活動を充実させてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 続いて、薬物乱用防止教育について伺います。

先ほど申し上げたとおり、最近のニュースでも未成年による薬物事件が全国的に報道され、三股町においても未成年の逮捕事案が確認されています。大人が思っている以上に、薬物の危険は子供どもたちのすぐ身近に迫っています。

一方、海外では、こうした現実を踏まえた教育が既に進んでいます。小中学生を中心とした薬物乱用防止教育の現状と強化対策について伺います。

諸外国、アメリカ等では、小中学生の段階から薬物がどれほど人生を傷つけるのか、誘われたらどう断るのかと、薬物の危険性を徹底的に教育するプログラム、具体的に学ぶDAREが導入されています。三股町における薬物乱用防止教育の現状と、今後の課題についてはどのようなになっていますか。

また、実践的な啓発活動、講和、リーフレット、体験型教室等の導入予定があるのか、町の見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 中学生を中心とした薬物乱用防止教育の現状と強化対策について、お答えいたします。

中学校では、保健体育科の授業で、1年生、欲求やストレスとその対処、2年生、薬物乱用と健康、3年生、医薬品の正しい使用の学習を実施し、薬物乱用防止に関する教育を行っております。また、学級活動としまして、毎年1月に学校薬剤師に講師を依頼し、1、2年生を対象に薬

物乱用防止教室を行っております。

次に、薬物乱用防止に関するリーフレット等の配付につきましては、県教育委員会から児童生徒に対する薬物乱用防止の啓発の徹底、及び指導の強化についての文書や、厚生労働省と文部科学省から生徒向けに、「薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です」と、保護者向けに、「子供の周りは危険がいっぱい」、厚生労働省から、「違法薬物は、いけない」等のリーフレットやチラシが町教育委員会に送付されましたので、各学校を通して家庭に配付し、薬物乱用防止の啓発及び家庭との連携を図っております。

近年の傾向といたしましては、本県でも高校生や中学生の逮捕事例がありましたように、薬物犯罪の低年齢化やインターネット等を通じた売買等の例もありますので、実践的かつ継続的な啓発が必要であると認識しております。そのため、今後も関係機関との連携や情報収集に努め、薬物乱用防止教育を強化してまいります。

また、家庭、保護者との連携強化も不可欠でありますことから、リーフレット等の配付を通じた周知や啓発につきましても、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 薬剤師の講話は分かるんですけども、警察との体験だったりとか、教育だったりというのは、なぜされないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 薬物乱用防止教室につきましては、警察、薬剤師等、講師につきましては、学校で依頼をできるようなにはなっておりますので、現在は、薬剤師に講師を依頼しまして講話をお願いしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。では、続いて、次の質問に参ります。

旭ヶ丘運動公園付近における不審者情報、動物虐待者発生における安全対策、治安維持について伺います。

旭ヶ丘は町民だけでなく、町外の方も多く利用される地域であり、スポーツ施設、広場、遊歩道など、三股町の中でも特に人が集まるエリアです。しかし、その一方で、旭ヶ丘運動公園付近では、近年、不審者情報や動物虐待のような重大な事件が相次ぎ、町民やスポーツをされる児童に不安が広がっていると、住民や子供たちを指導されている関係者の方々から不安の声が届いております。

スポーツ施設や、近年ではWBCチェコ代表のキャンプ地としても注目された地域であり、町内外からの来訪者も増えております。

このような地域特性を踏まえ、防犯カメラ、LED街灯の増設等の防犯対策をどのように計画されているのでしょうか。現状と今後の整備方針について、町の見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 旭ヶ丘運動公園における不審者情報、動物虐待者発生における安全対策、治安維持について問う。質問の要旨③番についてのご質問について、お答えいたします。

旭ヶ丘運動公園付近は、来訪者増加や夜間の利用があるため、照明、監視カメラ、巡回、情報共有、住民参加を組み合わせた多層的な対策が有効であると考えます。

旭ヶ丘運動公園につきましては、愛護動物の遺棄・虐待防止のため、令和5年1月に防犯カメラ3台を公園駐車場内に設置するとともに、定期的に職員による巡回監視を行っております。

監視カメラの台数や設置箇所についてでございますが、愛護動物の遺棄・虐待防止のために設置している防犯カメラ等につきましては、公園管理者と協議を重ねており、適切な場所に数量、位置ともに妥当と考えております。

次に、防犯灯の設置についてですが、旭ヶ丘運動公園付近であります三原地区には55基、勝岡地区には75基、蓼池地区に170基、3つの地区合計で300基の防犯灯の設置がございます。

なお、毎年度当初に各自治公民館に対しまして、防犯灯の新設の要望調査を行っておりますが、さきに申しました3つの地区の自治公民館から、現時点での防犯灯の新規での設置の要望はございません。

今後も、警察との連携強化と必要に応じた暗所対策、緊急通報周知等を実施しまして、並行して防犯カメラ、LED街灯の増設等につきましては、地元からの要望等ございましたら、適切な場所に整備していくことを検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ご質問なんですけれども、その地域じゃなく、旭ヶ丘公園に対しての増設は要望がないとできないということなんです。どの方が要望すればじゃあ公園はできるのでしょうか、教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

公園の中に防犯カメラであったり、LEDの街灯であったりを、防犯灯です。そちらのほうを設置する要望というのでありましたら、もう区長さん、公民館長さんや支部長さんからの要望をいただければ、それらの検討してまいりますけれども、ちょっとご紹介いたしますと、旭ヶ丘運動公園内には、先ほど総務課長が申しましたとおり、3台の監視カメラがあります。先ほど申し

ましたけども、理由は目的としましては、動物虐待、捨て猫抑制です。そちらのほうを目的としております。

LEDの街灯ですけれども、今、LEDではないものも含めて、8基の街灯が公園内にはございます。それは、防犯の目的ではなくて、陸上競技場とか、陸上競技場には4基の照明があるんですけども、その街灯は8基です。そうなんですけど、その目的が防犯ではなくて、公園利用者の利便性向上ということで設置しております。ですので、ご質問のとおり、不審者情報が頻繁に出るんだということでございましたら、公民館長、区長さん、要望いただきましたら検討してまいりたいと。その不審者情報が頻繁に出るようでありましたら、そのご要望がなくても、私たちのほうでも、公園管理者としても、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） よろしく申し上げます。

以上、いずれのテーマに共通しているのは、町民の皆さんの安心と負担の軽減をどう守るかという点です。家族を亡くされた直後に、気持ちの整理もつかない中で、幾つかの課を回り、何度も同じ説明を繰り返さなければならない。その辛さは実際に経験された方にしか分からない、深い悲しみや精神的な負担です。

旭ヶ丘地域で起きている不審者情報や動物虐待といった事案は、子供たちの命を守るという観点からも、三股町の暮らしの質、治安維持に直結する重大な課題です。

どちらの問題にも共通しているのは、町民の声が行政に届き、それが確実に改善につながることで私は考えています。行政には制度や仕組みがありますが、その先にあるのは町民一人一人の安心や不安、困り事に寄り添えるかどうかです。三股町がそういう町であり続けることが大切だと思います。

私は、今回の一般質問を通して、町民の皆さんの声が町政に確実に反映され、誰もが安心して暮らせる三股町となるよう、これからも議会の立場から提案と働きかけを続けてまいります。

町長をはじめ、執行部の皆様におかれましても、どうかこの町民の声を真摯に受け止めていただき、迅速かつ前向きなご対応をよろしくお願いいたします。

そして、傍聴にお越しくくださった町民の皆様、日頃から町政に対して温かいご理解とご協力をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。共に安心して暮らせる誇りある三股町をつくっていただけると幸いです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長、地区から要望があつてつけた場合は、その電気料は地区が払うんですか。

○都市整備課長（田中 英顕君） 公園内は、町のほうで。

○議長（指宿 秋廣君） 要請があったらつけますよ、電気料は町が払うってことね。よろしいんですね。

○都市整備課長（田中 英顕君） それは、つけるというか検討をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 地区やったら関係なくどんどん出てきますよ。

以上で、一般質問を終了いたします。

これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、12月3日に追加提案された7議案を含む、今定例会に提案された全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出して下さるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時02分休憩

〔全員協議会〕

午前11時03分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時03分散会

令和7年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第6日)

令和7年12月12日(金曜日)

議事日程(第6号)

令和7年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 議案第94号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 議案第94号の取り扱いについて

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第94号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 議案第94号の取り扱いについて

出席議員(10名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君

欠席議員(2名)

7番 新坂 哲雄君	12番 山中 則夫君
-----------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長補佐	堀之内 環君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第94号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第94号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、国が総合経済対策として実施する第1次補正予算に伴い、物価高騰対策として実施する三股町オリジナル生活応援商品券配布事業について、所要の補正措置を行うものであります。

また、三股町オリジナル生活応援商品券配布事業につきましては、生活者支援として早期に実施が求められることから、追加議案として提出するものであります。

歳入歳出予算の総額152億9,837万9千円に歳入歳出それぞれ1億4,435万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,272万2,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,672万3,000円を増額補正するものであります。

県支出金は、物価高対応プレミアム付商品券等発行事業補助金2,762万9,000円を増額

補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

商工費は、オリジナル商品券などの印刷費用314万円、オリジナル商品券換金業務委託料ほか1億4,116万5,000円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

以上、1議案について提案理由の説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企画商工課より、事業内容について補足説明をさせていただきます。

長引く物価高の影響により地域経済や町民の暮らしは依然厳しい状況であることから、町民の負担軽減を図るとともに、地域内消費喚起を下支えするため、三股町オリジナル生活応援商品券配布事業を実施するものです。

財源として、国の重点支援地方交付金や国の物価高対策プレミアム付商品券等発行事業補助金を活用し、住民基本台帳に登録のある町民お1人当たり5,000円分のオリジナル商品券を配布し、およそ140の取扱店舗で利用が可能となります。来年年明け1月下旬から順次配布を開始し、2月末頃までに対象の皆様が届くよう進めてまいります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、ただいま追加提案されました議案第94号に対する質疑であります。くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっておりますが、議長の許可を得たときはこの限りではないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今の説明の中で、目的として町民の負担軽減ってあったんですけども、具体的にどれほどの効果を見込んでいらっしゃるのか。また、低所得者層に特に支援が

必要な、その辺の配慮は、ほかの施策に比べてこれが適切と考えられた理由を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、このたびは町民お1人当たり5,000円分の商品券を配布するものでございますので、2万5,500人を想定いたしまして、5,000円ですので1億2,750万円、こちらを商品券として配布するものでございます。

経済効果、こちらを使用することにより、地域内で商品券を消費することにより消費喚起の下支えにもなるというふうに考えております。

今回、プレミアム付商品券と配布型商品券を検討いたしましたが、先ほど議員がおっしゃいましたように、経済的に余裕のない人ほど恩恵が大きい今回の配布型ということに決めたものでございます。

他の事業との比較でございますが、今回、県議会の11月定例議会におきまして、プレミアム付商品券発行事業補助金というのを創設されましたので、こちらに財源を充てるということから、先行してこの事業を選定をさせていただいたというものになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回500円ということで、本当に独り暮らしとかは1,000円券を出されても……

○議長（指宿 秋廣君） 5,000円。

○議員（5番 田中 光子君） あっ、違う。今までのように1口1,000円のつづりを出されても、なかなか1,000円まで買物をしないときがあるんです。だから、今回500円のつづりを10枚ということで5,000円ですよ。この500円の単位にさせていただいたのはすごくありがたいと思います。独り暮らしになるとなかなか本当に700円ぐらいで、1,000円券を使うことがないんです。だから今回すごくありがたいんですけども、そのつづりとなっているので、今までみたいに冊子になっていると思うんですけども、これを1枚ずつの金券の印刷代との比較はされたんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今回は500円の商品券を10枚つづりで1セットで5,000円ということで、議員のおっしゃるとおりでございます。

今回上程をさせていただきました印刷製本費、こちらが314万円でございます。こちらのほうが印刷製本費自体は枚数が多い少ないというのはございますが、単価的にはそれほど変わらないということでございました。どちらかというと換金手数料のほうがやっぱり細かい冊数が多け

れば多いほど手数料はかかってきますが、印刷製本については今回314万円となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） その商品券の利用が、一般の店舗と大型店舗との利用率に対しての比較は、今までにされたことがあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今回も全店舗券と申しまして、大型店舗、床面積が1,000平米を超える小売店、またそれ以外の店舗、こちらが共通といたしまして2,500円分、また、一般店舗、大型店舗以外の一般店舗のみで使える券が2,500円分ということしております。

こちらの換金業務につきましては、商工会のほうに委託をしまして、商品券を店舗から持ってきていただいたものを換金していただくというふうにしておりますが、大型店舗の割合と一般店舗の割合、こちらのほうは精査をしていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。ほかありませんか。企画商工課長に、委託料ほかなので、どこに委託して、商工会よりほかに、お手元に届くもの、それからその委託料幾らっていうのはやっぱり教えてもらう必要があるというふうに思いますので、説明方お願いします。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません。今回、予算書の11ページを御覧いただきますと、オリジナル商品券換金業務委託料ほか1億4,116万5,000円ということがあるかと思えます。こちらの内訳についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、こちらを商工会に換金業務を委託するものでございます。1つ目が換金業務といたしまして1億2,750万円、こちらは1枚当たり500円の2万5,500名分掛ける10枚ということで、この合計が1億2,750万円、そして、手数料といたしまして280万5,000円。こちらは500円券1枚当たり2.0%こちらの手数料をお支払いし、さらに消費税1.1をかけたものが280万5,000円となります。

2つ目に、郵便局さんに委託をいたします商品券発送業務委託料といたしまして、こちらは郵パックを使って1通当たり800円という計算をされまして、960万円の委託料を計上してございます。

3つ目に、町内の店舗さんへの参加意向の調査・確認委託料といたしまして30万円、こちらを計上しております。今のオリジナル商品券の換金料と換金手数料、それから郵パックの配達料、そして町内事業者の店舗数に応じた参加意向確認業務、こちらが30万円、合わせまして1億

4,116万5,000円となるものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 歳入のほうでプレミアム付商品券とありますが、歳出のほうではオリジナル商品券とあります。この言葉の説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 申し訳ございません。先ほどの答弁の中で、1点誤りがございました。オリジナル商品券の郵便局に依頼をする郵パック800円の消費税が含まれていない額を私960万と申し上げましたが、消費税が、すみません、抜けておりまして1,056万円でした。申し訳ございません。

楠原議員の今の御質問は、オリジナル商品券とプレミアム商品券の違いということでよろしかったでしょうか。

歳入のほうで、県の補助金といたしましてプレミアム付商品券等発行事業ということで、県のほうは、今まで第7弾を現在進行中でございますが、1万円を払ってもらって、1万3,000円の商品が買える、いわゆるプレミアムを3割つけた商品券、これを指しておるんですが、「等」ということで、プレミアム付商品券、いわゆる購入型でも補助をしますし、配布型、今回本町が取り組むような配布型も対象にしますということで、「等」がついております。ですので、県の補助金の名称はプレミアム付き商品券等発行事業ということになっておりまして、町としてはプレミアムではなくて、オリジナル商品券を配布するものになりますので、歳出のほうはオリジナルとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もう1点伺います。

三股町オリジナル商品券になるわけですが、三股町オリジナル、どういう意味でしょうか。ほかとは違うということですか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 三股町オリジナル生活応援ということで、本町の登録店舗で使える生活応援のための商品券という意味でオリジナルをつけております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないようですので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 議案第94号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第94号の取り扱いについてお諮りします。本日追加提案されました議案第94号については、委員会付託を省略し、来週月曜日、12月15日の最終日に全体審議として措置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議あると聞こえた。異議ある方は挙手を。空耳だったかな。異議なしですね。

ご異議なしと認めます。よって、本日提案されました議案第94号については、委員会付託を省略し、来週月曜日、12月15日の最終日に全体審議として措置することに決しました。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

議事日程(第7号)

令和7年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第71号から議案第82号まで及び議案第87号から議案第93号までの19議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第71号から議案第82号までの12議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第83号から議案第86号までの4議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第87号から議案第93号までの7議案)
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第94号)
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第71号から議案第82号まで及び議案第87号から議案第93号までの19議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第71号から議案第82号までの12議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第83号から議案第86号までの4議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第87号から議案第93号までの7議案)
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第94号)
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君	企画商工課長	鈴木 貴君
税務財政課長	白尾 知之君	町民保健課長	齊藤 美和君
福祉課長	福永 朋宏君	高齢者支援課長	杉下 知子君
農業振興課長	細田 高広君	都市整備課長	田中 英顕君
環境水道課長	岩元 勝二君	教育課対策監	木下 勝広君
会計課長	竹村 恵美君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） 皆様、おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は6議案です。以下、案件ごとに説明いたします。

まず、議案第71号は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利用する方法により、手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、町民生活の向上に寄与するためのものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号について。

本案は、土地家屋名寄帳の証明書交付の際、必要となる手数料について、近隣市町村の状況を調査した結果や住民サービス向上の観点から、県内市町村との均衡を図りつつ、1名義をもって1件とする手数料の単位の見直しを行うための一部改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号について。

本案は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業における企業職員の給与等について定めた本条例のうち、会計年度任用職員に係る取扱いを規定した条について、見出しの不足及び制定1の不相応といった形式的な不備があったことからこれを改めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号について。

本案は、令和3年度から令和12年度までの10年間における基本構想に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を重点目標として位置づけた第3期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含し策定するもので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものです。

基本計画は、将来の人口維持、増加させていく上で、若者の地元への定着が重要な課題であることを示しています。今後は、少子高齢化の進行により人口減少に転じることが予想されています。人口規模の縮小により、地域によっては生活を直接支えるサービスが維持できなくなることも予測されます。

三股町は、これらの懸念に対応するため、若者の定着、結婚・出産・子育ての支援、移住定住の促進など施策を講じ、将来の目標人口の達成を目指しています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号について。

本案は、人事院勧告に基づいて、初任給の引上げ、また、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象とした月例給の引上げ、ボーナス引上げを実施するとともに、通勤手当の見直しを行うものであります。

月例給は、令和7年4月1日を基準日として、初任給をはじめ、若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定するものです。

ボーナスは、令和7年12月1日を基準日として、期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年以降の手当調整のために改正するものです。

通勤手当は、現行の距離区分において200円から7,100円の幅で引き上げるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号について。

本案は、令和7年人事院勧告に関して、一般職の国家公務員の給与改定を特別職の職員の給与に関する法律に準じて、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、来年以降の手当調整のために、条例の一部を改定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

10月に福島県石川町、本宮市、川俣町で行政視察研修を行いました。視察の目的は、南海トラフ地震の備えという視点で視察場所を考えました。三股町は内陸における経済活動の維持が重要な課題となるため、本宮市の取組から、災害時にも早期に再開できる地元産業のBCP策定支援の重要性を学びました。

石川町では、周囲の山地や造形地の存在から、強い揺れによる土砂災害リスクを抱えています。防災ハザードマップの精度向上に加え、集落ごとの防災ラジオの普及など、情報伝達の最後の1マイル、つまり物流の通信において、最終拠点から消費者やユーザーの手元に届くまでの最終の区間、接点を示す言葉です。これを確保する工夫の必要性を再認しました。

川俣町では、地域外への分散避難とコミュニティの再構築の課題は、南海トラフ地震で宮崎県内の広範囲が被災し、三股町が支援や物資の面で孤立状態に陥った場合の長期的な課題と重なると思います。避難生活が長期化した被災の住民の心のケア、そして、結と絆を維持する、つまり人々のつながりを大切に、その関係性が時間とともに強固で良好な状態を保ち続ける行政の役割の重要性を痛感しました。

また、広域的な支援が停滞することを想定し、自立的な生活を支えるため、備蓄や計画の重要性も肝に銘じるべきであると思いました。

震災復興は単なるインフラ復興ではなく、産業再生、防災力向上、コミュニティの再構築とい

う多面的な課題を同時に解決する創生のプロセスであります。風評被害の克服と真の復興を長期的に応援していくことの重要性を痛感しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第72号、第73号、第75号、第78号から第81号、議案第90号から第93号の計11議案であります。

議案第72号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について。

本案は、令和8年4月1日から事業開始となる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する事業者の認可手続、子ども・子育て会議での意見聴取、設置認可を今年度中に進めるため、その整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案するものです。

審査におきましては、制度が全国一律で導入される一方、利用料金や単価など、国の詳細が未確定であり、準備の困難さが指摘されました。また、保育士不足が深刻化する中、未経験児の受け入れや無資格研修者配置による負担増が懸念され、園側の体制が不透明である点も課題とされました。加えて、ファミリーサポート事業との役割重複による混乱を避けるため、連携・強化が必要との意見が述べられました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について。

本案は、三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を国基準に合わせ、義務化されている安全計画の策定及び努力義務とされている業務継続計画の策定についての規定を新設するため一部改正するものであります。

審査においては、事業者が策定する計画について、町が適切に確認する体制の必要性、災害時における児童の安全確保への支援の重要性が指摘されました。また、制度開始後の苦情対応について、窓口の明確化、迅速な対応、基準の共有など、利用者の声を改善に生かす仕組みづくりが必要との意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（体育館空調使用料について）」。

本案は、三股町体育館の空調使用料を設定するとともに、学校体育館の使用料策定方法の変更及び空調使用時間の取扱いを変更するため一部改正するものです。

審査におきましては、30分単位の料金設定について反対意見はなく、妥当とされた一方、利用時間が利用者の自己申告に依存する現状には課題があるとの指摘がなされました。

性善説に基づく運用では、適正な料金徴収が担保できないこと、消し忘れや無断延長の実態も踏まえ、スイッチ連動機器による客観的な自動管理の導入や管理体制の強化を検討すべきとの要望が付されました。

また、人手による管理は人件費負担が大きいため、機器導入の際は費用対効果を十分考慮し、より効果的な管理方法を工夫すべきとの意見も述べられました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額28億4,000万2,000円に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,122万2,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、一般管理費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額24億7,060万5,000円から歳入歳出それぞれ5,920万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,139万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費の減額補正に伴う国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等を減額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を減額補正するものであります。

審査においては、訪問介護ヘルパー不足が深刻化していること、総合事業デイサービスが満席化する可能性があり、将来的な受皿拡充の検討が必要であることが指摘されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2,316万7,000円から歳入歳出それぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,250万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入を減額補正するもので、歳出につきましては、介護予防作成プラン委託費を減額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）」について。

本案は、令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事において、天井裏ライトゲージの取りつけが不要になったことから、工事請負契約の変更をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第90号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額28億4,122万2,000円に歳入歳出それぞれ209万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万4,331万8,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴い人件費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出の総額3億6,691万6,000円に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,720万2,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額24億1,139万6,000円に歳入歳出それぞれ278万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,418万円とするものであります。

歳入の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額に係る保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

審査においては、高齢者支援課において、会計年度任用職員の人数が常勤職員を大きく上回る現状が課題として指摘されました、特に相談支援や要介護認定など、専門性と責任を伴う業務に任用職員が多く従事している点に懸念が示され、責任の所在を明確にするとともに、専門職については、正職員による配置や役割分担の見直しを検討すべきとの意見を付したところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2,250万7,000円に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,321万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額に係る一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

審査においては、本事業においても、会計年度任用職員に業務負担が集中している現状に強い違和感が示され、責任の重さに見合った職制とするため、専門職は正職員で担う方向性を検討すべきとの意見が述べられました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第77号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第5号）」及び議案第89号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第6号）」の計2件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

まず、初めに、議案第77号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について。

本案は、災害復旧事業費及び各種事業の変更、決定、実績見込みなど、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額を152億4,078万6,000円に歳入歳出それぞれ5,586万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,665万円とするものです。

各課より説明を受けました。歳入の主なものとして、国庫支出金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金950万1,000円、施設型給付費負担金3,194万7,000円などを増減額補正、県支出金は、施設型給付費負担金1,146万4,000円、過年度発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1,857万4,000円などを増減額補正、町債は、交流拠点施設整備事業

4,450万円、役場前通線歩道整備事業1,750万円などを増減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものとして、総務費は交流拠点施設整備事業設計業務委託料6,285万7,000円を減額補正し、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金返還金884万7,000円などを増額補正、民生費は、子ども医療費752万7,000円、施設型給付費2,671万5,000円などを増額補正し、介護保険会計繰入金1,128万5,000円などを減額補正、農林水産業費は、委託型地域おこし協力隊事業委託料250万円、再造林率向上強化対策事業補助金600万円などを増減額補正、商工費は、WBC合宿歓迎事業に係る町観光協会補助金300万円を増額補正、土木費は、役場前通線歩道整備事業3,750万円などを増額補正するものであります。災害復旧費は、福留水路余水吐新設工事2,000万円を増額補正するものであります。

また、継続費補正として、交流拠点施設整備事業の年割額変更、繰越明許費補正として、高齢者支援課の地域医療介護総合確保基金事業、土木費における自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業ほか7事業の追加、地方債補正として、交流拠点施設整備事業ほか1事業の限度額変更を行うものであります。

質疑においては、商工費のWBC合宿歓迎事業に関し、300万円の使途や交流計画についての質疑があり、歓迎セレモニーの会場設営や警備、商工会女性部による炊き出し等に充当される旨の説明を受けました。

農林水産業費の委託型地域おこし協力隊事業に関し、250万円の増額補正について質疑を行いました。3名の募集をし、町内の農事組合法人を拠点に活動を行う旨の説明があり、委託契約における労働基準法等の厳守や指揮命令系統の明確化などについて留意すべきという意見がございました。

その他、詳細の資料要求があり、以下の報告を受けました。

高齢者支援課に対し、特定高齢者等住宅改修事業の利用可能回数について確認したところ、2回まで利用できる旨と利用者実績についての追加資料での報告がございました。

農業振興課に対し、災害復旧費における福留水路余水吐新設工事について詳細な図面の提出を求め、構造及び施工内容を追加資料にて確認を行いました。

町民保健課に対し、マイナンバーと在留カードの一体化について、有効期限の違いや更新手続についての質疑があり、更新は地方入管のみで完結するワンストップ化があることについて追加資料にて確認を行いました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について。

本案は、人事院勧告に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,837万円とするものです。

内容としては、人事院勧告による重層的支援体制整備事業に係る国庫、県支出金及び繰入金を増額補正、歳出については、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の増額、並びに各特別会計への繰出金の負担額を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第71号から議案第82号まで及び議案第87号から議案第93号までの19議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りではないことを申し述べておきます。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第71号から議案第82号までの12議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第71号「三股町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「三股町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてを議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（証明書交付手数料について）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（体育館空調使用料について）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「三股町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「令和7年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「工事請負変更契約の締結について（令和7年度図書館特定天井落下防止対策工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「第6次三股町総合計画（後期基本計画）の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第83号から議案第86号までの4議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、議案第83号から議案第86号までの4議案の議題として、質疑・討論・採決を行います。

議案第83号「教育委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では、同一議題につき1人5回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は同意されました。

議案第84号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第84号は同意されました。

議案第85号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は同意されました。

議案第86号「公平委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は同意されました。

日程第5. 討論・採決（議案第87号から議案第93号までの7議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、追加提案されました議案第87号から議案第93号までの7議案を議題として、討論・採決を行います。

議案第87号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第88号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「令和7年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「令和7年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「令和7年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第92号は、原案のとおり可決されました。

議案第93号「令和7年度三股町介護保険サービ事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第94号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、追加提案されました議案第94号を議題として、質疑・討論・採決を行います。

議案第94号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときには、この限りではないことを申し述べておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。議案第94号は可決されました。

日程第7. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨の申出がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できるように決しました。

日程第8. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員会から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定しました。

日程第9. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

日程第10. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣について、お諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等それぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時55分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和7年第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 岩津 良

署名議員 堀内 和義

三股町告示第108号

令和7年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月23日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和7年12月25日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和7年 第7回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和7年12月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年12月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第95号の上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第95号の上程
日程第3 会期決定の件について
日程第4 質疑・討論・採決
-

出席議員（11名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	田中 英顕君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	山田 正人君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

- 議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和7年第7回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。
本会期中の会議録署名議員は、2番、中原議員、7番、新坂議員の2人を指名します。
-

日程第2. 議案第95号の上程

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第95号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

- 町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和7年第7回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第95号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本案は、去る12月16日に国の物価高騰対策の重点支援地方交付金額が正式に示されたことを受け、令和7年第6回定例議会で可決されました令和7年度一般会計補正予算（第7号）の三股町オリジナル生活応援商品券配布事業の内容について改めて精査し、事業内容の変更に伴う所

要の補正措置を行うものであります。

事業内容の変更につきましては、国が示した交付金の限度額が当初見込みより上回ったこと並びに都城市の事業実施状況を踏まえ、同じ生活圏の均衡を考慮し、商品券配布金額を町民一人当たり5,000円から1万円にするものであります。また、第6回定例議会終了後の間もない補正措置であります。事業費の大幅な変更とともに、生活者支援として速やかに事業実施が求められることから、今回の臨時議会に上程するものでありますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、補正内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額154億4,272万2,000円に歳入歳出それぞれ1億2,327万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,599万9,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,327万7,000円を増額補正し、歳出については、商工費をオリジナル商品券換金業務委託料ほか1億3,172万5,000円を増額補正するものであります。予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

以上、1議案について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企画商工課より事業内容について補足説明をさせていただきます。

先の12月定例会最終日に追加議案として議決いただきました、三股町オリジナル生活応援商品券配布事業につきまして、町民1人当たり5,000円であった商品券の額を町民1人当たり1万円とするものです。商品券の額の増額につきましては、主に2つの理由がございます。

1つ目といたしまして、12月16日に国から示されました本町の交付金上限額が想定していた額よりもおよそ6,000万円ほど多かったこと。2つ目に、生活圏や経済圏が同じ近隣市町村との不均衡を是正することです。歳出の内容につきましては、商品券換金業務委託料として1億3,030万5,000円、商品券発送業務委託料として132万円、それに伴う商工会の事務委託料として10万円、合わせまして1億3,172万5,000円を増額補正するものです。なお、基準日は12月1日とし、利用期限は令和8年9月末までといたします。2月から順次配布を開始し、3月末までに対象の皆様へ届くよう進めてまいります。なお、本商品券配布事業は全国で利用できる、いわゆるお米券に代わる施策として実施するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回、提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案された議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については配付しております会期日程（案）のとおりであります。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第95号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

これより質疑を行います。質疑についてはくれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。また、臨時会での質問は会議規則第54条の規定により、1議題につき1人5回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りでないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、ご説明をお聞きして、同じ生活圏内にある都城市とのバランスを考えられるのは住民の感情としては理解できます。その中で、当初5,000円としていた妥当性と、今回1万円に倍増させた判断基準をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） このたび、12月議会の最終日追加提案をさせていただいた段階で、商品券が5,000円であったまづ理由について申し上げます。

国の総合経済対策においては、食料品高騰対策の特別枠として、およそ4,000億円を設け、自治体におけるお米券配布や電子クーポンなどの発行で、1人当たり3,000円相当を受け取ることが想定されたところですが、町として慎重に協議した結果、その3,000円に県の補助金や町の一般財源を追加し、町民1人当たり5,000円の商品券が妥当であろうということで提

案を申し上げたものでございます。

2つ目に、今回の増額についての根拠でございます。先ほど提案理由で申し上げました国の上限額が増額されたというところが一番大きなポイントであろうかと思えます。本年12月の16日、国会で令和7年度の補正予算が成立をし、本町の重点支援地方交付金の上限額が3億3,491万7,000円であり、そのうち1億1,758万9,000円が食料品の特別加算分でございます。当初、国から11月の21日付で内閣府の地方創生推進室より示されました、昨年12月の上限額のおよそ330%という試算から、おそらく2億7,000万円程度の上限額が示されるのではないかと試算をしておりました。先ほど申し上げました3億3,491万7,000円と比較しますと、6,500万円程度の増額となったところです。こちらを財源に今回の商品券事業に充当し、生活圏・経済圏が同じ近隣自治体との不均衡を是正したいということで、今回、上程をさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに、物価高騰で苦しむ町民にとってこの支援事態を否定するものではないんですけども、でも、決定プロセスについて都城市に追従する形となったことと思います。本町で、町民の家計状況や物価上昇の影響をどう分析して、主体性のある根拠をお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、議員おっしゃるように、各家庭の家計状況、物価の上昇率等を勘案し5,000円を1万円に上げる、これが一番妥当な方法かとは思いますが。ただ、こちらについては調査に要する期間、また費用も含めまして、今回の迅速な食料費物価高騰への対応という意味では、やはりここは早期に迅速に執行する必要があるということで、庁舎内の協議を経て、今回の措置を取ったと理解をしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それは5,000円を1万円にしたことで町内の消費にどのような影響が出ると見込まれているのか。給付額を倍増させたことで、町内の商業者への経済波及効果をどのようにシミュレーションされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 経済効果をシミュレーションするためには、専門的なコンサルトに依頼をして、我々役所の職員では経済シミュレーションというのは誠に申し上げにくいのですが、シミュレーションは正直できません。そういう意味では、このシミュレーションのための

委託料、また期間、そういったものがかかりますので、まずは迅速に行いたい。そして、今回、地域でしか使えない、地域の経済循環をするために地域で使える商品券、こちらを選んだということがございます。今、いわゆる言われます全国で使えるお米券、こちらではなくて地域の経済循環を生む取組ということで、地域の中で使える商品券を選んだということになります。5,000円から1万円に上げたことでの経済効果、これは単純には消費する額につきましては倍になりますので、地域に落ちる経済効果というのは単純に言えば倍になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。よろしいですか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今度の1万円に高騰した、上げるということではありますが、身の丈に合った行政をしてほしい。市町村で1万円というのは、やっぱり一般財源を使うわけです。都城市はある程度ふるさと納税でカバーできるので楽なんです。本町から財政を、一般財源から支出することは大変なことだと思います。それで、市町村によっては7,000円のところもあります。市でも7,000円のところもあります。無理をしないで町民も理解はできると思いますので、そこへんを、金をもらうことは皆うれしいんですけど、財政もやっぱり今後のことを考えたら切り詰めていかないといけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（指宿 秋廣君） では、本会議を再開します。

ほかに質問ありませんか。そしたら、執行部から追加の説明を求めます。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 補足のさらに追加説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、12月の16日に本町に対する上限額は3億3,491万7,000円でした。先の12月議会の最終日、15日に上程をさせていただいたときの重点支援地方交付金の充当額が1億1,672万3,000円でした。今回の第8号の一般会計補正予算と合わせますと、ちょうど2億4,000万円が充当を完了するというような内容になります。よって、上限額から今回の合わせました2億4,000万円引きますと、9,491万7,000円がまだ上限額に達していない未充当の財源ということになります。こちらにつきましては、現在、事業の選択等も含めまして、財源を基にどのような形であるのが一番いいのか、国や県の動向、情報等も注視をしながら、できるだけ早く決めていきたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 議員の方から。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先日の全協におきまして、この95号議案とお米券のことを質問した際に、95号議案との関連はないというような説明を受けたと記憶しているんですが、今の説明では、お米券に代わるものという内容の説明がありましたけれども、これ途中で変わったんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 全協でお米券との関係ということでお伺いをしたかと思います。お米券はしないということでお話を申し上げたと思います。お米券に代わる商品券ということで、お米券のほうは実施をしないということでご理解いただければと思います。変わったわけではございません。全協での説明が、すみません。分かりにくかったかもしれませんが、お米券についてはしないという考えは、全協または本日も変わっていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 全協では、お米券の説明は全くなかったんですね。質問してそういうような説明になったんですけれども、今後のこととして後付けで今日のように説明するのではなくて、全協での前もっての説明のときにそういう説明が欲しかったと、そう思いますので。意見です。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁ありませんね。ほかの議員、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので質疑を終結します。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するも

のについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時22分休憩

〔全員協議会〕

午前10時23分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和7年第7回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 中原 美穂

署名議員 新坂 哲雄